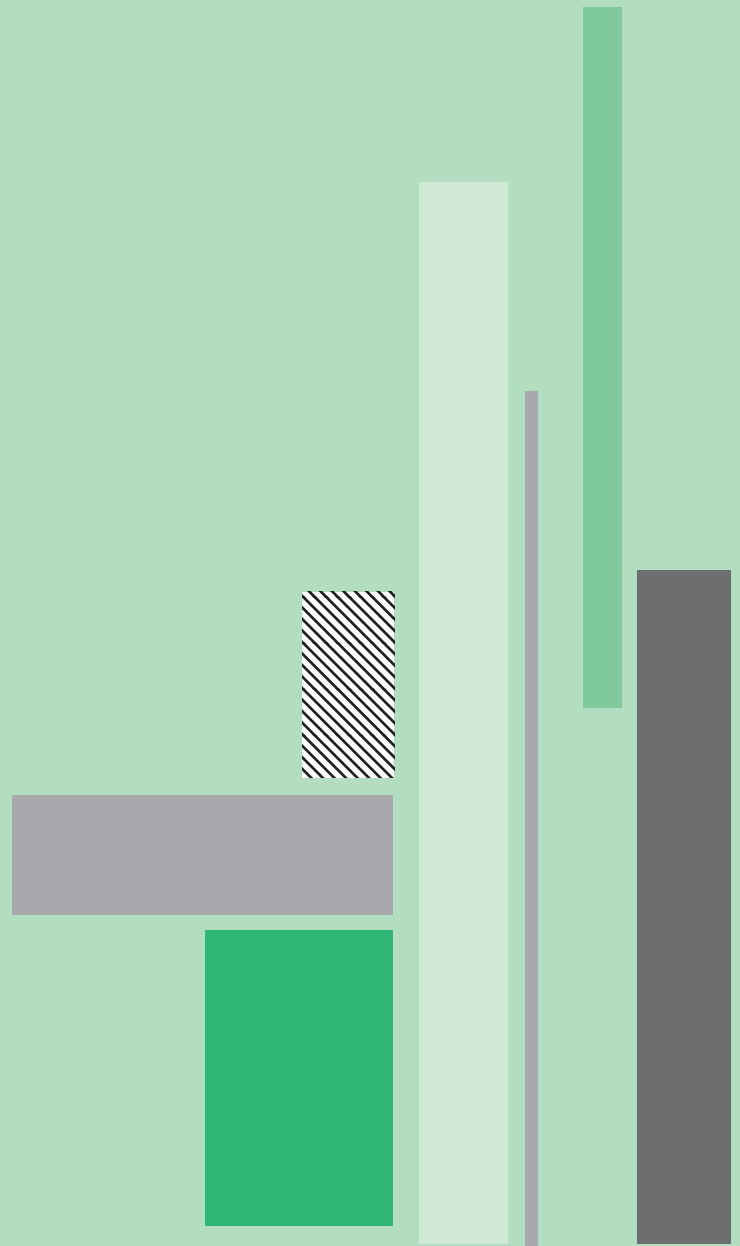


〈県政資料・第 129 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2015 年 12 月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2015 年 12 月定例県議会（2015 年 12 月 2 日～12 月 22 日）

1、前原かづえ県議の本会議一般質問（2015 年 12 月 9 日）	2
2、決算特別委員会（10 月、11 月閉会中）における秋山文和県議の質疑 （2015 年 10 月 22 日、26 日、28 日、11 月 4 日、5 日、6 日、17 日、19 日）	20
3、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会における（10 月、11 月閉会中） 柳下礼子県議の質疑（2015 年 10 月 26 日、28 日、30 日）	60
4、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015 年 12 月 14 日）	68
5、務県民生活委員会における秋山文和県議の質疑（2015 年 12 月 16 日）	79
6、環境農林委員会における前原かづえ県議の質疑（2015 年 12 月 16 日）	85
7、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2015 年 12 月 16 日）	86
8、県土都市整備委員会における金子正江県議の質疑（2015 年 12 月 16 日）	90
9、文教委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015 年 12 月 16 日）	91
10、地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会における柳下礼子県議の質疑 （2015 年 12 月 18 日）	94
11、公社事業対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015 年 12 月 18 日）	96
12、経済・雇用対策特別委員会における秋山文和県議の質疑（2015 年 12 月 18 日）	99
13、危機管理・大規模災害対策特別委員会における金子正江県議の質疑 （2015 年 12 月 18 日）	106
14、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑 （2015 年 12 月 18 日）	107
15、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会における柳下礼子県議の質疑 （2015 年 12 月 18 日）	108
16、決算特別委員会における秋山文和県議の討論（2015 年 12 月 22 日）	110
17、議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑（2015 年 12 月 22 日）	111
18、知事提出議案に対する反対討論（2015 年 12 月 22 日）	115
19、決算認定に対する反対討論（2015 年 12 月 22 日）	116
20、議員提出議案に対する反対討論（2015 年 12 月 22 日）	117
21、議案及び請願に対する各会派の態度	118
22、日本共産党が提出した意見書・提言・決議（案）	121
23、県議会 12 月定例会をふりかえって（談話）（2015 年 12 月 22 日）	126

2015年12月定例会県議会

1 本会議一般質問

前原 かつえ 議員

(2015年12月9日)

- 1 埼玉農業を壊滅させるTPPは撤退しかない
- 2 保育所の増設で真剣に子育て支援を
- 3 障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会
 - (1) 障害者権利条約の理念について
 - (2) 「手話は言語」手話によるコミュニケーションを広げるために
 - (3) 重度心身障害者医療費助成制度の拡充を
- 4 再チャレンジできる社会へ、子どもの貧困対策を
- 5 県内東西南北に「ひきこもり」相談センターを
- 6 大規模商業施設の林立の中で、商店活性モデルタウンプロジェクトを
- 7 「いやや(188)泣き寝入り」消費者行政の拡充を
- 8 三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止を

1 埼玉農業を壊滅させる TPP は撤退しかない

Q・前原かつえ議員

初めに、埼玉農業を壊滅させるTPPは撤退しかないについてです。

政府は、10月5日、環太平洋連携協定(TPP)が大筋合意したと発表しました。日本語に全て翻訳されていない中でも、日本のとんでもない譲歩ぶりが際立ったものとなっています。日本の全品目、9018品目の関税撤廃率は95パーセントにも及び、農林水産物の81パーセントは関税撤廃で、正に総自由化とも言えるものです。大筋合意で農産物重要五品目、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖は586品目の

うち約3割の関税が撤廃されます。米については、米国・豪州産米の特別輸入枠7.84万トンを受け入れ、ミニマムアクセス米の枠で米国産の輸入を6万トン増やします。また、牛肉・豚肉の関税を実質的にゼロに近い水準にまで引き下げます。埼玉県内の農家からは埼玉の養豚業はどうなるのか、稲作は守れるのかと不安の声が寄せられています。

県は、平成25年4月、TPPによる本県農産物生産への影響額を433億2千万円と試算しました。まず、今回の大筋合意に基づき、埼玉農業にTPPが与える影響についてお答えください。私は、国の指示待ちではなく早期に影響額を明らかにすべきと考えますが、2点、農林部長、御答弁ください。

国会決議は、農産物重要5品目について関税の撤廃や削減を行わない除外を求め、これが満たされない場合は交渉からの撤退を明記しています。今回の大筋合意は決議違反です。また、自民党は平成24年の総選挙で「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない。」自民党と訴えました。しかし、平成25年に安倍首相は交渉参加を表明し、これまで譲歩が報道されても一切決まっていなと白を切り通してきました。公約を無視し、交渉経過を秘密にして、国民に痛みだけ押し付けるこんなやり方は絶対に許せません。

埼玉県議会は、昨年2月定例会において「TPP交渉に関する決議の遵守を求める意見書」を採択しております。意見書は、国会決議を必ず遵守すること、国民への情報開示を徹底し、丁寧な説明により理解を得ることを求めるものでした。今回の農業を壊滅させる大筋合意は、国会決議も県議会の決議も無視するものと考えますが、知事の見解を求めます。

TPPは、関税だけでなく食の安全、医療、保険、雇用など国民生活全般や地域経済に関わるルールが変更されます。企業が国、自治体に損害賠償を求め、訴えを起こすことができるISDS条項は、国家主権を侵害しかねません。条約ですから、これから協定の正式文書の作成、署名、各国議会の批准が必要です。米大統領候補として有力なヒラリー・クリントン氏は反対を表明しています。アメリカ、日本のいずれかが批准しなければ条約は発効しません。JA全国農協中央会は、大筋合意はまだ運動の通過点に過ぎず、今後行われる国会批准に向け、我が国の食料、農業、農村を守るべく引き続き運動を展開していくと表明しています。国民にとって百害あって一利なしのTPP交渉は撤退しかないと考えますが、知事の見解を求めます。

A．上田清司知事

前原かづえ議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、埼玉農業を壊滅させるTPPは撤退しかないのお尋ねのうち、国会決議も県議会の決議も無視した大筋合意についてでございます。

今回のTPP交渉の大筋合意に対し、米などの重要5品目についての国会決議は守られていないという農業団体からの声は聞いております。国は、次期通常国会で十分に説明されるものだと思います。また、TPP大筋合意を踏まえ、マイナス面をしっかりとカバーする政策を講じていただきたい、このように思います。

TPP合意のいかんにかかわらず、これからの農業には稼ぐ力が必要だと思います。このため、県では担い手の経営強化、消費者が求める品種の育成、農業の六次産業化やブランド化などに積極的に取り組んでいます。

次に、国民にとって百害あって一利なしのTPP交渉は撤退しかないについてでございます。

経済のグローバル化が潮流となっている中で、TPPという新しい経済秩序に参加していくことは必要と考えています。TPPにより世界のGDPの約4割、人口8億人という巨大市場が創出されます。物の関税の削減、撤廃だけではなく、小売・流通業の海外出店規制の緩和など、サービス、投資の自由化や知的財産、電子商取引の規律など幅広い分野で新しいルールが構築されます。

例えば、県内に多くある自動車関連部品メーカーでは、海外に工場を出さなくとも輸出によりシェアを拡大することも可能になります。また、お茶、煎餅、化粧品などの海外輸出品の関税も引き下げられます。こうしたTPPにより得られるメリットを最大化して、特にデメリットを国の責任において最小化するよう国内の様々な分野で構造改革を進め、我が国の成長につなげていくべきではないかと思っております。

A．農林部長

御質問1、埼玉農業を壊滅させるTPPは撤退しかないについてお答えを申し上げます。

初めに、埼玉農業にTPPが与える影響についてでございます。

今回TPPの大筋合意では、米のように段階的に輸入枠が拡大するものや、豚肉や牛肉のように時間をかけて関税が引き下がるものもあり、本県農業への影響が懸念されるところです。このため、国に対し国内農業への影響を最小限にとどめる万全な対策を講ずるよう働き掛けていくとともに、県としても6次産業化など収益力の高い農業の確立に向け必要な対策に取り組んでまいります。

次に、国の指示待ちではなく、早期に影響額を明らかにすべきではないかについてでございます。

議員お話しの433億2千万円の試算額は、関税を即時撤廃、追加の対策を講じないとした前提条件に基づくものであります。しかし、今回のTPPの大筋合意では、品目によって関税削減の程度や関税撤廃までの期間などが異なっております。また、国では総合的なTPP関連政策大綱を11月25日に決定し、万全の対策を講ずるとしていることから、前回と同様の条件で試算することは適当でないと思われまます。この大綱では、農産物の輸入増加などによるマイナスの影響のみではなく、海外への販路拡大などによるプラスの効果も含めた経済効果分析結果を公表するとしております。仮に現時点において、県が独自の前提条件で試算を行った場合、国の分析結果と異なることが予想され、農業者に無用の混乱を招くことになると考えられます。

このようなことから、県といたしましては、今後国が公表する分析結果を精査し、本県の農産物に係る影響試算を行ってまいります。

2 保育所の増設で真剣に子育て支援を

Q．前原かづえ議員

次に、保育所の増設で真剣に子育て支援についてです。

この間、国、県、市町村それぞれの努力で保育所整備は急速に進んできました。しかし、アベノミクスの実質賃金の減少で女性の就労人口は増える一方です。県は、子育て応援行動計画の中で、保育所受入枠を1万7千人分増やす目標を掲げています。しかし、県の対象乳幼児の保育所入所率は26パーセント、これを安倍内閣が目指す60パーセントとするなら、12万人分を造る必要があります。保育所受入枠が1万7千人分では余りにも足りませんが、福祉部長の答弁を求めます。

保育所整備は進んできたと言いましたが、私の地元ふじみ野市では老朽化に当たって公立保育所2園が廃止され、更に2園が廃止予定です。私立保育所の整備はあっても、これでは今後も急増する保育需要に応えられません。全県的にも公立保育所は5年間で33か所減少しております。

ふじみ野市は整備にも運営にも国の補助がなく、子ども1人当たりの経費が公立は3倍以上かかると廃止理由を述べていますが、公立保育所整備の目的型補助がなくなり、交付税措置となったことが、公立廃止の流れの原因であることは明らかです。公立保育所の長所は、保育士不足の中、何といたっても保育士の確保に優れていることです。

ここで伺いたいします。公立保育所も私立保育所ともに整備すべきと考えます。また、公立保育所整備運営費補助制度を復活するよう国に求めるべきと考えますが、2点、福祉部長の答弁を求めます。

保育所整備が進む中、私立保育所では保育士不足に苦しんでおります。保育所の多くが朝7時開所、夜8時閉所であり、変則的な勤務時間、ここに保育士不足の根本要因があります。加えて、東京都の保育士給与月額が24万円、一方、埼玉県は月額20万円と格差があります。

質問ですが、1つ、東京都と埼玉県には国の補助の基準となる公定価格に格差がありますが、この解消を国に要望すること、2つ、保育所の処遇改善を国に要望すること、3つ、埼玉県単独の処遇改善費を当面復活すべきと考えます。以上、3点について、福祉部長、御答弁ください。

東京都隣接の県南部は、保育士の東京流出に苦戦しております。保育士獲得のために埼玉県が特別な頑張りをみせていただきたい。ふじみ野市は、10月にハローワークと合同説明会を行いました。市内の保育所に就職が決まれば支度金も出るなど工夫もあり、保育士の確保に結び付きました。福祉部長に伺います。このような市町村の取組をもっと県が財政支援すべきではありませんか。また、県主催の説明会など保育士確保の取組も一段と強化すべきです。

以上、2点について答弁を求めます。

A. 福祉部長

御質問2、保育所の増設で真剣に子育て支援をについてお答えを申し上げます。

まず、子育て応援行動計画の保育所受入枠の見直しについてでございます。

県では、市町村が保育の利用希望を調査して定めた計画を基に、本年3月に埼玉県子育て応援行動計画を策定し、保育所等の受入枠を定めております。五年の計画期間の中で保育ニーズが変化し、市町村が計画を変更した場合には県の計画を見直すこともありますが、市町村による計画変更が行われていないため、見直しは考

えておりません。

次に、公立保育所も私立保育所ともに整備すべきについてでございます。

保育所の整備については、保育の実施責任者である市町村が地域の実情を踏まえて計画を策定し、実施するものと考えております。

次に、公立保育所整備、運営費補助制度の復活についてでございます。

公立保育所の施設整備費や運営費については、国のいわゆる三位一体改革において税源移譲と地方交付税措置により一般財源化されており、国に対して補助制度の復活を要望することは考えておりません。

次に、本県と東京都との公定価格の格差解消の要望についてでございます。

国に対し、隣接する地域で大きな差が生じないように地域の実情を反映した公定価格を設定するよう引き続き要望してまいります。

次に、保育士の処遇改善の要望についてでございます。

保育士が安定して働き続けられるよう処遇の改善を引き続き国に要望してまいります。

次に、県単独の処遇改善についてでございます。

県単独の保育士給与の改善については、国の予算の状況などを見極めつつ、県としてどのような対応策が可能なのか検討してまいります。

次に、市町村による保育士就職説明会への財政支援についてでございます。

保育士就職説明会については、国から市町村に対する財政支援が行われております。また、ふじみ野市が実施した就職支度金については、国の平成28年度概算要求に同様の事業が盛り込まれて検討が行われております。市町村の取組に対する県の財政支援については、こうした国の予算の状況などを見極めつつ検討してまいります。

次に、県による保育士確保の取組の強化につ

いてでございます。

県では、潜在保育士などを対象とした就職説明会の開催や就職のあっせん、保育士養成施設の学生に対する県内保育所のPRなどに取り組んでおります。今後とも一人でも多くの保育士に県内の保育所で働いていただけるよう、保育士確保の取組を強化してまいります。

3 障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会

(1) 障害者権利条約の理念について

Q・前原かづえ議員

続いて、障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会の障害者権利条約の理念についてです。

来る12月13日は、障害者権利条約の誕生日です。平成18年に誕生したこの条約を日本は昨年ようやく批准いたしました。「えほん子どもの権利条約」にはこう書かれています。「障害者権利条約が大切にされればされるほど、街の中で障害のある人を多く見かけるはずで、障害のある人に明るさや笑顔が増えるはずで、それはだれにとっても住みやすい社会となるはずで。」

初めに知事、障害者に住みやすい社会が誰にとっても住みやすい社会、これは県政において非常に重要な指摘と考えますが、いかがでしょうか。

A・上田清司知事

次に、障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会のお尋ねのうち、障害者権利条約の理念についてでございます。

平成18年12月に国連総会で採択された障

害者権利条約は、教育、雇用、文化、スポーツなどの分野で障害者の権利を実現するために取り組まなければならない事項を盛り込んだ、障害者に関する初めての国際条約です。この条約の批准のため、障害を理由とした不当な差別の禁止、必要な配慮の提供などを内容とする障害者差別解消法の制定など、国内法の整備が進められてきたところでございます。これらの法整備によって、障害者の人権の尊重と社会参加の実現に向けた取組が一層強化されるようになりました。

権利条約では、社会モデルという考え方に立って取組を進めていくことが条約批准国に求められています。これは、例えば足に障害のある人が建物を利用しづらいという場合、足に障害がある方に原因があるのではなく、段差がある、エレベーターがないという建物側に原因があるものであります。すばらしい考え方だと思います。私たちもこういう発想をしなければならぬ時代がまいりました。こうした考え方は、全ての県民に対して事業を進めていく上で大変重要なものだと考えているところでございます。

(2) 「手話は言語」手話によるコミュニケーションを広げるために

Q・前原かづえ議員

次に、「手話は言語」手話によるコミュニケーションを広げるためにについてです。

皆さんは毎日どのようにコミュニケーションをしていますか。多くの方たちは声を出し、耳で聞くことによってコミュニケーションをとっています。「おはようございます」「御苦労さま」「大丈夫」「ありがとう」など聴覚障害者は手や指、顔の表情を使ってコミュニケーションをとる視覚言語、手話を使っています。私は若い頃、勤務していた職場で聴覚障害者と出会い、彼女

と親しくなりたい一心で、筆談と指文字でコミュニケーションをとりました。この経験から手話を学び直したい、皆さんと交流したいとの思いで、今ふじみ野市の手話講習会に参加しています。

その中で、手話は法的には言語としては認められず、そのために聴覚障害者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、差別され、排除されてきた経過があることを知りました。平成23年8月に障害者基本法の一部改正で、言語に手話を含むことが明記されたのは大きな一歩です。次の一歩は、手話言語法の制定です。手話言語法は、障害者が日常生活や職場などで自由に手話を使えること、聴覚障害教育に手話を導入し、聴覚障害児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることを保障するなど、社会的に生きられることを目指しています。

この法の成立はもちろんのこと、私は埼玉県でも手話言語条例の制定が必要だと考えております。現在、県では手話通訳養成講座や手話通訳派遣事業などに取り組んでおられますが、聴覚障害者の願いは病院や郵便局、図書館などに手話ができる人を配置してほしい、介護施設に手話ができる人が増えてほしい、通訳養成だけでなく手話が広がってほしいという願いを持っています。通訳者の養成・派遣事業の拡充について、福祉部長の答弁を求めます。

先日、手話講習会のときに突然非常ベルが鳴りました。聴覚障害者の講師は何も知らずに授業を進めていました。授業中ですから、私たちは手話で先生に状況を伝えました。このように聴覚障害者は周囲の人には障害が分からないので、災害時に周りの人から支援が得られません。熊谷市では、「手話ができます」と書かれたスカーフ、狭山市では、「耳が聞こえません」と書かれたバンダナを関係者に無料で配布しています。災害時だけでなく、ふだんの生活の中でアピールできるグッズを配布するなど視覚に訴え

ることは大切だと思います。アピールグッズの配布、普及を提案したいと思います。福祉部長の答弁を求めます。

また、手話などに関する学習教材ハンドブックを作成し、小中学校に広げ、総合の授業などを活用して手話などを学ぶ意欲を促す事業を実施している市もあります。このような障害に対する理解を広げる取組の推進について、教育長の答弁を求めます。

A．福祉部長

次に、御質問3、障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会の(2)「手話は言語」手話によるコミュニケーションを広げるためにについてお答えを申し上げます。

まず、手話通訳者の養成、派遣の拡充についてでございます。

県といたしましては、関係する団体や市町村と協力し、手話に関心がある方に通訳者の養成講習会への参加を呼び掛けるなど事業の拡充に努めてまいります。

次に、アピールグッズの配布、普及についてでございます。

アピールグッズの必要性については様々な意見があると聞いておりますので、市町村に対し、地元の障害者団体や消防などの声を聞いて必要な取組を行っていただくよう働き掛けてまいります。

A．教育長

御質問3、障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会の(2)「手話は言語」手話によるコミュニケーションを広げるためにについてお答えを申し上げます。

現在の小中学校学習指導要領には手話に関する学習は位置付けられておりませんが、総合的

な学習の時間や音楽の授業などの中で手話を使った活動をしている学校がございます。例えば、総合的な学習の時間で福祉に関する学習をより実感を伴ったものにするために、地域の社会福祉協議会と連携した手話の体験活動や、ろう学園との交流会などを取り入れている例もございます。また、音楽の授業で手話をを用いることにより、体全体で表現しながら合唱ができるという活動例もございます。

県教育委員会といたしましては、手話を取り入れた効果的な実践例を収集し、各小中学校が集まる研究協議会で情報提供するなど障害に対する理解を広げる取組を推進してまいります。

(3) 重度心身障害者医療費助成制度の拡充を

Q. 前原かづえ議員

次に、重度心身障害者医療費助成制度の拡充についてです。

重度心身障害者医療費助成制度、重度医療について、埼玉県は今年1月より、65歳以上になってから重い障害者となった方を適用から外しました。1月から10月で重度医療の対象外となった人は5,254人です。重症の腎臓病患者、心臓病患者などこの重度医療の適用を受けています。患者団体からは生きていく手段を奪わないでと悲痛な声をいただいています。保健医療部長、今からでも撤回していただきたいが、答弁を求めます。

これまで精神障害者は重度医療の対象とされていませんでした。この1月からようやく精神障害者保健福祉手帳一級の方が対象となりました。しかし、一級という重度者のほとんどが入院をしているのに、精神病棟への入院については適用外です。身体障害、知的障害は対象とされているのに、精神障害者の精神病棟への入院

について除外するのは差別です。今後の対象拡大について、保健医療部長、御答弁ください。

また、重度医療ほか乳幼児、ひとり親家庭等を合わせて3福祉医療について、実施主体の市町村に対する県補助はおおむね2分の1です。ところが、戸田市のみ3分の1、三芳町は12分の5とされています。どの自治体で暮らしていても県民は県民であり、これは公平を欠くやり方です。財政力がある自治体からは相応の県税収入もあるはずですが、戸田市、三芳町への補助格差は解消すべきと考えますが、保健医療部長、答弁を求めます。

A. 保健医療部長

御質問3、障害者に住みやすい社会は、だれにとっても住みやすい社会の(3)重度心身障害者医療費助成制度の拡充についてお答えを申し上げます。

まず、65歳以上になってから重い障害者となった方を適用から外したことについてです。

生まれつき、あるいは若くして重度心身障害者となった方は経済状況が非常に厳しく、適切な医療を続けていくために医療費支援は大変重要となります。一方、65歳以上になって初めて重度心身障害者となった方は、それまでの間、資産形成ができる環境にあるなど生活の実態が大きく異なると考えられます。また、65歳以上の方は、75歳以上にならなくとも障害認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができ、その場合には、医療費の自己負担金は3割から1割に軽減されます。現在、新たに身体障害者手帳を取得される方のおよそ7割が65歳以上となっており、制度を安定的に運営するとともに、より支援を必要とする方を支えていくためには年齢制限は必要だと考えております。

次に、精神病床への入院まで対象を拡大する

ことについてです。

県内にある精神病床約1万4千床のうち、9割以上は常に入院患者で満床の状態にあり、平均在院日数は280日以上と大変長期間にわたっております。県では、精神障害疾患においては入院期間の短縮を図り、できる限り早期の社会復帰、社会参加を促進するための取組を進めております。

こうした中、精神病床への入院医療費を助成することの是非については慎重に考える必要があります。助成対象外とした経緯がございます。精神疾患については通院分について新規に対象に加えたばかりであり、更なる対象の拡大については、今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、戸田市、三芳町への補助率格差は解消すべきについてです。

平成20年度に財政力指数に基づき補助率を変更する仕組みを導入いたしました。これは財政力が強い市町村に多く御負担いただくことで、制度を将来にわたって安定的に維持していくものです。御理解を賜りたいと存じます。

4 再チャレンジできる社会へ、子どもの貧困対策を

Q．前原かづえ議員

次は、再チャレンジできる社会へ、子どもの貧困対策をについてです。

上田知事は、再チャレンジできる社会へと、生活保護受給者チャレンジ支援事業の1つであるアスポート事業に全国に先駆けて取り組んできました。教室参加者の高校進学率は、事業開始前の86.9パーセントから約11ポイント引き上げるなど大きな成果を上げています。生活困窮者自立支援法の下、平成27年度から市部は市が、町村部は県が実施主体となりまし

た。10月末現在、全自治体で実施し、学習教室は87教室に広がっています。

先日、地元ふじみ野市の学習教室を見学させていただきましたが、受験を控えた中学3年生が学生ボランティアと向き合い、真剣に勉強する姿がとても印象的でした。教室を運営する彩の国子ども・若者支援ネットワークの代表は、ひとり親家庭など生活保護世帯の状況をつかむことが子どもの学習支援につながる。不登校の子も多く、家庭訪問をして参加を促すことが何よりも大切。さらに、支援員らの親身なマンツーマン学習によって、初めは低学力の子どもが高校進学を果たしていると話していました。このような丁寧な支援をするために、ふじみ野教室では38人の参加者に対し、学生ボランティア26人、支援員9人、スタッフ5人の40人の体制で教室運営に当たっているとのこと。今後もアスポート事業が成果を上げるためには、訪問活動やマンツーマン学習を実施できる人的体制を保証することが何よりも重要です。

そこで伺いますが、県の学習支援事業については、今後も実施水準を維持向上していただきたい。また、各市の学習支援事業についても県と同水準に引き上げていくよう各市に強く働き掛けるとともに、講師派遣を含めた支援を強化すべきです。以上3点について、福祉部長よりお答えください。

A．福祉部長

次に、御質問4、再チャレンジできる社会へ、子どもの貧困対策をについてお答えを申し上げます。

まず、県の学習支援事業の実施水準の維持等についてでございます。

県が実施している家庭訪問やマンツーマンの支援は大変有効でございますので、今後とも実施水準の維持に努めてまいります。

次に、市を県と同水準に引き上げるための働き掛けと講師派遣を含めた支援の強化についてでございます。

県と同様の支援を行っていない市に対しましては、会議や研修などを通じて導入を働き掛けてまいります。また、講師となる学生ボランティアを県が募集し、市に紹介するほか、支援員や学習ボランティアの研修などを実施し、市を支援してまいります。

5 県内東西南北に「ひきこもり」相談センターを

Q．前原かづえ議員

次に、県内東西南北に「ひきこもり」相談センターをについてです。

10月、三重県津地裁で、30年にもわたる自宅ひきこもりの末、パソコンを買ってもらえなかったと父親を殺害した59歳の男性の判決がありました。内閣府によると、埼玉県内のいわゆるひきこもり人口は3万9千人と推定されますが、これは氷山の一角です。保護者たちが高齢化していること、受皿がなくて保護者が孤立していることなどが近年の特徴です。

長期間放置されれば、アルコール中毒、家庭内暴力など深刻化する場合があります。しかし、県発行の冊子の中に、「職場のいじめをきっかけにひきこもった29歳の男性。支援団体が作る居場所、フリースペースを利用し、頼りにされたことで自信をつけ、調理師の資格を取り、就職した」など早期に適切な働き掛けがあれば、再び社会に足を踏み出せるケースが紹介されています。

知事に伺います。ひきこもりの現状についての認識を御答弁ください。

埼玉県は、11月より越谷市内にNPO委託のひきこもり相談サポートセンターを開設しま

した。党県議団は、相談センターと併設のフリースクールを視察しました。そこでは子どもたちの焼くお菓子の香りが充満し、仲間とゲームをする子、イラストを描く子、エレキギターを練習する子など、それぞれが自主的に居場所を見つけ活動しています。NPOはこのような経験を大いに生かし、ひきこもりの子ども、保護者の相談やグループ活動を進めていく予定です。少しでも人と話ができることで気持ちが楽になってもらえればと、事務長さんは話しておられました。

さいたま市のひきこもり相談センターも訪問しました。心の健康センターの人員体制のうち、精神保健福祉士など専門職の4人を専任としてひきこもり相談センターの看板を掲げています。こちらでは、グループワークのほかにリレートサポーターという支援者を十数人育成し、家庭訪問活動も行っています。今後、県の相談センターもさいたま市のセンターのように専門体制を整え、訪問活動なども積極的に行えるよう拡充していただきたいのですが、保健医療部長の答弁を求めます。

ひきこもり相談センターについて、国の方針は県と政令市に1か所ずつですが、100万人の政令市に1か所相談センターがあるのに、県全体で東部に1か所というのはいかがなものかと思われま。せめて東西南北に相談センターを設置していただきたい、保健医療部長の答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、県内東西南北に「ひきこもり」相談センターをのお尋ねのうち、ひきこもりの現状認識についてでございます。

ひきこもりは、本人にとって就学や就労ができないなど自立と社会参加の機会が失われ、こうした状態が長期化すれば社会生活への復帰が

著しく困難になってまいります。また、御家族にとっても精神的、経済的に大きな負担がかかり、さらには社会にとってもひきこもりが増えることで活力の低下にもなります。最近ではひきこもりの長期化と、それに伴う家族の高齢化が大きな問題になっております。私は、ひきこもりの長期化を防ぐために、本人だけではなく、御家族や関係者が相談窓口にまずはできるだけ早く来ていただくことが重要であると思っております。

これまでひきこもりの原因の1つでありました不登校対策としては、公立中学校に心理の専門家を配置するほか、不安を抱えている保護者の方を対象とする相談会を開催するなど相談体制の充実を図ってまいりました。その結果、公立中学校における不登校率の全国順位は、平成18年度の40位から、平成26年度には7位まで向上してきました。また、いわゆるニートの対策にしても、県内4か所にある地域若者サポートステーションにおいて、平成26年度は6千件を超える相談を受け、500人を超える方の就職に結び付けることもできました。さらに、ひきこもりの長期化を防ぎ、早期解決を図るため、若年層の段階から相談に応じていくことが有効だと考えます。

フリースクール運営などでノウハウを持つ民間団体に委託し、今年11月に、県としてひきこもり相談サポートセンターを開設いたしました。このセンターでは、専門の支援コーディネーター3人を配置し、自らの経験に基づき、相談者1人1人の状況に応じた助言や当事者同士の交流会への参加を働き掛けるなど、ひきこもりからの社会復帰を支援しています。

A．保健医療部長

次に、御質問5、県内東西南北に「ひきこもり」相談センターをについてお答えを申し上げます。

まず、訪問活動の充実を図るべきについてです。

ひきこもり当事者は自ら助けを求めることができず、相談会場に出向くことも難しいことから、訪問活動は有効な支援策の1つになると考えます。一方で、自宅に他人が訪ねてくること自体に抵抗を示し、かえって訪問を依頼した家族との関係が悪化するケースもございます。訪問活動の実施に当たっては、当事者や御家族との関わりを深めながら、時間をかけて信頼関係を築いた上で訪問の時期などを慎重に判断し、行う必要がございます。

県では、ひきこもりから社会復帰できた経験者にピアサポーターとして直接訪問、相談に当たっていただいております。また、当事者同士が悩みを共有し、社会復帰のきっかけとなる集いの場を開催しています。この11月に開設した相談サポートセンターでも訪問活動などを今後行っていく予定です。

さらに、どのようなきっかけで社会復帰できたのか、実際に回復された方の声などを事例集として取りまとめ、ひきこもりに悩む皆様に活用していただいております。事例集ではかつて不登校を体験し、そのときに利用したフリースクールでのボランティアをきっかけに自信を取り戻し、得意なパソコンを生かして就職した例など数多く事例を紹介しております。県といたしましては、今後とも相談、訪問活動の充実に努めてまいります。

次に、ひきこもり相談サポートセンターを県内東西南北に設置すべきについてです。

県内全ての保健所において日常的に精神保健福祉士や保健師が相談を受けているほか、ひきこもりに関する専門知識を備えた臨床心理士による相談も実施しております。また、相談サポートセンターのコーディネーターが必要に応じて出張相談することなども考えています。相談サポートセンターは開設間もないことから、まず

はこうした運営を行う中で相談内容などの検証を行い、関係機関とも協議しながら、今後の相談体制の在り方について検討をまいります。

6 大規模商業施設の林立の中で、商店活性モデルタウンプロジェクトを

Q・前原かづえ議員

次は、大規模商業施設の林立の中で、商店活性モデルタウンプロジェクトをについてです。

埼玉県内各地に超大規模商業施設が林立しております。敷地面積34万平米の越谷レイクタウン、23万平米超のイオンモール羽生、14万平米超のモラージュ菖蒲などは御存じだと思います。さらに今年、15万平米超のらぼーと富士見、14万平米超のさいたま新都心クーン2がオープンしました。今後も7万平米超のイオンモール上尾、17万平米超の花園プレミアム・アウトレット、13万平米の所沢東口開発とまだまだ大規模商業施設の進出の勢いは止まりません。

その一方で、県内の小売業商店数は平成24年までの10年間で6,500件減少しました。その結果、中心市街地は飲み屋チェーンと塾と整体、診療所に占められています。大規模商業施設に太刀打ちできない大型店の撤退も平成27年度までの15年で70件発生し、郊外住宅団地からは小規模スーパーが撤退し、買い物難民が生まれています。平成12年の大店法の廃止によって、いわゆる商業調整が禁止された結果、商店街の荒廃に拍車がかかり、コンパクトシティが崩れ去っています。

知事にお伺いします。私は、大規模商業施設の林立による商店街はじめ地域社会の荒廃が、高齢化社会に向けてもはや深刻な段階に至っていると感じておりますが、いかがでしょうか。

また、このような政府の政策から全力で商店営業を守ることが県の仕事だと考えますが、2点について、知事、御答弁ください。

党県議団は、既に商店リフォーム助成制度に実績のある群馬県高崎市を視察しました。高崎市が実施している助成事業は、既存の商店はもちろん、これから営業開始しようとしている人も対象に店舗などの改装や店舗などで使用する備品の購入に対し、その費用の2分の1を補助するもので、補助上限額100万円です。これは制度を活用する商店だけでなく、工事を請け負う地元業者も元気になる制度だと高崎市の職員は語っています。

訪問した中華料理店主は、20年以上使って冷えなくなったエアコンや製氷機を更新しました。費用は総額160万円、半分が助成されるので持ち出しは80万円。「若いときは勢いでやってきたが、年を取ってからは無理がきかず、修理や購入にも金がかかるので店を閉めようかと思った。でも、この制度のおかげで乗り越えられた」と語っていました。高知県で4月から始めましたが、埼玉県としても商店リフォーム助成制度を創設すべきと考えますが、産業労働部長の答弁を求めます。

個人財産への公費投入を疑問視する意見もありますが、エコタウンプロジェクトのように個人宅や商店に補助をした例もあります。私は、商店活性モデルタウン計画としてモデルの市町村を募り、その中でリフォーム助成を始めることを提案しますが、産業労働部長の答弁を求めます。

A・上田清司知事

最後に、大規模商業施設の林立の中で、商店活性モデルタウンプロジェクトをのお尋ねのうち、地域社会の荒廃が深刻な段階に至っているのではないかについてでございます。

大規模な商業施設の出店は、一般に商店や商店街の売上げにマイナスの影響を与えています。商店街機能の低下によって、地域社会の機能が弱くなっていることは事実だと思います。大型店の出店場所については、平成19年の都市計画法改正により立地可能な用途地域を見直すとともに、用途地域を緩和する地区計画制度の創設により、市町村のまちづくりの中で主体的に定めることになりました。県では、大型店と地域商業との共存の重要性を踏まえ、平成19年に大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラインを定め、地元市町村のまちづくりや商店街事業への協力を働き掛けています。

これらにより、大規模な商業施設と地域の商店街が共存を図る動きも出ております。例えば、本年4月に開店したらばーと富士見においては全てのテナントが商工会に加入し、地元商店会のスタンプラリーに積極的に参加するなど地域商業との連携をした取組も行っております。今後とも高齢化社会を見据え、身近な地域の商店街と大型店の共存を進めながら地域商業の活性化を図っていきたくと思います。

次に、このような政府の政策から全力で商店営業を守ることが県の仕事だと考えるのがいかにについてでございます。

商店や商店街の活性化は、私も大きな課題だと思っております。なぜなら、顔が見える商店や商店街は単なる買物の場所ではありません。地域社会におけるコミュニティの形成や交流の場であり、時と場合によっては、安心・安全を守る交番や灯台にもなったりする、地域にとって貴重な存在だと認識しています。そうした商店や商店街の衰退に対し、私自身もあるいは県全体も危機意識を持っています。

こうした危機意識の中で、県では、地域商業をけん引する人材の育成、専門家によるノウハウの指導、モデル事業の実施など商店や商店街を支援しております。中でも、元気でやる気の

ある黒おび商店街に対し新たな補助制度を設け、工夫を凝らした集客イベントなど、商店街のにぎわい向上につながる事業を支援しております。県内各地で頑張っている873店を「地域でがんばる元気な商店」としてホームページでも紹介しております。また、意欲の高い個人商店を応援するため、個性ある店づくりを行っている小売店をこれまでに78店表彰してまいりました。

今後各市町村、商工団体と連携して多くの商店、商店街が自らの力で活性化に取り組めるよう、様々な視点から支援をしてまいります。

A．産業労働部長

御質問6、大規模商業施設の林立の中で、商店活性モデルタウンプロジェクトをのうち、商店に対するリフォーム助成制度の創設についてお答えを申し上げます。

現在、個人商店を取り巻く環境は大変厳しく、店舗の改修や使用備品を購入することが大きな負担となっているものと思われまます。しかしながら、店舗の建物や備品は事業者の資産となることに加え、商業的効果がその個店に限られることから、その取得に公費を投入することは慎重にならざるを得ません。したがって、リフォーム助成制度の創設は難しいものと考えております。

次に、モデル市町村を設定してリフォーム助成を始めてはどうかとの御提案でございますが、モデル事業は全県展開を前提として行うものでございますので、エリアを限定しての検討も困難と考えております。

事業者の方々に対する支援は、補助制度だけではなく様々な方法があります。県では個人商店に対する専門家による経営ノウハウの指導、商店街活性化リーダーの育成、個性あふれる小売店の表彰などの事業により支援を行っており

ます。今後も市町村、商工団体と連携して多くの商業者が自らの力で稼いでいけるよう支援してまいります。

7 「いやや(188)泣き寝入り」消費者行政の拡充を

Q・前原かづえ議員

続いて、「いやや(188)泣き寝入り」消費者行政の拡充についてです。

188、このダイヤルナンバーで消費生活支援センターにつながります。「いやや、泣き寝入り」と覚えます。皆さん御存じでしたか。埼玉県消費生活支援センターによると、消費者被害相談件数は年間5万件以上で推移し、市町村窓口の相談件数も年々増えています。相談の特徴はインターネット関連の増加、そして高齢者被害の増加です。

私は、川越の消費生活支援センターを訪問しました。川越のセンターでは所長をはじめ、4人の常勤職員と7人の非常勤職員の相談員さんが頑張っています。センターの活動で特記すべきなのは、被害者に代わって悪徳事業者と直接交渉し、事業者に指導を行うことです。最近でも出会い系サイトの被害者のためにタックスヘイブンに事業所を置く業者から数百万円を取り返すなど、実績を上げています。お金を払う前に御相談くださいと所長は強調していますが、センターの業務を広く県民に知らせ、気軽に相談できる気風を作る必要性を痛感しました。

「188、いやや泣き寝入り」、この番号の普及はまだまだです。高齢化社会に向けて全力で普及啓発をしていただきたい。特に高齢者に関わることの多い福祉部との連携が不可欠です。福祉部長、高齢者の消費者被害の実態についての御認識を答弁ください。

また、「188、いやや」を地域包括支援センター

をはじめ高齢者施設で積極的に広報啓発していただきたい。こちらは県民生活部長と福祉部長、双方の答弁を求めます。

相談解決の鍵は、相談員さんの力量です。特に県の相談員は、市町村の相談員の指導にも当たる立場です。しかし、毎日8時45分から17時まで週4日勤務の非常勤職員です。専門職にふさわしく処遇を改善し、常勤化すべきです。県民生活部長の答弁を求めます。

高齢者の持っている貴金属などを低価格で買い取る、いわゆる押し買い被害相談について、地域包括支援センターに連絡し、直ちにヘルパーに訪問してもらい、被害を防いだという経験もあるそうです。

国は、来年4月までに市町村に高齢者関係者、介護関連団体、民生委員、ヤクルトや生協など宅配などの事業者で作る消費者安全確保地域協議会の設置を掲げています。しかし、現在は設置予定の市町村はないとのことです。県内市町村で既に構築してきた高齢者ネットワークを生かしながら、消費団体も交えて協議していく仕組みをつくっていくべきです。県民生活部長の答弁を求めます。

A・県民生活部長

御質問7、「いやや(188)泣き寝入り」消費者行政の拡充をのお尋ねのうち、188の高齢者施設での積極的な広報啓発についてお答えを申し上げます。

本年7月1日から消費者ホットライン、188への三桁化に際し、県といたしましては広報紙やラジオCMなど様々な媒体を活用し、周知を図ってまいりました。7月から9月までの3か月では消費者ホットラインの番号が「0570」から始まる10桁だった前年に比べ、約2000件増の7909件の利用があり、覚えやすい3桁化にした一定の効果が始まっていると考えております。

お話しの高齢者への周知については、高齢者の周囲で活動する福祉関係者との連携が有効です。今後地域包括支援センターなどに御協力をいただきながら進めてまいります。

次に、県の消費生活相談員の処遇を改善し、常勤化することについてでございます。

相談員には、幅広い知識とともに高度な相談技術が求められます。そのため、消費生活に関する専門的な資格を有し、その能力、技術を維持していることを条件に任期付きの非常勤職員として採用しております。この非常勤の報酬につきましては、平成22年度から平成25年度にかけて週3日勤務の日額制から週4日勤務の月額制への移行を順次進め、相談体制の充実に合わせて処遇の改善を図ってまいりました。

最後に、消費者安全確保地域協議会の設置についてでございます。

協議会の活動は、地域の高齢者や障害者、また、認知症等により判断力が低下した人などの見守りが中心となることから、既に構築されている福祉関係の見守りネットワークのメンバーを主体として市町村ごとに協議会を設置していただきたいと考えております。そのため、地域包括支援センターの職員や民生委員、児童委員を対象に高齢者の消費者被害防止フォーラムを開催しております。また、設置主体となる市町村の担当課長会議などを開催し、協議会の必要性や重要性、設置の手順など説明してまいりました。現在7つの市町で協議会の設置に向けて検討していると聞いております。

今後ともこうした取組を積極的に行い、より多くの市町村に協議会を設置していただけるよう働き掛けてまいります。

8 三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止を

Q・前原かづえ議員

最後に、三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止をについてです。

関越道三芳インターチェンジのフルインター化、大型車など車種拡大の連結許可が7月、国土交通省より決定されました。平成30年度開通を目標に事業が進められます。昨年、この問題について、地域住民からフル化には反対しないが、連結する道路の整備もないのに大型車の通行を可能にするのは危険だとして、大型車の通行禁止を求める署名が提出されています。

しかし、今回の事業決定は、住民から示された問題点が解決されないままの見切り発車と言わざるを得ません。インターチェンジ周辺は、三富新田の昔ながらの歩道もない道路がほとんどです。現在でも交通死亡事故が多発しております。農家の方は、トラクターで走るのは命懸けと言っております。さいたまふじみ野所沢線や所沢堀兼狭山線は現状でも交通量が多く、渋滞が懸念されます。また、東入間警察入り口交差点から大井中学校前を通過して関越方面に向かうバス通りは幅員も狭く、大型車がすれ違えない箇所もあります。自転車の死亡事故や民家に大型車が突入する事故が起きています。大型車が通るたびに家が揺れる振動被害も起きています。

県土整備部長にお伺いしますが、フルインター化、大型車両許可に伴う大型車両増加の影響をどのように予測しているのか、また、市道への支援も含め、周辺の安全対策強化策について御答弁ください。

道路の安全対策について、地元の皆さんは再三、県への要望を行ってききましたが、これまで

は「国と町の事業である」という答弁でした。しかし、今回の事業決定に当たって国土交通省は、「県、関係市町と連携して検討し、三芳町スマートインターチェンジフル化地区協議会に報告すること」との異例の条件を付けました。国と町の仕事とするのではなくて、県もしっかりと連携すべきだというこの指摘について、県土整備部長と県警本部長の答弁を求めます。

歩道もない、幅員もない、周辺道路環境の整備もないまま、大型車両通行は認めるべきではありません。このことを強く指摘いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

A．県土整備部長

御質問8、三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止をについてお答えを申し上げます。

スマートインターチェンジは高速道路の利便性の向上だけでなく、地域振興にも大きく寄与するものでございます。三芳町はこの点を踏まえた上で、三芳スマートインターチェンジの設置の意思表示をしたものと理解しております。

フルインター化、大型車両許可に伴う大型車両増加の影響については、交通量の増加により、交差点の混雑等が想定されます。このため、フルインター化の実施計画において、4か所の交差点整備と2路線の歩道整備について、県及び三芳町が連携して進めることとしております。このうち、県が行うべき2か所の交差点整備については、既に着手いたしました。また、周辺の一層の安全対策については、国や関係市町とともに検討会を設け、その中で必要な安全対策を協議することとしております。さらに、関係市町への支援につきましては、国や高速道路会社など関係機関との調整や道路整備の国庫補助事業の導入などを県として支援してまいり

ます。

県も連携すべきという指摘につきましても、このように大型車に対応したフルインター化に向け、関係市町や国などの関係機関とともに県がしっかり連携し、一体となって取り組んでおります。

A．警察本部長

御質問8、三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止をについてのうち、私に対する御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、三芳スマートインターチェンジのフルインター化、対象車種の拡大により、周辺道路では大型車両を含めた交通量等の変化が予想されるところであります。このため、県警察では道路管理者、地元自治体等と連携を図り、整備改良が予定されている道路の交差点や歩道等における各種交通安全施設の整備等について協議を行っているところであります。

周辺道路の交通上の諸問題につきましては、引き続き適切な掌握に努め、国や県をはじめ関係する市や町と連絡を図りながら、交通の安全と円滑の確保のための対策を講じてまいります。

Q．再質問 前原かづえ議員

再質問させていただきます。

T P Pの問題ですが、川口で行われたスキップシティの農業フォーラムのときに、表彰を受けた農家の方が「おめでたい席だけれども、やっぱり農業の運営は大変だ。T P Pという問題もありますし」という発言をされていました。それから、この間の農業大学の70周年記念のときに、知事は「T P Pと闘う時代だ」というふうにおっしゃっていました。

今の答弁を聞いていますと、輸出ができるか

らいいんだということなんです、輸出もできるけれども、やっぱり輸入で潰されるという恐怖がいっぱいあるわけなんですよ。そういう状態なのに、知事はその言葉の1つ1つに国がやることだからみたいな形で、マイナス面をカバーするような施策をしていきたい、TPPと闘うという時代が来たとおっしゃっている割には、その決意が分からないので、もう一度きちんと答えていただきたいと思います。

それからあと、影響額なんですけれども、影響額につきましては、もともとの算出の基盤が違うからということなんですけれども、それでごまかすのではなくて、やっぱりきちんとどういう影響が出るのかというところで試算を早くして、それに対して対応していかなくちゃいけないと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

A．上田清司知事

前原かづえ議員の再質問にお答えします。

まず、TPPの問題でございますが、基本的には日本という国は、大きな市場から排除されていくというようなことは避けなくては行けないということが1つであります。そして、政府は一貫して守るべきものは守ると言ってきました。ただ、農業団体などから必ずしもそうでないという意見があるということが言われておりますと。そうでないとすれば、どのような形でカバーをするのかということが、きちっとこれから国会の議論の中でなされていくべきだと思いますし、私自身も、もし守れていないとすればきちっとそれをカバーすべきものだと申し上げたところでございます。

A．農林部長

前原かづえ議員の御質問1、 埼玉農業を壊

滅させるTPPは撤退しないの再質問にお答えいたします。

幾つかの県を私も確認いたしましたが、国の試算の前に策定している県が幾つかあるというのは、私も承知しております。例えば滋賀県では、滋賀県で算出した額というのは40億円というふうに試算していますが、同じ滋賀県についてJA滋賀中央会が試算しているものは82億円ということで、倍ぐらいの差が生じているということでございます。

ということで、今回の大筋合意の内容は複雑で、前提条件の置き方で大きな試算結果の差が生まれるというふうに考えておりますので、埼玉県といたしましては、国の分析結果を精査いたしまして本県の影響試算を行ってまいりたいと考えております。御理解いただければと思います。

Q．前原かづえ議員

それから、保育士の問題ですが、子育て応援行動計画の数字の見直しを考えていないというかなり冷たい答弁なんですけれども、余りにも足りませんと私は申し上げておりますので、これはきちんと見直すべきだと思います。見直すための努力をするとか、そういう形で何かしら一歩前に進んでいただきたいと思うんですね。処遇改善の復活というのはやっぱり保育士の確保につながりますので、それを進めるためにもこの計画を見直してきちんとやっていただきたい。国の予算の状況を見ながらやっていきたいという何か国任せの感じで、埼玉県としてきちんと子育てを応援するという立場に立った意気込みが分かりませんので、その点についてもう一度お願いしたいと思います。

A．福祉部長

前原議員の御質問2、保育所の増設で真剣に子育て支援をの再質問にお答えを申し上げます。

まず、保育所受入枠の見直しでございます。

この受入枠は、市町村が保育の利用希望を調査し定めた計画を基に、本年3月に県が定めました。保育ニーズが変化し、市町村が計画を変更した場合には、県は計画を見直すことはありません。しかしながら、策定後間もなく、市町村による計画変更が行われていないため、見直しをしないということでございます。

次に、県単独の処遇改善についてでございます。

保育士の職員の給与の改善は、国の責任でまず対応すべきであると考えております。このため、国には公定価格の改善を強く要望しております。その上で、国の動向を見ながら県独自の処遇改善の必要性について検討してまいりたい。

Q．前原かづえ議員

それから、ひきこもりのセンターの問題ですが、心を閉ざした方に、ひきこもっている方に外に出てみませんかという「どこに行けばいいんですか」という答えが返ってきて、結局センターとか、相談する場所があるということがとても大事だと思うんですね。それが今、東のほうに1個しかないということでは、とても西部の人たちは東まで行くわけにもいきませんので、今回つくったわけですから、これを次にどういうふうに進めていくかという計画をきちんと明らかにしていただきたいと思うんですが、計画を持つという意思を持っていただきたいんですが、それについてお願いいたします。

A．保健医療部長

御質問5、県内東西南北に「ひきこもり」相

談センターをについての再質問にお答えを申し上げます。

ひきこもり相談サポートセンターを東西南北に設置することについて、しっかりした計画を持ってほしいとお尋ねでございました。さきに御答弁を申し上げましたとおり、サポートセンターを東西南北に設置をしなくても、県内全ての保健所において日常的に精神保健福祉士や保健師が相談を受けております。また、ひきこもりに関する専門知識を備えております臨床心理士も相談を実施しております。また、ピアサポーターの訪問相談や集いの場の開催も行っております。

今後、つくらないということではございませんで、そういった相談の実態をよく把握をさせていただいて、その上で、今後の対応について検討してまいりたいということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

Q．前原かづえ議員

それから、大規模商業施設の問題ですけれども、自らの力で乗り越えられるよう対策を講じるという言葉を知事もおっしゃいましたし、産業労働部長もおっしゃいました。自らの力で乗り越えられない大きな問題が起きているわけなんです。それで先ほど説明ありましたけれども、平成19年にモデルプランを立てまして、6年たった今現在で、かなりまた商店街の荒廃が明らかになっているわけですので、やはりきちんと商店を守るという対策を前に進めていただきたいと思うんですが、その点について知事の答弁をお願いいたします。

A．上田清司知事

それから、大規模商業施設関連の再質問でございますが、問題意識は基本的には議員と変わ

らないと思っております。そして、商店並びに商店街のこうした困難な状況をできるだけカバーすべき政策についても、商店、商店街からも一定の御理解をいただいていると私たちは考えております。そして、それでも最後は、個々の商店街や個々の商店にそれなりの努力や工夫が要するという事を申し上げたことについて、御理解を賜りたいと思います。

Q．前原かづえ議員

それからあと、三芳町のスマートインターチェンジの問題なんですけれども、県が行うべき安全確保2か所は整備しているということなんですけど、その場所についてはフル化の話がなくても歩道整備や安全対策の要望は前からあったところなんです。ようやく一歩前進したわけで、私がここで質問しているのは、この狭い範囲だけでなく、三芳町につながるふじみ野市、所沢市、こちらにつながるところでの道路整備、あるいは質問の中でも言いましたけれども東入間警察入り口交差点から大井中学校前、そういう部分についての整備を指導していく、あるいはやっていくということについて、もう一度明確に答弁していただきたいと思うんです。

歩道の整備については、武蔵野の自然を楽しみながら歩いていける、そういう整備なら三富の自然も守れると思うんですけれども、大型車を通すために農地を潰して、そして大型車の通過道路になって、それこそ車の量が激しくなると、空気が汚くなって汚されるという、まちづくりが破壊されるということもこの先想定できますので、是非ともこの大型車についての規制について、きちんともう一度明確な対応をしていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

A．県土整備部長

御質問8、三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止をの再質問についてお答えを申し上げます。

このフルインターチェンジの周辺の県が管理する道路につきましては、現在も大型車両は通行可でございます。フルインター化により交通量が増えることに対する対策として、県としては歩道整備や交差点の改良を行っております。

その他の歩道整備等の道路整備につきましては、選択と集中の観点からその必要性に応じて順次整備を検討してまいります。

A．警察本部長

御質問8、三芳スマートインターチェンジのフルインター化について、大型車両通行禁止をについての再質問にお答えを申し上げます。

さきに御答弁申し上げましたとおり、周辺道路の交通上の諸問題につきましては、引き続き適切な掌握に努め、国や県をはじめ関係する市や町と連携を図りながら交通の安全と円滑の確保のための対策を講じてまいります。

2 決算特別委員会（2015年10月・11月閉会中）における秋山文和県議の質疑

総括的事項（10月22日）

Q．秋山委員

- 1 滞納税の徴収強化について、高額滞納の整理促進、預貯金や給与等の差押え、不動産公売インターネット公売、搜索等の取組で換価した金額と滞納額の年度間の推移はどうなっているのか。
- 2 県債の状況について、3兆7,783億円のうち58%が県でコントロール可能な一般債務、42%が臨時財政対策債を中心とした地方交付税算定の需要額の元利償還金に算入できるものになっている。臨時財政対策債の償還について将来にわたって国が財政措置を行う見通しなのか。実質的借金はずっと減り続けていくことになる見通しなのか。
- 3 県債の借入れは、春日部市のように銀行などに競争入札を実施し、低い金利の借金をしているのか。
- 4 事務事業の見直しについて、様々な部門で県が市町村に対して補助事業を開始するが、数年すると廃止になることが多く、市町村ははしごを外されるという経験をこれまで数多くしてきた。市町村は住民と直結しており、県の補助がなくなったから開始した事業をすぐに止めるわけにはいかない。市町村の背中を押すことはよいが、先の見通しを提示して、市町村が事業選択できるようにすべきと考えるが、どうか。
- 5 消費税について、平成26年度から消費税率が5%から8%に引き上げられたが、県有施設などの施設使用料、手数料などの県民負担額はいくらか。また、歳入や歳出における影響額はどうか。

A．参事兼税務課長

- 1 平成26年度の換価額は、預貯金や給与などの債権で約2億4,000万円、不動産公売で662万8,000円、自動車や動産のインターネット公売合計で512万7,000円である。換価額の合計は約2億5,174万円である。高額滞納の整理促進について、200万円以上の高額滞納事案は、平成26年度9億4,239万円ほどあり4億1,534万8,000円を徴収した。滞納額の推移は、収入未済額の推移でお答えする。県と市町村で連携して収入未済額の圧縮に取り組んでいるが、過去5年では平成22年度に約365億円だったものが、平成23年度345億円、平成24年度313億円、平成25年度284億円、平成26年度250億円まで圧縮してきている。

A．財政課長

- 2 臨時財政対策債は100%措置されるという約束のもとに発行している。今後も制度が続くものと考えているが、本来は地方交付税で措置されるものであるため、国に対して地方交付税で措置するようお願いしていく。一般の県債については平成25年度で頭打ちとなっており今後は減少していく。県債は負担の世代間の公平性や平準化を図ることが主旨であるが、今後、投資を伸ばしていくような場合には増加することも考えられる。
- 3 県では借入れが高額のため、市場公募債や銀行等引受けといった手法が用いられる。最低でも1回に50億円、場合によっては250億円から300億円の資金調達が必要であるため1社での引き受けは無理で、調達そのものができなくなるため、入札方式は県の資

金調達手段としてはなじまないと考える。

- 4 平成27年度当初予算では福祉部と市町村との連携がうまくいっていない事例があった。新規の施策については、関係団体と協議し、共通認識を持つことが重要である。平成28年度当初予算編成通知の中に、あえて新たに市町村との連携、役割分担や共通認識を持つことに留意するようとの記載を追加している。
- 5 歳入については一般会計では4,400万円強、オール県庁では約13億円の増加となっている。歳出については一般会計で約45億円強、特別会計を合わせると約46億円となっている。

Q・秋山委員

- 1 換価の合計額が2億5,174万円、高額滞納が4億円と答弁されたが、その差異について分かりやすく説明していただきたい。
- 2 給与差押えをかなり増やしたようだが、度重なる催告や予告の後に実施していると思われる。差押えに至る経緯はどうなっているのか。
- 3 臨時財政対策債は限度額まで発行するのか。
- 4 県は地方税法上では納税義務者ではないが、消費増税の影響とはいえ、あえて県民に転嫁をした理由は何か。

A・参事兼税務課長

- 1 換価とは、財産を差し押さえて公売や取立てを行った額である。高額滞納の徴収額4億1,500万円の中には、換価の額だけでなく自主的な納付の額も含まれているため、換価の合計額よりも高額滞納の徴収額の方が多いとなっている
- 2 納期内納税が原則だが、納期内納税してい

ただけない場合にはまず督促状を発送する。その後コールセンターで納税の呼び掛け、文書催告をしてもなお、納税資力があながら納税していただけない滞納者には、給与差押えなど徹底した滞納処分を実施している。

A・財政課長

- 3 臨時財政対策債は地方交付税の身代わりである。地方交付税は標準的な事務について措置されるので、それを下回る発行額にしてしまうと標準的な事務に対する財源を放棄することになりかねず、別の財源を用意することになる。可能性としてはあるが、現実的には考えにくい。与えられた財源の中で最大限事業を実施していく。
- 4 13億円のうち大部分は納税義務のある公営企業である。社会保障関連経費の安定財源を確保するため、広く薄くご負担をお願いしたい。

企画財政部（含 出納、監査事務局）関係

（10月22日）

Q・秋山委員

- 1 埼玉高速鉄道（株）の経営再構築の支援内容はどのようなものか。また、同社に対する県の権利はどのようなものか。
- 2 水資源の確保について、安定水利権の割合が現在71%で、平成28年度の目標が100%となっているが、水の需要と供給のバランスは既にとれているのではないか。
- 3 全国知事会の活動の中で、上田知事が委員長を務める全国知事会地方行政体制特別委員会において、各党で検討されている道州制の

基本法案に明記すべき事項等について政党への申し入れを行ったとあるが、その内容を教えてもらいたい。

- 4 マイナンバーへの対応と情報セキュリティに係る費用はどのくらいか。また、今後の費用見込みはどうか。

A．交通政策課長

- 1 埼玉高速鉄道（株）は、平成27年1月に事業再生ADR計画を策定し、経営再構築を図った。この支援の内容は、金融機関に対する損失補償として約316億円、県の貸付金債権を資本に振り替える支援が約131億円で、これにより埼玉県の出資比率は49.3%となっている。

A．土地水政策課長

- 2 平成26年度の水利権量は毎秒26.8m³で、うち安定水利権は毎秒19.1m³、暫定水利権は毎秒7.7m³となっており、水利権量の毎秒26.8m³を上限に取水している。平成26年度の最大取水日の平均取水量は21.4m³であり、日平均のため時間帯によっては、最大取水量はもっと大きくなる。そこで安定水利権を確保していくことは重要であると考えている。また、利根川水系の濁水は、平成に入って8回、3年に1回程度発生しているが、取水制限は水利権量に対してかけられるため、水利権量の確保が必要である。

A．企画総務課長

- 3 全国知事会においては、上田知事が委員長を務める地方行政体制特別委員会が中心となり国政の動きに合わせて道州制について議論

を行っている。平成25年7月の全国知事会議において、各党が策定する基本法案に盛り込んでいただきたい事項をとりまとめ、その後、政党に対する要請活動を行ったところである。要請の内容は、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」、「道州制は中央集権を打破し、地方分権を推進するものであることを明確に示さなければならないこと」、「道州制は、地域間格差を拡大させることなく、国民の幸せの向上につながるものでなければならず、格差是正の仕組みを明確に示さなければならないこと」などを申し入れたところである。

A．情報システム課長

- 4 マイナンバーについては、平成28年1月から利用が開始され、平成29年から情報連携が始まるなど、段階的に施行される。業務手続の見直しなど制度的対応と、システムの構築・改修などシステム面の対応が必要となる。市町村についても同様であり、必要な支援を行っている。県庁LANの運用・セキュリティに係る費用は年間3億1,000万円程度である。今後も毎年、同程度必要である。

Q．秋山委員

- 1 埼玉高速鉄道（株）に多額の利益が上がった場合は、どのように利益が還元されるのか。
2 水需要の推移はどうなっているか。濁水による取水制限があっても、既に供給量は十分バランスが取れているのではないか。
3 マイナンバーの導入費用はどのくらいか。

A．交通政策課長

1 埼玉高速鉄道(株)は、まだ再構築を行ったばかりのため、まずは経営の自立化を図ることが大事である。今後は設備投資・更新が必要になる。利益をどう還元するかは、もう少し経営が安定化した後に検討すべきと考えている。

A．土地水政策課長

2 水利権量は毎秒26.8m³で、そのうち安定水利権が毎秒19.1m³となっている。平成26年度の最大取水日の平均取水量が毎秒21.4m³であり、これでは安定水利権だけでは足りず、暫定水利権が必要となる。

A．情報システム課長

3 マイナンバーの導入費用は平成27年度で6億1,000万円程度である。

Q．秋山委員

埼玉高速鉄道(株)には県がほぼ半数に近い出資をしている。よって、自治体の支援を受けている事業者としてノーマライゼーションには最大限に協力することとし、障害者の福祉割引制度を是非導入していただきたい。その方が会社の利益にもつながると思うがどうか。

A．交通政策課長

割引制度の拡充については、埼玉高速鉄道(株)は民間会社でもあり、経済的負担を強いることは難しいが、県民の足としての役割もある。社会のニーズに合った対応を働き掛けたい。JRや東京メトロも精神障害者割引は導入してい

ない実態もある。割引拡充は、専門的知見のある国において、ガイドラインを作成し、事業者に提示していただくことも必要と考えている。

Q．秋山委員

JRは乗車券で割引制度を導入しているので、先の答弁を修正されたい。

A．交通政策課長

乗車距離が100kmを超える場合等において、JRには障害者割引の制度がある。答弁を修正する。

総務部(含 秘書課、人事委員会)関係

(10月26日)

Q．秋山委員

- 追加要求資料18「部局別年次休暇取得状況」について、直轄の7.5日は県土整備部の14.2日、会計管理者の14.9日と比べると約半分であるが、この原因をどのように考えているのか。また、全体では12.5日という低い取得率をどう改善するのか。
- 追加要求資料19について、年間における時間外勤務について、時間外勤務手当支給額の最高額と時間数が約677万円で910時間となっているが、なぜこのような時間数になったのか。また、過労死ラインは月80時間とされているが、これを超える月があったのか。
- 私立高校運営費補助について、平成26年度は48校、139億円余と対前年度は増えているが、生徒1人当たり単価では全国平均

の85%にとどまっている。私立高校に対する公民格差の解消に向けて今年度どのように努力してきたのか。また、今後はどのように計画しているのか。

- 4 女性管理職登用について10年後に20%が目標とのことであるが、4年間で2.3ポイントしか上がっていないことからすると、10年後は14%にしかならない計算である。女性職員は4割以上おり、女性管理職の登用は途上であると思われるが、女性管理職登用率の向上に向けた決意を伺う。
- 5 設計労務単価の引き上げが、現場で働く建設労働者にどのように反映されたか。また、若者の建設業界離れを防ぐための実効ある手立てをどう取ったか。

A. 人事課長

- 1 直轄の職員の年次休暇の取得が少ないのは、秘書業務を所掌していることから、急な来客等突発的な業務に対応する機会が多いため、自分のペースで仕事を進められず、年休を取得することが難しいことが考えられる。全体として年次休暇の取得を促進するための取組については、毎年、年度当初に会議を通じて年次休暇の取得について周知しているほか、ゴールデンウィークや夏期期間、年末年始に年次休暇を取得して連続休暇を取るよう通知している。今年度はゴールデンウィークに年次休暇を取得し、5連休以上の連続休暇を取得するよう通知した。その結果、年次休暇を取得して5連休以上の連続休暇を取得した職員は約64%であった。夏休みについては輪番制により連続休暇を取得するよう通知している。今年の年末については、12月28日が月曜日であるため、1日年次休暇を取得することにより9連休となる場合がある。この

ような連休となるパターンを具体的に示して取得促進を図っていきたい。

- 2 時間外勤務手当が最も多かった職員は児童相談所の医師で、児童相談所を巡回して児童の診察を1人で行っていた。医師の採用は困難な状況だが、平成27年4月に1人採用し、可能な限り業務を分担してもらうようにしている。今後、更なる医師の採用を検討するほか、外部委託できる業務がないかなどを検討していく。平成26年度に当該医師が80時間を超える時間外勤務を行った月は4回あり、その都度、人事課や部局の職員担当から本人に対して、時間外勤務の縮減について助言、指導を行った。
- 4 女性職員管理職の登用については、このままのペースでは20%を達成することは難しいと認識している。女性職員に対し、管理職になる意識付けを行う研修や人事配置、様々な環境整備などを積極的に図ることで、10年後の女性管理職20%を達成していきたい。

A. 学事課長

- 3 私学助成については、運営費補助と父母負担軽減事業と合わせて2本柱で取り組んでいる。平成26年度1人当たり単価の合計は3万6,332円で全国32位である。平成24年度は39位、平成25年度は33位と年々順位を上げ、充実に努めている。運営費でも、補助単価の伸び率は、平成26年度は1.4%で全国第17位、平成27年度は全国第13位と頑張っている。公私間格差が広がらないように運営費の配分においても、生徒納付金の高いところは減額し、低いところは加算するような仕組みを取り入れている。また、生徒納付金の値上げを行う予定の学校に対しては、丁寧にヒアリングを行い、その

必要性を確認するなどできる限りの抑制を指導している。

A . 入札課長

5 個々の労働者の賃金は把握していないが、建設労働者の賃金向上のためには、企業が適正な利益が得られる金額で契約することが重要である。県としては、極端な低価格での入札、いわゆるダンピング防止の対策として、最低制限価格の設定や低入札価格調査制度の運用を行い、安い価格での受注を防止している。また、建設業界の就労環境の向上のため、昨年10月から6,000万円以上の工事を対象に社会保険への加入を条件とした入札を行い、今年度からは対象工事を3,000万円以上に拡大した。将来的には県発注工事は全て社会保険加入業者でなければ受注できない制度とし、若年者が建設業界に入職しやすい環境を整備していきたい。

Q . 秋山委員

- 1 平成27年度から医師を採用したということだが、新たに医師を採用して2人体制になったということによいか。越谷児童相談所を訪問した際、医師が来ると非常に助かるという話を聞いており、時間外勤務の状況について早急に改善してほしいと考えている。今年度の当該医師の時間外勤務の状況はどうか。
- 2 運営費補助と父母負担軽減補助は、性格が違うと思う。運営費補助が低いと、例えば非常勤教員を雇わざるを得ない状況となる。父母負担軽減補助が増えているのはいいことだと思うが、トータルで32位は、まだ不十分である。今後、どうやって努力していくのか。
- 3 設計労務単価が引き上がっても、建設労働

者の実勢賃金に反映されていない。設計労務単価が建設労働者の賃金にきちんと反映できる仕組みづくりが必要であるが、どのように考えているか。

A . 人事課長

- 1 新たな医師を1人配属し、児童相談所の医師は当該医師と合わせて2人となっている。上半期は新たに配属した医師が事務に慣れていないことや、業務委託が進んでいないことから、時間外勤務の状況はそれ程変化はない。部局や本人とよく話しをしながら、下半期は時間外勤務の状況をしっかり改善していきたい。

A . 学事課長

- 2 両補助について性格が違うという意見を含め、いろいろな考え方があると思うので、今後幅広く意見を伺いたい。ただ、運営費に関しては、消費支出比率について平成18年度の104%から平成25年度は96%と改善されるなど学校の改革の取組は進んでいる。父母負担軽減補助については、県民の評判も良く全国的に子どもが減っていく中で埼玉県は定員を確保しているというメリットもあり、うまくいっている。今後とも、財政状況を踏まえながら運営費と父母負担軽減補助を合わせて、総額の確保に取り組んでいきたい。また、運営費については効果的な配分について、常に改善するところはないかどうか丁寧に考えながら内容の充実にも努めていきたい。

A．入札課長

3 全ての労働者の賃金については、労働関係の最低賃金法や労働基準法などの法令順守により対応するべきと考えている。

都市整備部関係（10月26日）

Q．秋山委員

- 1 行政報告書の「有料施設の利用者数及び稼働率」で、平成26年度に消費税率が8%に引き上げられたことを受けて使用料の値上げや高齢者に対する減免が縮小されたが、その2つによる影響額はいくらか。また利用者数の推移はどうなっているのか。
- 2 違反建築物の是正指導について、6,462件の巡回パトロールで違反是正指導を59件行っているが、違反是正の主な内容は何か。また、違反建築物の中にくい打ち違反が含まれていたのか。さらに、くい打ち偽装を発見し是正する体制となっているのか。
- 3 世帯数に占める公営住宅の割合が、47都道府県中で最下位となっている中で、なぜその割合を維持するという後ろ向きな方針としているのか。

A．公園スタジアム課長

1 消費税等の影響については、指定管理者の利用料金収入を過年度と比較することでその影響を見ることができると考えられる。平成26年度における有料施設の利用料金収入は県営公園全体で13億1,631万7,000円であり、平成25年度の14億418万1,000円と比較すると6%の減少となっている。利用者数の推移については、平成2

6年度については462万7,185人であり、平成25年度の516万344人と比較すると約10%の減少となっている。こうした傾向は個々の公園施設の状況等が大きく影響していると思われる。例えば、4公園にあるプールの利用者数を見ると、平成26年度は77万2,753人、平成25年度については94万6,935人で18%の大幅な減少となっている。理由としては、平成26年度は天候不順であったため利用者数が少なかったと考えている。これ以外に所沢航空記念公園では発祥記念館も含まれるが、全体として平成26年度の利用者数は31万8,475人で平成25年度の47万1,120人から31%減少している。これは平成25年度に開催した「ゼロ戦」の特別展が好評であったため、その落ち込み分があったと考えている。こども動物自然公園については、平成26年度の利用者数が72万7,404人で平成25年度の71万2,667人から約2%増加している。全体で見ても、特別に理由があるものを除き、平成25年度と比較して稼働率が10%減少している施設はない。消費税の影響というよりは天候や企画展などが利用者数及び利用料金収入に影響していると考えている。

A．建築安全課長

2 平成26年度の違反是正59件の主な内容は、「建築確認手続きなし」、「耐火基準に抵触」、「排煙基準に抵触」、「建ぺい率・容積率のオーバーや構造基準に抵触する事案」があった。59件の違反の内容には、くい打ち工事は含まれていない。くい打ち偽装の発見であるが、建築基準法では中間検査や完了検査が義務付けられており、埼玉県では施工業者から提出

された施工報告書や写真、チェックリストなどで検査している。しかし、提出書類には必ずしも杭が支持層に達したことを示す電流計のデータなどが含まれているとは限らない。また電流計のデータが提出されたとしても、差替えが行われている場合には発見は困難である。違反の是正体制については、違反が判明したものについて、施工者や設計者等を指導し、調査・検証及び必要な是正措置を指導している。

A．住宅課長

3 平成37年度までは県内の世帯数が増えていくと想定される。そうした状況に合わせて県営住宅を供給していくには、少なくとも県営住宅率の維持が必要である。なお、ハード面に加えソフト面の取組として、2年間で4回落選すると当選しやすくしており、人気の高い団地に限定しなければ複数回の応募で入居ができるようにしている。さらに、今年の10月募集からは、過去1年間の応募倍率を募集案内に掲載するようにしたため、倍率の低い団地を希望すれば更に当選しやすくなっており、少ない県営住宅の中で入居しやすくなっている。

Q．秋山委員

1 様々な要因があり、消費税の引き上げによる影響かどうかわからないということがよく分かった。答弁不要である。

2 くい問題の対応は非常に難しい。現場の施工にずっと付いていなければ対応できないということであり、対応が難しいことを明らかにするためあえて質問した。しかし一度くいの偽装があれば重大な問題となる。建築確認

が民間開放され、その当時から民間が確認することを問題視してきたが、行政としてくいの偽装に対して今できる最善の方法は何か。

3 平成37年度までは、世帯数が増加することであるが、県営住宅の供給量はどの程度必要であると考えているのか。

A．建築安全課長

2 くい施工に立ち会えば万全であるが、現在、国が元請業者の監視体制や、検査・報告制度、建築基準法の改正も含めて見直しを検討しており、国と連携して対応していく。

A．住宅課長

3 世帯数が増加する局面となる今後10年間は、建設と借上げ方式によって2,000戸弱の県営住宅を供給していく考えである。

下水道局関係（10月28日）

Q．秋山委員

1 公営企業会計基準が変わったとの話だが、改善点を分かりやすく教えてほしい。また、収益・費用ともに185億2,000万円計上したとのことだが、これは過去の補助金全て減価償却なのか、単年度のものなのか。

2 資料1の市町への維持管理負担金返還金費用32億4,400万円の皆減理由について、返還に至った経緯を含めて説明してほしい。

3 資料5の維持管理負担金単価であるが、各流域で大きな差がある。流域の成り立ちによって違ってくると思うが、市町の下水道料金に大きく関係してくる。低い単価で統一す

るという考えはないのか。

- 4 資料6に平成26年度に下水汚泥の放射能対策に要した経費が3億3,600万円あるが、過去に全ての経費は賠償金として東京電力から支払われているのか。4年半に累積する経費と補償額について伺う。
- 5 決算書33ページだが、現在流域下水道事業会計では、起債残高が912億2,077万3,920円あるが、このうち、一般会計が負担すると見込まれる額は797億1,761万841円とあるが、根拠について伺う。
- 6 環境負荷の低減のため、高度処理は必要だが、高額な投資が必要と思われる。現状と今後の実施計画について伺う。
- 7 処理水量は将来においては、漸減すると思うが、ピークはいつごろになるのか。

A. 下水道管理課長

- 1 減価償却費の方法が変わった点について、従来、減価償却の対象としなかった固定資産の補助金等充当部分について、減価償却を行うことになった。185億2,000万円増えているが、これは、平成26年度の減価償却費の補助金充当部分であり、単年度のものである。その他は、従来、資本に計上していた企業債を負債に計上することとなった。
- 2 平成22年度の公営企業会計移行後、黒字となっている流域の市町から黒字分を返還してほしいとの要望を受けた。そのため、平成22年度から24年度の流域別の収支状況を確認し、事業運営上必要な経費を留保した上で、平成25年度に関連市町へ返還した。
- 3 施設の老朽化に伴い、今後、改築更新費用などの費用の増が見込まれている。流域下水道事業は流域市町からの処理水量に応じた負担金により賄われている事業であり、処理原

価を下回る低い単価で統一した場合、一般会計からの多額の赤字補填がない限り事業の継続が難しくなってしまう。そのため、市町の負担を少しでも抑制するため、設備の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減などの取組を進めるほか、太陽光やバイオガス発電の取組を進め、市町負担金以外の収入を確保していく考えである。

- 4 東京電力に賠償を請求すべき費用は、放射能測定費用と焼却灰保管費用である。平成23年度は4億8,247万円、平成24年度は3億7,209万円、平成25年度は5億1,960万円となっており、これを平成23年度分は、平成24年に、平成24年度分は、平成25年に、平成25年度分は、今月、平成27年10月に請求している。実際に補償された額は、平成23年度分は平成25年12月に4億6,966万円、1,280万円は未納であり、平成24年度分は平成26年11月に3億4,548万円、2,660万円は未納であり、補償されなかった経費は人件費等であるが、近隣住民への説明会に係る人件費などである。県の主張が認められるよう、請求のたびに必要性を訴え、公開質問状を東電に送付するなど交渉を継続している。
- 5 企業債償還金のうち資本費として流域市町が負担すべき分を除いたものが、一般会計が負担すると見込まれる額797億円である。平成26年度末企業債残高は約912億円で、市町が負担すべき額は115億円で、その差額が797億円となっている。
- 6 荒川などが注ぐ東京湾では、富栄養化の原因となるチッソ・リンを削減するため、高度処理の導入を進めている。平成26年度末時点での高度処理化率は約17%となっている。今後については、高度処理のための施設の改造には、多大な時間と費用を要することから、

既存施設を活用し、運転管理の工夫により、水質の向上を図る「段階的高度処理」の導入を進めていく。なお、この効果は実証実験により確認されている。したがって、今後は、段階的高度処理を導入することにより、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年までに高度処理化率100%を目標として取り組んでいきたい。

- 7 今後の人口の動きと関係してくる部分もある。処理水量は平成32年度をピークに平成52年度には約10%減少すると見込んでいる。

Q・秋山委員

- 1 起債残高の関係だが、市町が負担すべき額115億円はどのような経過で起債されたのか。
- 2 東京電力から補償されなかった経費は他県でも同様にあるのか。
- 3 高度処理だが、春日部市はオゾン処理しており、大変きれいな処理水である。段階的高度処理はオゾン処理を施した数値まで改善されるのか。オリンピックまでに高度処理化率100%を目指すとのことだが、水質に問題はないのか。

A・下水道管理課長

- 1 下水道施設建設の際、企業債を起こして借入れを行う。その企業債の償還にあたり、国から交付税措置されない部分について、資本費として市町が負担している。
- 2 他県と情報交換を行っており、他県でも本県と同様に、請求した額と実際に補償された額に差額が生じているところである。情報交換の中で、後から補償が認められたような事

例があれば、情報共有していきたいが、現時点では難しい状況にある。

- 3 春日部市のオゾン処理だが、春日部市の汚水処理は中川流域下水道に接続しているため、中川水循環センターで処理している。なお、水質については、例えば、BODであれば10mg/L以下という目標を立てて進めている。

Q・秋山委員

春日部市は流域下水道未接続区域があり、そこでは尿をくみ取りしてオゾン処理までしている。それと比較して聞いているがいかがか。

A・下水道管理課長

県では、東京湾に流出する下水の量の40%を埼玉県が占めているため、東京湾への下水の流入を問題視している。通常の下水処理では処理することのできないチッソやリンが東京湾に流入すると閉鎖水域のため、赤潮や青潮が発生する。これを防ぐため、関連する流域の千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県で高度処理に取り組んでいる。そのため、県の概念では高度処理というのは、チッソとリンを取り除くことであり、委員お尋ねのオゾン処理は、色や臭いを取り除くものであり、目的が違う。オゾン処理とは比較する指標が異なってくる。なお、さいたま新都心の施設では、トイレ用水、いわゆる中水を、県が供給しているが、これについては色や臭いを取り除いており、県でもオゾン処理に取り組んでいる。

企業局関係（10月28日）

Q．秋山委員

- 1 水需要が漸減している現状を踏まえ、工業用水道事業及び水道用水供給事業の今後の水需要の見通しはどうなっているか。
- 2 平成25年度決算審査の改善事項についての措置状況で、「大久保浄水場の改善基本計画を策定しているところ」とあるが、その内容はどのようなものか。また、高度処理施設導入の際の国庫負担は見込めるのか。
- 3 消費税率が5%から8%に改正されたが、それが収入及び支出に与えた影響はどうなっているのか。
- 4 資料12にもある浄水発生土の放射能対策について、この年度の費用はどのくらいか。また、東京電力の補償はどのようになっているか。

A．水道企画課長

- 1 工業用水道事業に関しては、過去10年間の実績で年平均1.66%減少している状況である。平成38年度までの水需要の減少を見込んだ場合、予備力を含めた必要な施設能力としては日量20万 m^3 規模と見込んでいる。また、水道用水供給事業では、年間で0.5%減少しており、同様に平成38年度時点で、予備力を含めた必要な施設能力としては日量240万 m^3 規模と見込んでいる。今後、水需要を見据え、現有施設能力から余剰となる施設は、ダウンサイジングしていく。
- 2 高度浄水処理を導入する場合、オゾンプラス生物活性炭処理を追加することになる。基本調査では、これらの場内での配置や、既存の施設との調整等について検討している。また、大久保浄水場の浄水処理改善の費用は約

280億円の見込みである。国庫補助金はそのうち約2割の55億円程度を充当できる見込みである。

A．財務課長

- 3 消費税率改正の影響は、工業用水道事業会計の収入で約4,870万円の増、支出で約4,490万円の増、水道用水供給事業会計の収入で約11億8,870万円の増、支出で約5億4,470万円の増、地域整備事業会計の収入で約880万円の増、支出約6,200万円の増である。

A．総務課長

- 4 平成26年度に請求した費用は、平成25年度発生分になるが、保管費用が約7千万円、処分費用が約7億2,000万円となっている。このうち東京電力から支払われた賠償額は、保管費用は全額の約7,000万円、処分費用は約6億2,500万円である。処分費用のうち、まだ支払われていない約9,500万円については、100ベクレル以下の発生土の処分費用である。これについては、現在、東京電力と交渉中であるが、何とか支払っていただけそうな見通しとなっている。平成26年度に発生した浄水発生土の費用については、これから請求するものであるが、保管費用が約3,300万円、処分費用が約7億800万円である。

Q．秋山委員

- 1 施設のダウンサイジングは、直ちにではなく更新時に合わせて実施していくことでよいか。

- 2 高度浄水処理導入年度の見通しはついているのか。
- 3 消費税率の改正により水道用水供給事業会計では差し引き約6億円が企業局の収入として増加しているように見えるが、どのように対応しているのか。

A．水道企画課長

- 1 そのとおりである。将来の水需要の減少を見据えた場合、施設能力は余剰となっていく。一方、浄水場は、数万m³規模の施設単位で廃止が可能となることから、時期を見据えて実施していく。
- 2 今年度実施している基本調査の内容を精査して、工事の開始時期を検討していく。

A．財務課長

- 3 水道用水供給事業会計の消費税率改正による収入の増分約11億8,870万円と支出の増分5億4,470万円の差額約6億4,400万円については税務署に納税した。

病院局関係（10月28日）

Q．秋山委員

- 1 資料4から医師の負担軽減についてお伺いしたい。昨年度、改善又は検討を要する事項であった「医師及び看護師の充足率を高めるなど、職員の負担軽減を図ること」については、平成27年度には医師3名、看護師71名を増員し、定数に対して医師94.3%、看護師98.6%の充足となっている。これはもう一息の努力を願うところである。そこ

で、いわゆる医療クラークと呼ばれる職種の配置がとても大事だと言われている。診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、主治医意見書記載の代行、検査予約等のオーダーリングシステム等への代行入力、電子カルテシステムへの代行入力または各種会議等の資料作成を行う方々である。このような医療クラークについて、4病院における配置状況はどうなっているか。

- 2 昨年度の決算審査では、医師の時間外勤務について、最長が循環器・呼吸器病センターの医師で月平均101時間、年間1,211時間という答弁があった。過労死ライン月80時間を超えている状況であるが、平成26年度は改善されたのか。
- 3 小児医療センター移転後の施設として、医療型障害児入所施設の進捗状況及び周辺自治体住民への説明会の実施予定を伺いたい。

A．経営管理課長

- 1 医療クラークについては、平成22年度に病床当たりの配置数100対1から導入し、以降、順次体制の強化に努めている。現在の配置は、循環器呼吸器病センターが13名、常勤換算10名、がんセンターが21名、常勤換算14名、小児医療センターが12名、常勤換算6名、計46名、常勤換算30名である。精神医療センターは、医療秘書に依頼できる内容も限定されるため、現時点では導入していない。
- 2 平成26年度の最長の時間外勤務時間は、循環器・呼吸器病センターの医師で、月平均105時間、年間で1,261時間であった。

A . 循環器・呼吸器病センター病院長

2 当センターにおける医師の時間外勤務の最長は、月平均100時間を超える状況となっている。病院局で医師の定員を増やしていただいたが、大学の医局における人事調整の関係で人の流れもあり、なかなか定数を充足することができない。当センターは、場所的な条件も厳しく、来てくれる医師が見つかりにくい状況である。しかし、病院としても医師確保の努力をしており、今年度のレジナビフェア等で6名ほど希望者があり、病院へ見学に来ていただいた。今後とも、こうした努力を続けて何とか充足を図っていきたい。当センターは救急患者が朝・昼・晩、絶え間なく来院する急性期の病院である。カテーテル室に治療に入るとすぐには出られない。1人で出来る治療ではないので別の医師に対して呼び出しがかかる。このような状況下で、時間外勤務が減らせない。しかしながら、健康管理については、衛生委員会等を通じて衛生管理者にチェックをしてもらうなど十分に配慮している。若さに任せて頑張ってもらっている厳しい状況ではあるが、引き続き、医師を増やす努力をしていきたい。

A . 小児医療センター建設政策幹

3 小児医療センター移転後の施設として、医療型障害児入所施設の整備を進めているところであるが、現在公募中で、施設を運営する事業者を選定中である。説明会については、事業者の決定後になるが、平成27年度中の適切な時期に周辺自治体住民への説明会を開催する予定である。

Q . 秋山委員

- 1 医療クラークについて平成22年度から順次増やしているとのことだが、配置のある3病院の病院長に率直に伺いたい。3病院の医師の平均の時間外勤務は月37から50時間位だったと思うが、相当な過重労働であると考えている。医師には医師にしかできない仕事をしっかりしてもらおうことが、医師の健康管理、やりがい、医療の質を高める等の効果があると考えている。現状の配置では少ないのではないかと危惧しているが、どのように認識しているか。特に、循環器・呼吸器病センターの医師の時間外勤務の最長が、年間1,000時間を超えている状況が平成25年度、平成26年度も続いているようだが、そういう医師には医療クラークが密着して補助ができていいのか。
- 2 医療クラークは検定を受けている方を配置しているか。

A . 循環器・呼吸器病センター病院長

- 1 医療クラークは医師の負担軽減に非常に役に立っており、電子カルテオーダーの代行入力各種診断書の作成、画像の取込み等をしていただいている。医療クラークがいなければ、これらの業務は医師がやらざるを得ない。実感としては、もう少し多くいるとありがたい。当院は結核病院であるので、法令に基づく書類が膨大にある。担当医だけではどうにもならない。また、保険会社に提出する書類等は、遅れるとクレームになりかねないので、早く処理をしなければならない。昔はこのような業務を夜中までかかって医師が処理していたが、今は医療クラークにやっていただき、非常に助かっている。
- 2 当センターの医療クラークは全て検定を受

けている。

A．がんセンター病院長

- 1 当院で雇用している医療クラークは21名で、常勤換算すると14名である。主な仕事は保険関係の書類の記入、がんの登録、手術のデータ登録などで医療クラークがいることでスムーズに行えている。その他内部のデータベースの登録などを頼んでいる診療科もある。書類の作成に当たっては医師が治療に専念できる環境を整えてくれている。他にも人が欲しいところが多くあるため、今まで医療クラークの増員を強く要望はしていないが、アシストしてくれる人材が増えると助かる。
- 2 全員が検定を持っている。

A．小児医療センター病院長

- 1 当院で作成する文書は、他の病院と異なり、生命保険関係書類が少なく、先天性疾患、小児慢性疾患の診断書など特定の書式の診断書が多い。そのため、一旦、書類を作成すると、例年、同じ作業を求められることになる。ただ、電子カルテシステムが導入されてからは作成作業も比較的楽にはなってきた。現在、常勤換算で6人の医療クラークがいるが、今後、30対1を目指し、10人くらいまで増員したいと考えている。先日の視察の折、御覧いただいたように、当院の場合、診療そのものに手間がかかるため、医療クラーク以外にも増員したい職種が多々ある。医師以外の職種も含めて、病院全体の機能向上を視野に入れて検討したい。なお、当院の医師の平均残業時間は38.4時間であり、落ち着いている方ではないかと思われる。

Q．秋山委員

医療クラークについて、今後どこまで増やすという計画はあるのか。先ほど私が紹介した医療クラークの業務内容は、東大阪市の募集の内容である。医療クラークも含めて、やはり人手不足なのではと感じている。病院長の一存で雇えないという状況ならば、医師の要望に応えるべきと考えるが、人員増の計画について伺いたい。

A．経営管理課長

病院局としては、現在、具体的な医療クラークの配置計画はないが、各病院の意向の把握に努めたい。医療クラークだけではなく、他の職種等についても病院の要望を踏まえ総合的に勘案して経営との両立を図りながら対応していきたい。

危機管理防災部関係（11月4日）

Q．秋山委員

- 1 追加要求資料13の35団体の整備状況を見ると、消防ポンプ車は平均で93.6%、救急車は94.8%など車両の整備は進んでいるが、職員の充足率は伊奈町42.5%、八潮市53.3%、行田市54.1%となっており、平均70%程度の職員数となっている。基準では消防ポンプ車には5人が乗ることになっているが、3人から4人で出動することもあるのか。平成26年中に出動した消防ポンプ自動車の乗車人員別の内訳はどうなっているのか。
- 2 #7000とタブレットの効果があつたとのことだが、全体の15%は医療機関決定で

30分以上を要している。長時間を要した事例について、平日昼間と休日・夜間の違いはあるのか。また、受入決定までの所要時間が最長の事例については先ほど説明があったが、照会回数最多の事例はどのようなものか。

3 資料4、行政報告書の100ページ、防災行政無線の管理・運用について、「災害時における通信連絡体制を確実に確保するため、県庁と関係地域機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ地上系防災行政無線（固定局243局、移動局285局）及び衛星系防災行政無線（172局）の管理・運用を行った。」とあるが、平成26年度に住民向けに統一放送を県全域で行ったことはあるのか。私の理解するところでは、1つの自治体ごとに使っているものと承知していたが、いくつかの自治体を超えて同じ放送をすることがあるのか。また、「Jアラート訓練は実施したのか。

4 資料4、行政報告書の101ページ、「震災に強いまちづくりの推進」の中の防災拠点となる公共施設の耐震化率について、平成23年から平成25年へと数値が上がってきているが、平成26年の数値はどうか。また、耐震化率100%の目標年次はどうか。この数値の対象となる公共施設は何を指しているのか。避難場所に指定されているところか、あるいは自治体の全ての施設であるのか。

A．消防防災課長

1 実際の乗車人数については消防統計にはない。消防防災課に消防本部から派遣されている職員に確認したところ、5人や4人又は3人で運用する場合はあるが、2人で運用するケースはないとのことである。なお、この充足率はあるべき理想の数字であり、現有車両

に対する充足率では、八潮市が76%、伊奈町は65%となっている。今後、消防庁の統計もこの捉え方になる予定である。県としては、これらの消防本部は消防の広域化を進めることによって消防力を高めていきたいと考えている。

2 救急隊員の業務量増加に伴う過剰な負担を避けるため、継続的に統計は取っていないが、平成19年7月から8月に消防本部の協力で調査をしたことがあり、それによると搬送困難事案がもっとも多かった時間帯は20時から21時59分であった。曜日別では日曜日が一番多い。休日、夜間は専門のドクターがいないので困難事例が発生しやすい。現在も状況は変わらないと考える。

所要時間最長の事例は、47歳男性、蕨市消防本部の管内で平日昼間の事例である。精神疾患があり処置困難と判断した医療機関が多かったと思われる。

3 県と市町村の防災行政無線の使い方は異なっている。県の防災行政無線は、市町村や消防本部等との連絡調整の役割があり、市町村防災無線は市町村の防災情報や行政情報を住民に放送する役割である。県と市町村の防災無線は別々の役割を持っており、総務省からそれぞれ個別に免許を受けている。よって、県の防災行政無線で県民に向けた一斉放送した事例はない。

A．危機管理課長

3 Jアラートは、弾道ミサイル、緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に住民に伝達するシステムである。平成26年度は3回の訓練を実施した。

4 報告書にある耐震化率については、消防庁が翌年度に集計し例年年度末に公表するもの

で、平成25年度の数值は平成27年2月に公表されたものである。平成26年度の数值については、現在消防庁にて集計中である。目標年次は、現行の5か年計画において、平成27年度に100%としている。本調査において防災拠点として対象としている施設は、庁舎などの災害応急対策拠点、学校や公民館などの避難場所、警察署や消防署などであり、県内6,833棟となっている。

Q・秋山委員

- 1 消防ポンプ自動車の機能をフルに発揮するためには、適切な乗車人員が必要である。1台で1本又は2本の消火栓を使うかによって消火能力に大きな違いがある。3人乗車では1線しか使えないのではないか。実情はどうか。
- 2 広域化はスケールメリットで充足率が高まってしまう。広域化だけが充足率を高める手段とは思えない。他の方策はないのか。
- 3 照会回数34回の方は最後には医療機関に搬送されたのか。
- 4 Jアラートの訓練結果はどうか。不具合等はなかったか。

A・消防防災課長

- 1 消防ポンプ車に3人乗車の場合では、1線となるのが現状である。近隣の消防本部との応援協定で対応していく。
- 2 昨年度から県内の充足率の状況を市町村に示し、定数増を働き掛けている。この結果、消防職員の実数は平成24年4月1日現在の8,184人から平成27年4月1日には8,354人と170人増えた。平成22年から平成26年の間に全国平均は1.5%増だっ

たが、本県は2.2%増えている。市町村の理解により実数を伸ばしている。

- 3 34回目の照会により最終的には医療機関に搬送された。

A・危機管理課長

- 4 3回目の訓練で不具合等のあった17市町村については、再訓練を行った。再訓練では不具合はなかった。したがって、一部の市町村では4回訓練を行ったことになる。

Q・秋山委員

- 1 防災拠点6,833棟の中には、市町村の避難場所を全て含んでいると考えてよいか。
- 2 充足率の向上についてだが、県と消防本部の関係や充足率を上げてほしいと働き掛ける場合の根拠はどうなっているか。

A・危機管理課長

- 1 本調査における防災拠点には、市町村の全避難場所を含んでいる。

A・消防防災課長

- 2 県と消防本部の関係であるが、消防組織法には「市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない」と定められている。一方、消防組織法には「都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる」ともあり、これに基づき、助言・指導の一環として行わせていただいている。

警察本部関係（11月4日）

Q．秋山委員

- 1 信号機設置要望について、この5年間で警察署から上がった1,008か所に対し設置が496か所である。直近2年では設置率が約4割で、6割については積み残しになっている。多くの自治体から要望が寄せられた中で、警察署で精査をして上げられたものは、少なくとも8割、9割は設置すべきと思うが、予算がないのでできないという以外の見解を伺いたい。
- 2 横断歩道や止まれの標識やラインが消えかかっている問題について、平成26年度には消えかかっている箇所にどの程度対応できたのか。
- 3 歩車分離式信号機の設置前と設置後の効果はどのように表れているか、今後の設置計画と併せて伺いたい。
- 4 警察署別交番数の推移では、この5年間で蕨署で1減、上尾署で1増、秩父署で1増しており、必ずしも増やさないとはいえない。2署で増やした理由は何か。また、越谷レイクタウンは、ここ数年で県内では最も激変しているが、設置の必要性をどう認識しているか伺いたい。
- 5 DV相談件数がこの5年間で2,553件から4,739件の1.8倍、検挙件数が106件から618件の5.8倍に激増しているが、相談件数が増加した理由、検挙数が大幅に増加した理由について伺いたい。併せて、相談者は、本人、家族、友人等のうち誰が多いのか伺いたい。
- 6 女性警察官の増員計画及び警部以上の幹部登用の目標があるのか伺いたい。
- 7 自転車事故が減少した理由をどのように考えているのか、どのような対策を実施してき

たのか、今後、どのような対策を実施していくのか伺いたい。

- 8 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策について、これまでどのように取り組んできたのか。また、無事故・無違反の方へのゴールド免許は何歳までという決まりはあるのか伺いたい。

A．交通規制課長

- 1 信号機設置以外の方法で安全対策を講じるとともに、それでも安全対策が十分でなく危険性があると認められる交差点については、次年度各警察署から再度要望が出される形になっている。そこで危険度、緊急度、必要度を判断し、緊急性、必要性の高いものについて順次設置していく。なお、平成22年から平成26年までの間、信号機を496基設置しているが、東京、神奈川、千葉を含めて関東管区内では最も多い設置数である。
- 2 横断歩道の補修要望について、平成26年度中に3,488本の要望があり、同年度中に79%の2,769本の補修を完了しており、残りについては平成27年度の予算で対応する。摩耗の著しい横断歩道がないと言えないため、道路管理者や警察署と連携を図り、漏れのない摩耗状況の掌握に努める。
- 3 平成24年度に設置された30の交差点の歩車分離の設置前後1年間の事故統計を取ったところ、18.1%減少し、効果的な対策となっているため、歩車分離式信号機は次年度以降も計画的かつ効率的に設置を進めていく。

A．交通部長

- 1 信号機設置要望において、予算以外にその理由はあるのかとのことだが、大きな理由は

まさにそのとおりである。本県においては既存の信号機が有効に活用されているかどうか、また今現在その信号機が必要なかどうかについての見直しを実施している。設置から数年経ち、今現状においてこの信号機が有効に活用されていない、あるいはそこまで必要性がないといったものについては、随時見直しを行って移設することも念頭に置いている。

- 2 横断歩道の摩耗等によって見えない箇所がある件については、横断歩道のラインを引くためにお金がかかるが、4mのところを3mにし、予算を掛けない中で同じ機能を持たせる方法についての工夫をしている。県警としては、交通安全の環境を作っていかなければならないと理解しており、その中で優先順位を付けさせていただいていることを御理解願いたい。

A . 地域部長

- 4 交番数の増加については、駐在所を交番化したものであり、純増ではない。上尾警察署については、六道駐在所を羽貫駅前交番に、秩父警察署は、野上駐在所・長瀨駐在所・樋口駐在所を統合し、長瀨交番にした。交番設置の基本的な考え方は、警察官数が限られている現状から、地域の治安情勢、人口、面積、近隣の警察施設の設置状況などに加え、地域住民の意見要望等を総合的に勘案し、効果的かつ効果的に警察活動を行えるようバランスよく行うこととしている。越谷レイクタウン地区への交番の設置についても、交番設置の基本的な考え方を踏まえ、今後も総合的に検討し、関係機関とも連携して、適切に対応していく。

A . 子ども女性安全対策課長

- 5 相談件数が増加した理由は、平成23年に長崎県西海市において女性2名が殺害される事件が発生し、さらに平成24年に神奈川県逗子市において女性が殺害される事件が相次いで発生し、「DV・ストーカー事案に対する社会的関心が高まったこと」、「警察の取り組みの強化が広く周知され相談しやすくなったこと」、「平成25年7月にDV防止法等の改正があり、規制対象及び保護対象が拡大されたこと」によるものと考えている。

次に、検挙者数が増加した理由は、相談件数が増えたことと被害届の件数も増えたことにより大幅に増加したものと考えている。また、相談者については、平成26年に受理したDV相談4,739件の全てで被害者から相談を受けている。ただし、一部の相談では、被害者からの相談に先立ち、家族、知人、自治体等からの事前相談や情報提供を受けたものもある。

A . 警務課長

- 6 県警察では、「埼玉県警察女性警察官採用・登用拡大計画」を策定しており、この計画に基づき女性警察官の採用、登用の拡大に努めている。女性警察官の増員計画については、平成25年度からの5年間で400人を採用することとしており、平成30年度において、全警察官の定数の10%を目標に採用の拡大に取り組んでいる。また、幹部登用の目標については、具体的な目標は設定していないが、幹部登用の拡大に努めており、平成26年の春季人事異動では、県警で初めて女性警察官を所属長に登用している。今後も引き続き、女性警察官の採用・登用の拡大に努めていきたい。

A．交通企画課長

7 本年6月に自転車講習制度が始まったこと等の報道により、県民の交通ルールの順守に関する意識が高まったことや、自転車の通行環境が整備されてきたことなどにより、自転車事故が減少したと考えている。実施した対策については、これまで、子どもや、高齢者を対象とした自転車運転免許制度等による交通安全教育、交通違反者の指導警告、検挙活動を推進してきた。今後も、交通安全教育や自転車安全利用五則の普及など、幼少期に安全意識を根付かせる活動、また、主に高齢者を対象に事故時の被害軽減を図るヘルメットの普及活動を進める。

A．運転免許課長

8 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策については、「免許取得時、更新時の『質問票』による一定の病気の申告」、「75歳以上の高齢運転者の免許更新の際の認知機能検査」、「医師からの通報」、「各種警察活動における臨時適性検査該当者発見報告」、「警察署の免許窓口・運転適性相談室における各種相談(家族・本人)」により、発見し、運転させないように努めている。なお、ゴールド免許の年齢制限はない。

Q．秋山委員

1 警察署からの横断歩道の補修申請を制限しているのではないかと、また、平成26年度に設置した信号60基の中には改良も含まれているのではないかと。
2 警察官の増員がなく女性警察官を増やすということは、男性警察官の採用を抑えて女性警察官の比率を上げるという方針なのか。

3 認知症などの病気を持つ免許取得者に運転させない方策について、今以上の対策について伺う。

A．交通規制課長

1 各警察署に対して、横断歩道の補修申請を制限するような指示は一切していない。また、平成26年度の信号機設置60基は全て新設である。

A．運転免許本部長

3 平成29年には改正道路交通法が施行され、適性検査等について大幅改正がなされる。認知機能検査など認知症発見のための枠が広がり、その結果免許取消しや停止などにつながることもあり、幅広く発見につながるものと思われる。

A．警務課長

2 本県の警察官の業務負担は依然として高いため、警察官の増員については、国に対し引き続き要望していきたいと考えている。併せて、女性警察官の採用拡大にも努めていくこととしているものである。

Q．秋山委員

信号機60基の新設のほかに、移設と改良をした信号機があるということによいか。

A．交通規制課長

新設のほかに、移設又は改良を実施している。

県民生活部関係（11月5日）

Q．秋山委員

- 1 消費者対策の推進について、消費生活相談員は、平成26年度29人で、平成22年度の38人から9人も減っている。そのため、相談員1人当たりの相談件数は年間100件近く増えているが、十分な成果は上がっているのか。
- 2 消費生活相談員の身分はどうなっているか。
- 3 相談件数が、平成22年度や平成23年度と比べ、平成24年度から平成26年度は減少しているが、相談員を減らしたためではないのか。
- 4 弁護士などの消費者苦情処理アドバイザーの助言について、平成26年度に何件であったのか。
- 5 特定商取引法により、行政処分を行った事業者について、その業務停止期間、消費者への補償及び現在の営業状況はどうなっているか。
- 6 特定商取引法及び県条例により、改善指導を行った事業者について、その後の状況を継続的に把握しているのか。改善がされていると判断しているのか。
- 7 縣市町村の公立スポーツ施設数について、平成24年度が2,859で、平成25年度2,839となり、20減少した。平成26年度では2,672になり、前年度に比べ167施設減った。この2年間で187のスポーツ施設が減ったことになる。スポーツの振興を掲げる県として、スポーツ施設数の減少をどのように捉えているのか。また、このうち、増加した施設があるのか。
- 8 わがまち防犯隊の育成・充実では、平成26年度5,860の団体が活動しているが、活動状況をどう把握しているか。

- 9 わがまち防犯隊に対する補助の予算措置はあるか。
- 10 わがまち防犯隊の活動団体数に地域偏在はないか。
- 11 わがまち防犯隊が消滅することなく、世代継承しながら充実させていくためにどのようなことを援助しているのか。
- 12 わがまち防犯隊を今後どこまで増やしていく計画か。
- 13 平成26年度のわがまち防犯隊の顕著な効果は、どのようなものがあるか。

A．消費生活課長

- 1 県の消費生活相談員については、平成22年度当時、38人のうち24人が週3日17時間30分勤務の職員、残りの14人が週4日29時間勤務の職員が混在しており、これを平成25年度までに順次、全員を週4日29時間勤務に切り替えた。この結果、相談員の人数は減ったが、全相談員の相談業務を行う合計時間は反対に増加している。また、平成22年度から土曜日の相談も受け付けているが、勤務する相談員の数は平成22年度当時の2人から順次増員し、平成25年度は5人で相談を受け付けている。このように、相談員の勤務時間の増加などの相談体制の強化を図ってきたので、相談処理が迅速になり、相談者の苦情にもより適切に対応できるようになった。成果はあったものと考えている。
- 2 地方公務員法第3条第3項第3号に規定される非常勤特別職の公務員である。
- 3 市町村の相談体制の充実が大きな要因であると考えている。県は、相談者がより身近な窓口で相談を受けられるようにするため、これまで、財政的な支援も含め、市町村の相談窓口の充実を支援してきた。これにより、平

成21年度以前は相談窓口を持たない市町村があったが、平成22年度に全ての市町村が相談窓口を持つようになり、その後、順次整備が進み、昨年度全ての市町村で週4日以上相談が受け付けられる体制が整った。この結果、過去に50%台だった市町村への相談割合が、平成26年度では67%まで増加した。

- 4 苦情処理アドバイザーの助言回数は、平成24年度は52回、平成25年度は37回、平成26年度は43回である。
- 5 平成26年度に処分した9事業者の業務停止期間は、3か月が3事業者、6か月が4事業者、9か月が2事業者である。消費者に対する補償は、特定商取引法上に規定がないが、処分した事業者はクーリング・オフには対応している。また、消費者から契約解除の要求があれば、可能な限り対応していると聞いている。処分した事業者の現在の状況は、処分後、ほとんどの事業者が廃業している。
- 6 改善指導を行った事業者については、全国の相談情報を集めたデータベースシステムにより継続して監視しておりほとんどの事業者が、センターへの消費相談がなくなったり、激減している。

A．スポーツ振興課長

- 7 県内の市町村のスポーツ施設数は2,000以上であるが、数字の数え方については、例えばテニスコート1面を1施設といったような形でカウントをしている。このため、187の減といっても、その全てが施設丸ごとなくなったというわけではないことを御理解いただきたい。一方で、施設老朽化など様々な要因がある中で減ってきていることは事実である。今後は現存する施設をいかに有効活用して、県民がスポーツに親しめる機会を提

供していくかが重要である。また、増加した施設としては、熊谷市に、旧市立女子高校を改修したスポーツ文化村「くまびあ」が新設されている。その中には人工芝のグラウンドのほか、多目的グラウンド、テニスコート、体育館等のスポーツ施設がある。さらに、深谷市ではプール施設にビーチバレーのコートを設けた。その他、ランニング、ウォーキング又は自転車というような形で、スポーツ施設を使わずに身近な環境を使って行うスポーツも増えているので、スポーツ施設を使うスポーツ、使わないスポーツ両面から振興をしていきたい。

A．防犯・交通安全課長

- 8 わがまち防犯隊の活動状況については、地元警察署において把握しており、全ての団体が活動していると承知している。また、県においても職員を派遣しパトロールへの同行指導を行い、実際の活動の支援をしている。なお、平成26年度は81回実施した。
- 9 予算措置については、防犯パトロールの活動開始時に必要となる帽子や夜光チョッキ等のパトロール用品の整備、また、パトロールに伴う保険等について市町村を通じて補助を行っている。平成26年度は、34市町に約2,000万円の補助を行った。
- 10 地域偏在については、わがまち防犯隊は、県下全体の自治会レベルで約75%で行われており、特に県南部に集中していたり、県北部が活動していないなどの偏在はないと認識している。
- 11 世代継承については、県内63市町村の退職者を対象にわがまち防犯隊への加入の働き掛けを行っている。また、若い世代を取り込むために、県内の大学に働き掛けを行い、今

年6月には、立正大学の学生約25名によるわがまち防犯隊「Ris(りす)のおまわりさん」が結成された。

- 12 今後の団体数の増加については、本年9月末現在、5,863団体で、増加は鈍化傾向にある。本年度から開始した第3期防犯のまちづくり推進計画では、埼玉県内を面として捉えて、防犯活動をしている地域の割合を、平成26年4月の約75%から、平成31年度までに85%に上げることを目標に掲げている。
- 13 わがまち防犯隊の活動による顕著な効果については、具体的な事例は承知していないが、平成26年の刑法犯認知件数は前年に比べ減少しており、特にひったくりや路上強盗、自転車盗等の街頭犯罪が減少している。これは、警察の活動に合わせ、わがまち防犯隊による見せる警戒を行った効果であると認識している。また、積極的な防犯活動を実施している団体には、感謝状を贈呈している。平成26年度は、埼玉県防犯のまちづくり推進会議において97団体、防犯のまちづくり県民大会において地域安全功労団体として45団体に対して贈呈を行った。

Q・秋山委員

- 1 スポーツ施設については、統廃合を含め、新しい施設をどう作っていくかという観点も必要であると思うが、計画はあるか。
- 2 行政処分を受けた悪質業者が再度、別の手口や名称を変えて復活する場合がある。警察の手を借りなければ難しいと思うが、こうした事業者に対して、どのように対応しているのか。
- 3 消費生活相談員に非常勤を充てている理由は何か。

A・スポーツ振興課長

- 1 現在、市町村では、新しい施設を作るよりも、既存の施設の老朽化にいかに対応していくか、高機能化を図るかというような形で整備が進められている状況である。県としては、市町村施設について、国庫補助の関係など、いろいろな相談に乗っていきたい。

A・消費生活課長

- 2 残念ながら、一度処分を行った事業者が名称を変えて、違法な業務を行うことは現実に存在する。県としては、処分を行った事業者の立入検査の際に従業員名簿を入手しており、それをもとに全国の消費生活相談データベースで継続して監視している。実際に昨年度処分した事業者の責任者が、本年8月に処分した事業者の支店長であったという例がある。処分後も引き続き監視の目を強め、例えば業務停止3か月であったのをより長い期間とするというような重い処分を実施していく。また、県警とも情報を共有していく。
- 3 専門的な資格を有する者を、その技能を用いて相談業務を行ってもらうため、任期1年の非常勤としている。

Q・秋山委員

消費生活相談員の持っている資格とは何か。県職員で資格保持者はいないのか。

A・消費生活課長

消費生活相談員は、消費者問題に関する専門知識と相談処理能力が必要で、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を保持する人を採用

している。なお、県職員については資格保持者の調査をしたことがないので分からないが、専門的な知識を必要とするため、限られた数であると思われる。

県土整備部（含 収用委員会）関係（11月5日）

Q．秋山委員

- 1 追加要求資料11の2ページ「直轄事業負担金の推移（河川分）」について伺う。直轄事業費負担金の河川分について、平成26年度85億7千万円とあるが、このうち八ツ場ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業への支出額はどれくらいか。
- 2 都市計画道路保谷朝霞線について、平成26年度までの進捗状況はどうなっているか。
- 3 追加要求資料18「踏切の交差箇所数及び立体交差箇所数と事業の推移」について、踏切除却事業実施箇所のうち、東武伊勢崎線107号踏切及び同124号踏切の除却見通しはどうか。また、平成26年度の執行額及び累積事業費はいくらか。
- 4 追加要求資料22「県発注工事に係る建退共証紙の購入状況等について」について、公共工事の見積りに占める建退共（建設業退職金共済制度）の証紙購入に係る金額はいくらか。また、証紙は1枚いくらか。平成26年度の証紙貼付状況が306,341枚となっているが、これは建設労働者が所有する建退共の台紙に貼付されたものか。

A．参事兼河川砂防課長

- 1 八ツ場ダムの事業費は3億5,033万3,

768円、思川開発は0円である。霞ヶ浦導水事業については、本県は治水の受益地の対象でないことから事業負担はない。

A．道路街路課長

- 2 この道路は昭和43年に都市計画決定されており、事業化に向けて現在の諸基準に合致するよう、都市計画変更の手続きを進めている。現在、道路線形や幅員、主要な構造物の見直しを行っており、特に国道254号との交差部は地形が複雑であることから、現況測量を実施し、詳細な検討を行っている。また、関越自動車道との交差部では、既設構造物への影響について地質調査等の調査及び検討を進めている。
- 3 107号踏切については、現在、県では都市計画道路大場大枝線の道路整備として、当該踏切の隣接箇所で鉄道立体交差工事を推進している。同踏切は、地元自治会や春日部市から存続希望が強いことから鉄道管理者である東武鉄道（株）との調整を進めており、現在のところ、その取扱いはまだ決定されていない。事業費については、平成26年度執行額は約3億8,000万円で、累積事業費は平成17年度から平成26年度までの間で約44億円である。次に、124号踏切については、春日部駅付近連続立体交差事業の計画区間にあるため、同事業により除却する予定である。平成26年度は、これまでの調査や春日部市のまちづくり計画などを踏まえて、春日部市、東武鉄道（株）と課題解決に向けて検討を進めているため、新たな調査等は実施していない。また、累積事業費は、事業に着手した平成13年度から平成26年度までの間の調査費として約6億6,000万円である。

A．建設管理課長

4 公共工事の見積りに占める建退共の証紙購入金額についてであるが、公共工事の積算においては、法定福利費である建退共の証紙購入に要する経費を、現場管理費として一括計上している。受注業者の見積りに占める証紙購入金額は、資料のとおりであり、平成26年度の県発注工事においては、契約金額が992億6,339万8千円、証紙購入金額は1億3,413万9千円となっている。建退共証紙は、1枚310円である。平成26年度の証紙貼付枚数の306,341枚については、建設労働者が所有する建退共の手帳に貼付されたものとして報告された枚数を計上している。

Q．秋山委員

- 1 保谷朝霞線の現在の県と地元自治体及び住民との合意形成状況はどうか。また、今後の説明会開催の見通しはどうか。
- 2 107号踏切については除却しない可能性もあると理解してよいか。また、連続立体交差事業については、2年後の事業認可に向けて都市計画決定を行うと捉えてよいか。
- 3 県では、証紙の貼付枚数は、建設労働者の手帳に貼られているものとして認識しているようだが、実際は貼られているものではない。どのように認識しているのか。全部貼られていることを確認しているのか。

A．道路街路課長

1 平成26年7月開催の地元説明会において、「道路幅員は20mではなく27m必要であり、車線数については4車線で整備する」旨を伝えたところである。また、今後の説明会

開催については、現在、道路線形を検討しており、詳細が決まっていないことから、まだ開催していない。

- 2 107号踏切については、地元等は「存続」を求めており、東武鉄道(株)は「除却」の意向があり、今後、両者の調整を経て決定していく。また、連続立体交差事業については、市の「総合振興計画」において「2年後の事業認可」となっていることから、今後、これを目標に検討を進めてまいりたい。

A．建設管理課長

3 埼玉県土木工事共通仕様書に基づき、県の発注工事を請け負った会社から、証紙の貼付状況を被共済者ごと、月ごとに何枚使用したかを記入してもらい、県に報告してもらっている。県では証紙が手帳に貼られているものとして認識している。

Q．秋山委員

- 1 地元においては、保谷朝霞線の道路幅員27m、4車線拡幅されることについては同意し難い内容と思われるが、道路拡幅に伴う地権者数はどのくらいか。
- 2 建退共の証紙については、そのような報告を受けて、建設労働者の手帳に貼られていると認識していることは理解するが、実際は違う。答弁は不要である。(意見)

A．道路街路課長

1 路線形等は、図上で検討している段階のものである。現地での測量は未実施のため、対象となる地権者数は現在、把握していない。

福祉部関係(11月6日)

Q. 秋山委員

- 1 行政報告書143ページ「(1)埼玉県子育て応援行動計画の推進」について、「埼玉県子育て応援行動計画」では保育所等の受入枠を9万2,328人から今後5年間で11万152人に増やす目標としているが、この目標設定に当たっての根拠を伺う。
- 2 追加要求資料13「待機児童数推移」を見ると、待機児童数は平成26年度当初は905人、平成27年度当初は1,097人となっている。これとは別に、認可保育所や認定こども園に入所できなかった不承諾児童数が、平成25年度には4,103人、平成26年度には4,767人、平成27年度には6,252人に上ると聞いている。待機児童数に表れない不承諾児童が大勢いるのが現状である。今年1月の0歳から5歳までの児童のうち保育所を利用している割合である入所率は26%である。ウーマノミクスの効果もあり、働きたいという母親が増えているため、入所率は高まっていくと思われる。入所率の向上を見込んで入所枠の拡大を考えていかなければ待機児童は解消されないのではないか。目標値が甘いのではないかと考えるが見解を伺う。
- 3 厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、平成26年度の保育士の給与は埼玉県が20万9,900円であるのに対し、東京都は24万200円となっており、東京都に隣接する自治体では保育士の確保が困難になっている。「埼玉県子育て応援行動計画」を推進するためには保育士の確保が課題であるが、保育士の給与引き上げが必要ではないかと考えるが現状をどう認識しているのか。
- 4 埼玉県高齢者支援計画では、特別養護老人

ホームの入所定員を平成31年度までに10,390人増やして39,799人としている。ところが、特別養護老人ホームの入所希望者は平成26年度で14,947人おり、計画を達成しても現在の待機者も入所できないことになる。高齢者人口は更に増える。この計画では間に合わないのではないか。目標値を実態に合わせて引き上げる必要があるという認識はあるのか伺う。

- 5 行政報告書154ページの「(8)介護人材確保対策の推進」について、介護職員処遇改善加算は平成24年度に設けられ、月額1万5,000円相当の加算が受けられるようになった。平成27年度からは更に月額1万2,000円相当が上乗せされ、合計で月額2万7,000円相当の加算が受けられるようになった。加算を受けている事業所は平成26年度では82.5%となっているが、なぜ残りの約2割は加算を受けていないのか。
- 6 介護職員処遇改善加算の対象は介護職員に限られており、ケアマネジャー、看護師、調理師などは対象外であるため、事業者は大変苦労している。介護職員以外の職員にも加算が適用されるようにしてほしいとの要望が事業者から県に届いているのか。また、介護職員処遇改善加算は、加算を受けると利用者の自己負担に跳ね返るといった問題もあるが、県はどのように認識しているか。
- 7 平成27年度に介護報酬が2.27%に引下げられたことによる事業所へのダメージを、県としてはどのように認識しているか。

A. 少子政策課長

- 1 保育所等受入枠の目標値は、各市町村が定めた受入人数の目標値を合計したものである。市町村は、平成25年度に住民の就労希望や

保育の希望などに関する調査を実施し、調査結果に潜在的な意向も加味して保育のニーズを推計し、受入人数の目標値を定めたものである。

- 2 市町村のニーズ調査をもとに県の目標値を定め、平成31年度までに受入枠の確保を進めていくこととしているが、今後、保育所の申込状況が大きく変化する場合などには、市町村と連携して、県の計画の見直しを考えていく必要があると考えている。
- 3 給与の改善は、保育士の人材確保のために重要な取り組みであると考えているが、県単独で給与の改善を行うことは、財源の問題もあるため難しい。費用対効果を検証し、実施できるかどうかを研究していく。給与改善以外にも、県内で働く保育士が増えるように、地元就職を希望する方を対象としたPRなどを実施し、人材確保に努めていく。

A．高齢者福祉課長

- 4 計画の目標数と待機者数の数だけ見ると、追いつかないように見えるかもしれないが、特別養護老人ホームの整備は平成15年度末以降、増加数、増加率とも埼玉県が1都3県では1番であり、市町村とも連携しながら対応してきている。施設サービスは介護保険制度の運営に大きな負担になるものである。特別養護老人ホームだけを増やすのではなく、在宅でのサービスが受けられる体制、そして最後のセーフティネットである特別養護老人ホームを含めた地域包括ケアシステムを整える必要がある。次期の高齢者支援計画では、入所希望者数を踏まえ市町村と連携しながら目標を設定する。
- 5 介護職員処遇改善加算の取得率は、平成26年度が82.5%、平成27年度の9月時

点が86.1%となっている。介護職員処遇改善加算は毎年度改善の計画書を提出することが条件である。このため、年度途中にオープンした事業所では、様子を見てから申請しようというところもあり、なかなか90%を超えるような取得率にならない。加算を受けていない事業所の中には、元々賃金を高く設定しているところもある。また、委員御指摘のとおり、利用者の負担に影響があることから、加算を取得しないところもある。

- 6 加算の対象を介護職員だけでなく他の職種にも広げてほしいという声は、事業者団体を通じて県にも届いている。県では、加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するように、国に要望している。また、介護報酬の中で賃金を引き上げれば、介護保険財政や利用者負担への影響があるので、平成27年度からは介護報酬とは別枠で措置するように国に要望している。

- 7 介護報酬引き下げのダメージについては、今月に調査を行うよう準備しているところである。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護事業所、訪問介護事業所を予定している。職員の賃金の状況も含めて詳しく調査する予定である。

Q．秋山委員

現在の県の保育所入所率は26%であるが、今後加速度的に入所率が高まっていくことが考えられる。平成25年度の調査に基づいて受入人数の目標値を定めたとのことだが、市町村計画の積み上げでなく、現在の保育所入所率26%がどのくらい上昇するかを県が独自に予測して、目標値を定めることはないのか。

A．少子政策課長

市町村における保育ニーズの状況を踏まえ、県として見積もることが可能か、今後検討していきたい。

教育局関係（11月6日）

Q．秋山委員

- 1 臨時的任用教員について、本会議の一般質問に、県は多くの教員の新規採用に努め、定数内臨時的任用教員の比率は減少傾向にあると答弁していた。しかし、追加要求資料15の平成22年度と平成26年度の臨時的任用教員の比率を比べると、小学校では1.7%、特別支援学校では0.9%増えている。中学校、高等学校の臨任率はやや下がっているが、全体では平成22年度と比べて平成26年度はやや増えているのが実態である。臨時的任用教員を減らすという答弁を踏まえて努力していく必要があると思うが、平成26年度の新規教員の採用予定者数は何人で、平成25年度と比べてどのくらい増えたのか。また、教員の採用枠の拡大について、どう取り組むのか。
- 2 市町村ごとの臨任率だが、平成26年度、戸田市では小学校16.8%、中学校19.0%となるなど、県の臨任率を大きく上回っている自治体もあると聞いている。臨任率の高い自治体の現状や自治体間でのアンバランスについて、県の認識と今後の対策について伺う。
- 3 追加要求資料の43、学校管理費について、学校管理費の予算は年々徐々に増えてきているが、県立学校や特別支援学校の教職員からは「基本的に光熱水費と学校行事等に関わる

教員の旅費で使い切り、備品購入もままならない」などの声を伺うことが多くなっている。近年の電気料金、水道料金などの値上げ、消費税増税、物価上昇などを考えると、現場は深刻なのではないかと思う。実態をよく把握して不自由をきたさないように、平成26年度にはどのように対処してきたのか。

- 4 追加要求資料26、県立高校の団体費について、県立高校の保護者はPTAや後援会の会費として年間平均26,000円あまりを負担している。資料では、平成26年度26,121円となっている。ある高校では、PTA会計から行事費の約100万円が文化祭や体育祭に支出され、ある工業高校では、後援会会計から実習用消耗品・教科用備品に561万円が支出されていると聞いている。本来、教育予算で措置すべきものが、実際はPTA会計や後援会会計から補填され、実質的には保護者負担となっている。平成26年度決算を見ると、保護者負担の軽減のためにも、学校運営に必要な予算を確保することが必要であると思うが、どのように学校現場を把握しているのか。
- 5 先日、当委員会で埼玉県立近代美術館を視察した際、平成27年度の美術品購入予算が330万円と聞いた。しかし、この5年間は予算額2,000円とほとんどないに等しい。近代美術館の展示品購入費の過去最高額はいくらか。より魅力ある施設にするために、展示品購入費をどのように評価し、位置付けていくのか。

A．教職員採用課長

- 1 平成26年度の新規採用教員の採用予定者数とその増減を、志願区分別に申し上げる。小学校は840人で前年度と比べて増減なし、

中学校は520人で増減なし、高等学校は450人で増減なしである。特別支援学校については高等学校に含めて試験を実施している。養護教員は25人で5人増、栄養教員は5人で5人増、合計1,840人で、10人増である。

A. 小中学校人事課長

1 臨任率が高いことについては、課題として捉えている。これまで、退職者数に見合う数を採用すると、将来、現在と同じように大量退職が発生する可能性があること、年齢構成の不均衡を加速させてしまう懸念があることから、長期的な展望に立った教員採用を進めてきたところである。

今後については、児童生徒数の推移をしっかり見極めるとともに、退職者数、再任用見込みの数等を考慮して、臨任率の減少に向けて、採用数の拡大を含めた見直しを検討してまいりたい。

2 臨時的任用教員の多い主な要因である、児童の転出入の多い地域においては、学級数の確定が困難であり、直前まで教職員の定数が定まらず、臨時的任用教員で対応せざるを得ない状況であった。一方で、児童生徒数が減少している地域、将来学校の統廃合を予定している地域においては、教員が定数を超える状況に備えて、臨時的任用教員の割合が高くなっているところもある。

また、退職者については、原則として新採用教員と再任用教員で補充するが、地域によっては教員数が不足し、臨時的任用教員を充てることとなったことも考えられる。県教育委員会としても、臨時的任用教員の割合の高さや、市町村間でアンバランスな状況にあることは、課題として重く受け止めている。

今後、市町村の臨時的任用教員の割合について、各教育事務所を通じて市町村に数値を伝え、解消に取り組むよう指示をしたところである。

臨任率の減少に向け、中長期的な視点に立った計画的な採用、再任用教員の活用などにより、正規採用の教員を確保し、減少に努めていきたい。

A. 財務課長

3 学校管理費については、財政状況が厳しい中で予算の確保に努めている。しかしここ数年ほぼ横ばいという状況であり、各学校で様々な工夫や努力を重ねていることは認識している。管理費予算は、県の予算編成方針上、毎年5%のシーリングがかかる中、平成27年度予算についても、なんとか横ばいの予算を確保している。全庁的にも財政状況が厳しく、国に対し国庫補助金や地方財政負担軽減の更なる充実を機会があるたびに要望している状況である。

また、執行においては、スケールメリットを生かすように、財務課にて複数の学校に共通する備品等の購入を一括で行い、予算の節減に努めている。このような節減により、生み出された予算があれば、年度途中でも学校に実情を聞き、予算を再配分するなどして、できるだけ多くの学校の要望に応えられるよう努めている。引き続き、様々な工夫を行い、予算の確保に努めていきたい。

4 県立高校の団体費についてであるが、保護者の熱意により、施設整備、備品整備の一部が、保護者の御負担により行われている事実がある。しかし、県立学校の運営に係る施設整備や備品の整備については、基本的に県費により賄うべきものである。保護者負担の軽

減に努めるよう県立学校を通じて教職員並びに団体会計の長に対して周知やお願いをしている。さらに、毎年、学校を通じて、団体費の活用の将来計画を作成し提出を求めて計画的に運用していただいた結果、団体費における保護者負担の額は平成18年度と比較し、8.7%、3,250円の減少と、今のところ削減傾向となっている。引き続き、将来計画を作成していただくことを通じ、保護者負担の軽減に努めていきたい。

A．生涯学習文化財課長

5 美術品購入費の過去最高額は、開館10周年の平成4年度、7億2,001万円である。

近代美術館では、本県にゆかりのある優れた作家の作品、本県の美術界に影響を与えた国内外の作家の作品、本県美術文化の振興に寄与する作品を対象とする収集方針の下に美術作品を購入している。魅力ある展示を行うためには、美術作品の購入は大変重要であると認識しており、厳しい財政状況の中、引き続き予算の獲得に向けて頑張っていきたい。

なお、新たな美術作品の購入以外にも、収蔵する美術作品の最大限の活用や他の美術館から目玉となる美術作品の借用、複数の施設が共同で行う巡回展の方法など、近代美術館の職員は魅力ある展示の実現に向けて工夫を行っている。

Q．秋山委員

2,000円の予算が5年間続いているという状態では、答弁していることとやっていることがあまりにも違いすぎるのではないかと。やっとな今年度に330万円ついたようだが、これでよいのか。

A．生涯学習文化財課長

様々な教育課題が山積する中、厳しい財政状況を鑑みて、予算要求を断念せざるを得ない状況があった。しかし、直近の平成21年度の購入以降5年以上にわたり新たな美術作品の購入を行わないことは、近代美術館における体系的な資料収集の観点から望ましい状況ではなかったため、平成27年度予算で約330万円の購入費を要求して確保した。引き続き、予算の獲得に努めていきたい。

秋山委員

330万円でも少ない。けたが違うとの認識が委員の間にもある。努力をしてほしい。

(要望)

産業労働部(含 労働委員会)関係

(11月17日)

Q．秋山委員

- 1 中小企業の支援について伺う。5か年計画における「県の支援による創業件数」について、年208件のペースで創業しているが、創業したという事実確認は何によって判断しているのか。
- 2 県内企業の平成26年度の倒産件数は379件、5年間の平均では503件であるが、平成24年から平成26年までの県内企業数の動向をどのように分析しているのか。
- 3 新規融資開始件数と融資額は共に大きく減少している。平成22年度から平成26年度までの間、県の融資について、申込件数と実行件数はどう推移しているか。
- 4 なぜ、融資が実行されなくなっているのか。

- どう分析しているか。
- 5 平成22年度から平成26年度までの間、融資残高はどう推移しているか。
- 6 同機関における融資焦げ付き件数、金額の推移はどうなっているか。
- 7 融資利率の0.3%引き下げによる利子の軽減額はどのくらいになるか。
- 8 融資利率の引き下げは返済終了まで継続されるのか。
- 9 融資利率の引き下げ分は金融機関が負担するのか、県が負担するのか。
- 10 貸金業者の指導及び監督について他の都道府県に登録している貸金業者に対しては、どのように検査・指導、苦情・相談しているのか。営業所が県内にある場合は検査・指導しているのか。
- 11 貸金業の登録業者数が平成26年度末で34業者とあるが、これは同年度に新規に登録された数か。その場合、これまで県に登録された業者の累計はいくつか。
- 12 貸金業者の廃業をどのように確認しているか。
- 13 大規模小売店舗立地法の適正な運用について伺う。大規模小売店舗立地審議会では、従来の既存商店への影響を含む審議を行ってきたのか。どういう立場でやってきたのか
- 14 商店街の振興支援事業では、平成26年度は支援実績が1件のみであるがなぜか。また、県内小売業商店数の推移について、商店街の店舗数が激減している一方で、大型店の店舗面積が小売業全体の店舗面積に占める割合は増加している。商店街の振興が功を奏していないと思われるが、どう分析しているのか。
- 15 雇用情勢に対応した就業支援について伺う。ヤングキャリアセンターの就職確認者数2,202人のうち、正規雇用者数、非正規雇用者数の内訳はどうなっているのか。
- 16 県立高等技術専門校の若者向け職業訓練を171人が修了して全員就職し、35歳までの30人も訓練校と企業での就業実習を通して就職したが、正規雇用・非正規雇用の内訳はどうなっているのか。また、こうした大変優れた取組が少人数にとどまっているのはなぜか。
- 17 女性の就業支援では2,260人が託児サービス付き職業訓練で71.3%の方が就職につながったが、正規雇用・非正規雇用の内訳はどうなっているか。
- 18 障害者の就業支援について伺う。平成26年度の民間企業の障害者雇用について、雇用義務企業数は何社か。また、法定雇用率達成企業数と未達成企業数はどうだったのか。
- 19 障害者雇用納付金制度については、平成26年度はどのように配分・交付されたか。
- A. 参事兼産業支援課長
- 1 産業振興公社内の「創業ベンチャー支援センター」の支援による創業件数をカウントしている。センター職員や創業アドバイザーが相談後約3か月から4か月後に創業の熟度を見ながら相談者に対して電話等で、開業届や法人設立届等の有無を確認して創業の実態をつかんでいる。
- A. 産業労働政策課長
- 2 平成26年度の倒産件数379件は、平成3年度の398件以来23年ぶりに400件を下回る水準となった。県内企業数は、経済センサスの直近の調査確定値である平成24年データと前回調査の平成21年データを比較すると、平成21年の18万6,582社から平成24年の17万4,816社へと、

1万1,766社、率にして6.3%減少した。全国では減少率8.1%であり、全国より減少率は低くなっている。

A. 金融課長

3 融資申込件数は、平成22年度が2万988件、平成23年度が1万8,972件、平成24年度が1万6,418件、平成25年度が1万6,287件、平成26年度が1万6,197件となっている。融資実行件数は、平成22年度が1万7,378件、平成23年度が1万6,015件、平成24年度が1万4,849件、平成25年度が1万4,947件、平成26年度が1万4,753件となっている。

4 リーマンショック後に資金繰りに苦しむ中小企業の助けとなるよう、時限的に「セーフティ緊急融資」や「緊急借換資金」といった新たな制度を導入したため、平成21年度が融資実行のピークとなった。その後は、資金需要が一巡したこと、金融機関が条件変更に対応するケースが増えたこと、また、ここ数年は民間金融機関の貸出し意欲が旺盛でプロパー融資による貸出しを積極的に行っていることなどから、減少傾向となっているものと考えられる。なお、融資枠については、平成26年度、平成27年度とも3,600億円と十分な額を確保している。

5 制度融資の残高は、平成22年度が約7,809億円、平成23年度が約7,339億円、平成24年度が約6,510億円、平成25年度が約5,779億円、平成26年度が約5,130億円となっている。

6 融資焦げ付き件数については、制度融資の県信用保証協会による代位弁済の件数とすれば、平成22年度が2,212件で約205

億円、平成23年度が2,026件で約196億円、平成24年度が1,939件で約192億円、平成25年度が1,634件で約159億円、平成26年度が1,321件で約119億円となっている。

7 最も一般的な事業資金・一般貸付で、1,000万円の融資を7年間で返済するケースをシミュレーションすると、1.9%から1.6%に引き下げたことにより、総額で10万6,000円の利子の負担軽減となる。

8 県制度融資は融資実行時の固定金利が適用されるため、返済終了まで継続される。

9 金融機関の収益の減少になるという意味では、金融機関の負担である。

10 2つ以上の都道府県に営業所を有する貸金業者は国の管轄となり、本店の所在する財務局が検査・指導を行うことになる。これら業者に関する苦情・相談についても、監督権限を有する財務局を紹介することになる。

11 登録業者数34業者は、平成26年度末現在に埼玉県知事登録のある貸金業者の総数である。平成26年度に新規登録された貸金業者は3業者である。また、これまでに県に登録された貸金業者の累計は3,350業者である。

12 貸金業を廃業した場合、30日以内に届け出ることが義務付けられている。平成26年度は3業者が廃業した。

A. 商業・サービス産業支援課長

13 執行機関の付属機関である大規模小売店舗立地審議会やその下部に位置する市内連絡会議は、大規模小売店舗立地法の、周辺地域の生活環境を保ちつつ大型店の適正な立地を図る、という趣旨に沿って開催している。

14 商店街の振興支援事業についてであるが、平成26年度に国の創設した補助制度が県の制度よりも事業者の負担が少なく済むものであった。このため、県としても国の補助制度の活用を勧めたことが理由である。また、店舗数については、平成26年度の店舗数は速報値であり、約1万社の未整理分が計上されていない。確報値は12月下旬に出る予定である。県としては、やる気のある商店街への支援を必要と考え、黒おび商店街を中心に商業振興を行っている。今後もやる気の高い商店街を中心とした支援を行い、商業振興を進めていきたい。

A．就業支援課長

15 就職確認者数2,202人のうち正規雇用者数は1,391人である。

18 対象企業数は2,737社で、法定雇用率達成企業数は1,195社、未達成企業数は1,542社である。

19 障害者雇用納付金制度は国の制度で、事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部が行っており、納付金の配分・交付については把握していない。障害者雇用納付金制度の仕組みは、未達成企業から不足1人につき月額5万円を徴収し、障害者を法定雇用率以上に雇用している事業主へ企業規模に応じて1人当たり月額2万7,000円ないし2万1,000円を給付するものである。

A．産業人材育成課長

16 若年者向けの職業訓練で2年コースを修了し就職した170人のうち、正規雇用は169名、非正規雇用は1名、デュアルシステム

訓練で就職した30人のうち正規雇用は29名、非正規雇用は1名であった。デュアルシステム訓練が少人数である理由は、機械科の定員に関しては訓練機械の数に限りがあるためである。また、機械科以外にデュアルを広げること難しい。例えば、空調システムはメンテナンス業務が中心であり、ユーザーの都合に合わせて勤務が不規則になりがちで実習になじみにくい。また、情報処理も機密情報や個人情報を実習生に扱わせることに企業は抵抗を感じる。こうしたことから、デュアルシステム訓練は相性のよい機械科のみで実施している。

17 女性の職業訓練後の就職状況について、託児サービス付の委託訓練のみを抽出したデータはないが、民間委託訓練を経て就職した女性は2,615人おり、うち正規雇用は41%、非正規雇用は59%である。

Q．秋山委員

1 民間金融機関の直接融資より制度融資の方が有利ではないのか。また、融資審査会には金融機関が入っていて、安全な企業にしか融資していないのではないのか。

2 貸金業者数34業者は平成26年度における県への登録数であり、累積数は3,350業者との答弁があったが、数字の意味について再度説明をお願いしたい。

3 廃業した貸金業者の把握について漏れはないのか。

4 商店街の店舗数について、未整理分は件数が分からないのか。比較できないデータを資料に掲載することはおかしいのではないのか。

5 若年者向けの職業訓練で2年コースを修了した者は正規雇用につながっている。この取組は是非拡大していただきたい。(意見)

- 6 障害者の法定雇用率の未達成企業への指導などはどのように行っているか。
- 7 小規模企業への雇用促進を図るため、どのような支援を行っているか。

A．金融課長

- 1 現在、「埼玉金利」といわれるように民間金融機関の間での金利競争が激化しており、比較的风险の少ない企業に対しては、制度融資より有利な利率のプロパー融資で顧客確保が行われている。ただ、全ての企業が受けられるわけではなく、融資が受けづらい企業の最後の砦として、制度融資の意義は変わらずにあると考えている。また、現在、融資審査会はなく、個々の融資案件について金融機関と信用保証協会が審査している。
- 2 貸金業者の登録は毎年度更新するものではない。平成26年度末現在登録を受けていた業者が34業者である。そのうち3業者が平成26年度中に新規登録した。累積数というのは、すでに廃業した者も含む県にこれまで登録した全ての業者数のことである。
- 3 毎年、全事業者に立入検査を行っているので、把握が漏れることはない。

A．商業・サービス産業支援課長

- 4 報値である平成21年度と平成24年度のデータを資料に載せる方が適当だったかもしれないが、少しでも直近の数値と考えて使用してしまった。今後、12月に発表される確報値をフォローしていく。

A．就業支援課長

- 6 未達成企業に対してはハローワークが達成

指導を行っており、併せて県の設置した障害者雇用サポートセンターが企業を訪問し、障害者の仕事の切り出しなど雇用アドバイスを行っている。

- 7 小規模企業に対しても、障害者雇用サポートセンターが企業の状況に即した支援を丁寧に行っている。また、ハローワークには障害者雇用を行う企業への助成制度があるので、その活用を含めてアドバイスを行っている。

農林部関係（11月17日）

Q．秋山委員

- 1 平成26年の埼玉県の農業生産額及び林業生産額はどのくらいで、前年度と比較するとどうか。また、国内に占める割合及び順位はどうなっているか。
- 2 行政報告書225ページの農業経営法人化推進事業で、平成26年度は722法人で前年度から78法人増加しているが、組織する農家戸数と人員はどうなっているか。また、追加資料14では、基幹的農業従事者が平成14年度では6万9,720人、平成22年度には5万8,681人とあるが、平成26年度ではどうなっているか。一方で、平成26年度の新規就農者は284人だが、どう分析しているのか。また、抜本的対策の柱は何であると分析しているか。
- 3 行政報告書225ページの2月の大雪被害については、平成26年度末時点で撤去が100%、再建が72.2%とあるが、その後の進捗状況はどうか。農林部の努力はどのような成果となって表れているか。また、追加資料40を見ると、被害が最も大きかった深谷市で再建完了率は94.1%、2番目の本

庄市では89.2%だが、まだ再建が完了していない理由と市町村への支払状況にタイムラグがある理由は何か。

- 4 行政報告書227ページで平成26年度において新たに農業に参入した企業は3法人とあるが、これまでの累計はいくつか。また、全ての法人が活動しているのか。

A．農業政策課長

- 1 農業産出額の発表は例年12月中旬のため、平成26年の農業産出額は不明である。平成25年の農業産出額は2,012億円であり前年と同額である。国内に占める割合は2.4%であり、全国順位は18位となっている。

A．森づくり課長

- 1 平成26年の林業産出額はまだ公表されていない。平成25年の林業産出額は20億2,000万円であり、平成24年と大きな変化はない。国内に占める割合は0.5%であり、全国順位は38位となっている。

A．農業支援課長

- 2 農業法人を構成する農家戸数は約1,900戸である。また、農業法人の常時従事者の平均は15.4人であることから、約1万1,000人と推計される。基幹的農業従事者の数値は平成22年の農業センサスが最新であり、平成26年度決算時の数値はない。基幹的農業従事者の減少の要因は高齢化による農家全体の減少が大きい。抜本的対策の柱は、主業農家の規模拡大及び経営力の高い新規就農者を確保することと考えている。農業産出額の約7割を主業農家が担っており、主業農

家数を維持するために年間280人の新規就農者の育成が必要であるため、今後も質の高い新規就農者の育成に努めていく。

- 3 大雪被害からの再建については、平成27年11月4日現在の完了率は96.6%であり、事業を実施した56市町村のうち48市町村において、全ての農業者の再建が完了している。

農林部の努力の成果としては、国に対し農業被害対策について要望し、農業用ハウスの撤去・再建・修繕へ助成が認められ、県議会においても補正予算を認めていただいたところである。また、補助事業の円滑な執行を図るため、市町村開催の説明会等に、延べ717人の県職員を派遣した。

さらに、ハウスの撤去・再建のスピードアップのため、県内外の施工業者と現場とのマッチングを行った。その結果、平成27年度中には、全ての農業用施設の再建完了を見込んでいる。

- 4 平成27年3月時点で、95地区、88企業が農業に参入し、3企業については不採算などを理由に撤退している。

Q．秋山委員

大雪被害で廃業した農家はあったのか。

A．農業支援課長

規模の縮小や、ハウス栽培から露地栽培への転換、収入を得るために他産業へ一時的に従事した農家はあったが、廃業した農家は確認していない。

保健医療部関係（11月19日）

Q．秋山委員

- 1 乳幼児の医療費助成は県が就学前までとしているが、市町村が単独で年齢拡大を行っている。平成26年度決算では県は26億3,420万8千円の補助を行ったが、補助率はおおよそ2分の1であった。平成26年度に県内市町村が子ども医療費助成制度で実際に支給した額の何%にあたるのか。また、県内全市町村が中学校卒業まで助成している都道府県はいくつあるのか。
- 2 重度医療について、県は平成27年1月から重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者を対象外とした。これにより対象から外れた人数は、平成26年度には何人であったか。県補助額ではおおよそいくらと分析しているか。また、通年ではどうか。
- 3 平成25年度に発足した埼玉県総合医局機構について、医師不足病院への医師の派遣の実績、若手医師のキャリア形成支援、女性医師の支援、高校生の志養成事業の実績はどうか。
- 4 平成26年度の地域枠医学生奨学金貸与者48人の在籍学校はどこか。卒業後県内指定医療機関に勤務すれば、返済は不要になるのか。また、指定医療機関とは何を指すか。
さらに、奨学金の月額と6年間の総額はいくらか。
- 5 県外医学生奨学金貸与者が41人いるが、奨学金の内容はどのようなものか。
- 6 臨床研修医と後期研修医の研修資金について、県内に定着すると貸与された研修資金の返還は不要になるのか。研修資金の月額や年額はいくらか。
- 7 平成26年度に順天堂大学附属病院の誘致が決まったことはよいことだと思うが、医学

部設置に関する成果と到達点を知りたい。

- 8 埼玉県総合医局機構のトップは誰が務めているのか。同機構は常設で恒常的に活動・機能するものなのか。
- 9 平成26年4月1日から県内全ての救急車などにタブレット端末283台を整備して、救急医療機関の受入可否情報をリアルタイムで確認することができるようになったが、どのような成果があったのか。

A．国保医療課長

- 1 県が把握している市町村の助成額は県補助対象分のみであり、それぞれの市町村における事業費の実績は把握していない。また、各都道府県の補助対象は調査しているので把握しているが、全国の市町村の助成対象年齢までは把握していない。
- 2 65歳以上で新規に手帳を取得したため、重度医療の対象外となった方は平成26年度では517人で、補助額への影響は約2,500万円と推計している。また通年分については、平成27年度予算においては、マイナス2億8,000万円と試算している。

A．医療整備課長

- 3 総合医局機構を通じた医師派遣については、平成26年度は50人の医師派遣を行った。次に、若手医師のキャリア形成支援については、県の奨学金貸与者が卒業後県内病院でキャリア形成を行うことができるプログラムを作成した。女性医師支援については、17件の相談を受け、2人の医師が復職した。また、当直免除など短時間勤務を希望する女性医師の代替医師の雇用支援を行い、12人の女性医師が雇用継続となった。次に、高校生

の志養成事業については、138人の高校生が参加した。

- 4 地域枠医学生については、全員が埼玉医科大学の学生である。卒業後9年間、指定医療機関に勤務すれば、全額返還不要となる。奨学金は月額20万円で、6年間の総額は1,440万円である。なお、指定医療機関とは、小児科、産科、救急科、県北など医師不足地域の公的医療機関である。
- 5 県外医学生奨学金については、月額20万円の奨学金のほかに、入学金として100万円を上限に貸与している。
- 6 臨床研修医は月額10万円、後期研修医は月額20万円の資金貸与となっている。県内の産科、小児科、救命救急センターで勤務すれば、返還不要となる。
- 8 埼玉県総合医局機構のトップは金井忠男県医師会長である。医師確保・派遣委員会など3つの委員会などで構成され、県、県医師会、大学、病院長などによって構成され、一元的に医師確保を推進している。
- 9 タブレットを導入した平成26年度と導入前の平成25年度を比較すると、重症患者のうち、受入要請回数が4回以上となった事案が16%減少した。そのため、効果は現れていると考えている。

A．保健医療政策課長

- 7 医学部設置の認可権限は国にあることから、国に対して、医師数が著しく少ない地域については、医学部新設の対策を講じるよう、働き掛けを行っているが、国は新設を認めない方針を堅持している。県としては、国の方針が出るのをただ待つわけにいかないの、県内医師の確保に有効な手段として、医師確保及び育成に資する病院、具体的には医師を自

ら養成するとともに、供給をコントロールできる大学附属病院の整備が有効ではないかとの考えから、平成26年度において、医学系大学院設置に関して国内でも特色のある大学院の状況と大学病院及び医学系大学院の整備に伴う経済効果を調査し、一般病院よりも大学附属病院及び大学院を誘致した方が、経済波及効果が高いという結果を得た。

Q．秋山委員

- 1 乳幼児医療費助成の埼玉県の補助対象は就学前だが、市町村が努力して平成27年度には全市町村が中学校卒業までとしており、そうした意味では高い水準にあると言える。
これは私の個人的意見だが、県も対象年齢を引き上げるべきだと思う。(要望)
- 2 重度医療について、平成27年1月から3月までに除外された方は517人ということだが、通年では4倍にすればいいのか。
- 3 地域枠医学生奨学金について、指定医療機関で勤務しない場合、奨学金の返還は一括で行うのか。また、返還利息は徴することになるのか。
- 4 私の地元の春日部市の医療機関からは、受入可否情報を全て登録すると実際の受け入れが大変になるので、リアルタイムに情報を出さないことがあると聞いている。実際、救急医療情報システムの受入可否情報はどの程度リアルタイムに提供されているのか。

A．国保医療課長

- 2 平成27年度予算においては約6,300人が除外されると試算している。

A．医療整備課長

- 3 貸与期間の1.5倍、例えば医学生に6年間貸与した場合、9年間指定医療機関に勤務した場合には返還免除となる。これが果たせない場合、奨学金は一括して返還していただく。現時点では返還利息は徴していない。
- 4 医療機関は1日2回応需情報を入力しており、加えて、救急隊が搬送事案ごとに受入れや受入不可などの情報を逐次入力している。かなりリアルタイムに近い状況であると考えている。

Q．秋山委員

- 1 6,300人という人数は実人数か。
- 2 奨学金の一括返還を求めることは厳しすぎるのではないか。

A．国保医療課長

- 1 実人数を想定している。

A．医療整備課長

- 2 この奨学金制度は条件を明示した上で応募を受け付けているが、大変多くの応募をいただいている。卒業後、必ず県内医療機関で勤務していただきたいとの強い期待の意味を込めて、一括返還としている。

環境部関係（11月19日）

Q．秋山委員

- 1 「廃棄物処理対策の推進」について、指標「一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量」の平成26年度の数値を伺う。また、既に目標は達成しているが、新たな目標数値を定めるのか。
- 2 行政報告書128ページ「一般廃棄物対策」の「一般廃棄物処理実績の推移」を見ると平成23年度以降、数値が横ばいとなっているが、引き下げのための取組を伺う。
- 3 指標「産業廃棄物の最終処分率」の最終処分率について、算出方法と平成26年度の実績値を伺う。また、「福島第一原子力発電所事故に係る放射能の影響」で、汚泥の最終処分量が増加したとの記述があるが、平成26年度の状況を伺う。
- 4 「環境保全対策の推進」について、中川、綾瀬川の「全国水質ワースト5河川」からの脱却を目標としているが、達成の見通しはどうか。また、脱却に向けてどのような対策を行っているのか。
- 5 「石綿対策の推進」について伺う。アスベストが建材として用いられた建物が更新時期に当たる。大気汚染防止法に基づく解体工事の全数立入を行い、3件の行政措置を行ったとあるが、この内容と効果を伺う。また、県と市町村との役割分担はどうなっているのか。
- 6 「石綿廃棄物対策の推進」について、家屋解体現場等への立入件数が905件となっているが、その内容と効果を伺う。また、市町村との役割分担を伺う。
- 7 追加要求資料23「産業廃棄物の不法投棄、不適正処理に対する立入検査実施数の推移と改善状況」について、監視指導件数が減少している理由を伺う。また、不法投棄をはじめ

とする不適正処理事案について、指導や改善の状況を伺う。

- 8 「緑のトラスト運動の推進等」について、平成26年度までにさいたま緑のトラスト基金に寄附をした人数、企業数とその総額を伺う。第13号地「無線山・KDDIの森」で取得した面積4.8ヘクタールのうち、約78%は企業からの寄贈であるが、その経緯について伺う。また、候補地・取得地の選定はどのような基準に基づいて行われているのか。
- 9 追加要求資料30「航空自衛隊入間基地及びアメリカ空軍横田基地周辺の騒音調査結果」について、平成26年度は12地点ある測定地点のうち8地点から7地点に適合地点が減少しているが、測定地点及び周辺の住宅防音工事は完了しているのか。また、騒音発生者に対し、どのように改善を求めたのか。

A．資源循環推進課長

- 1 平成26年度の実績は現在集計中である。新たな目標数値については、現在、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定中であり、現状のデータや国の動向などを踏まえ、同計画において設定したい。
- 2 ごみを出さないライフスタイルの呼び掛け、分別を徹底し再資源化を促進するなど、最終処分量を縮減する取り組みを推進していく。
- 3 最終処分率は、産業廃棄物の「排出量」を分母、「最終処分量」を分子として計算するものである。なお、平成26年度の数値は現在集計中である。また、汚泥の最終処分量についても平成26年度の実績は集計中であるが、増加した汚泥は浄水場から発生している。再生利用が進んでいない県内の浄水場に対して

は、県から汚泥の再生利用の再開を働き掛けている。その結果、再生利用を再開したところもあり、最終処分率の数値は改善していく見込みである。

A．水環境課長

- 4 平成25年度は綾瀬川、中川がワースト1、2位であったが、平成26年度は水質が改善したことにより、ワースト1位を脱却した。また、ワースト5河川の水質の差が狭まっている。また、下水道の普及、合併処理浄化槽への転換、台所対策及び中川水循環センター処理水の水質改善等について取り組んでいる。
- 9 住宅の防音工事は国直轄事業であり防衛省北関東防衛局が行っていることから、県として進捗状況を把握していない。騒音発生者に対しては、県及び14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や14都道県で作る渉外関係主要都道県知事連絡協議会において、早朝、夜間の飛行禁止や防音工事の促進を要望している。

A．大気環境課長

- 5 立入検査では、飛散防止対策がとられているかを事前に確認している。全数に立入指導を行うことにより、石綿の飛散による健康被害の未然防止につながると考えている。また、市町村との役割分担であるが、法令又は県からの権限移譲により、仕事を切り分けており、さいたま市など9市は、市の事務として立入検査などの指導を行っている。

A．産業廃棄物指導課長

- 6 建設リサイクル法の届出事務を所掌してい

る建築安全センター、特定行政庁等から情報を入手し、立入検査を行っている。個人住宅や倉庫など建築物の解体工事を対象に、分別解体と再資源化、廃棄物処理法の基準の順守等を指導している。廃棄物の排出先を確認して不適正処理の未然防止が図られる効果がある。また、石綿に関しては、石綿含有廃棄物の有無や、解体方法・処分先等を確認している。市町村とは、合同での立入等を通じて情報共有を図っている。

7 監視から立入指導に重点を移したことが件数減少の原因である。例えば、排出事業者の立入検査では、契約書及びマニフェスト等を確認するなど時間を掛けて実施している。

不適正な処理が疑われる処理事業者に対しても時間を掛けてチェックを行っている。

不適正処理事案への対応について、廃棄物の保管量や保管場所など軽易な場合は、口頭指導及び指導票による是正指導を行っている。重大な違反事実である場合は、文書指導や状況により行政処分を行う。不法投棄についてであるが、行為者が判明した場合は、行為者に撤去させている。行為者が不明な場合は、土地管理者に撤去を依頼している。一般廃棄物に関しては市町村に対応を依頼している。

A . みどり自然課長

8 「さいたま緑のトラスト基金」は昭和60年に設置された。平成26年度までに、個人からの募金は25,527件、約3億4,800万円、企業からは12,592件、約12億2,600万円、合計すると約15億7,400万円の寄附があった。第13号地「無線山・KDDIの森」取得の経緯は、春には地元で桜まつりが開かれるなど大変親しまれていることから、伊奈町がKDDIに対し取

得を打診し、町と県でトラスト保全地として取得した。KDDIから、県と町が財政上負担可能な範囲で土地を購入してもらいたいとの打診があり、購入した土地を除く約8割の取得地はKDDIから寄贈されたものである。また、トラスト保全地の選定に当たっては、市町村が取得費の3分の1を負担することになるため、まず、市町村から候補地を挙げてもらう。選定基準は、優れた自然環境や歴史的環境を有していること、保全の緊急性が高いこと、保全に対する地権者等の協力が得られることなどである。

Q . 秋山委員

- 1 産業廃棄物の最終処分率であるが、算出時の分子部分「最終処分量」とはどのようなものか。また、放射性物質を含む汚泥を再利用することに問題はないのか。
- 2 下水処理施設の水質改善を図るとのことだが、高度処理等の導入にはコストがかかると思うがどうか。
- 3 不法投棄対策について、監視パトロール体制はどうなっているのか。
- 4 基地周辺の騒音対策について、国の事務ではあるが、県民が置かれている状況を把握していないのは遺憾である。県としての考えを伺う。

A . 資源循環推進課長

- 1 再資源化されたものなどを除き、最後に埋め立てられる量が分子の「最終処分量」である。リサイクル等を推進することにより、最終処分率が下がる。なお、汚泥は、通常の処分ができるものを再生利用しており、影響はないと考えている。

A．水環境課長

- 2 ハード面での変更は行わず、段階的高度処理として運転状況を工夫することにより、窒素、リンに加えBOD等の削減による水質改善を見込んでいる。
- 4 国に情報提供を働き掛けていきたい。

A．産業廃棄物指導課長

- 3 不法投棄110番を設置し、24時間体制で通報を受け付けているほか、各環境管理事務所及び本庁でも、年間683件の通報を受けた。また、市町村からも情報提供を受け連携して対応しており、夜間や休日は、民間委託でパトロールを行っている。

Q．秋山委員

産業廃棄物の最終処分率について、詳しく説明願う。

A．資源循環推進課長

分母である「排出量」が、中間処理により減少し、更にリサイクルされる部分を除き、最後に埋め立てられる量が「最終処分量」となる。

3 ひと・まち・しごと創生総合戦略特別委員会（2015年10月・11月閉会中） における柳下礼子県議の質疑

総論部分（10月26日）

Q．柳下委員

- 1 戦略における将来人口に係る現状認識と見通しは3つのパターンで示されているが、現状のまま推移した場合に人口は550万人台という厳しい試算もあり、深刻に受け止めるべきである。人口の流出も懸念される。出生率のアップと人口の流出をいかに止めるかが決定打になると考えている。そこで、「結婚、出産、子育ての希望をかなえること」と「県内産業の育成」を2つの柱に据えるべきと考えるがどうか。製造業が少なくなりサービス業が増えているとの説明があったが、中小にも満たない小規模事業所の支援にいかに力を入れて、経済分野で若い人を埼玉に呼び寄せることが重要になると考えるがどうか。
- 2 結婚できない理由の話も出たが、国の資料によると男性の所得が高い方が結婚率が高くなっている。結婚できない一番の理由は低所得であり、雇用の正規化を目標に据えるべきと考えるがどうか。また、公的セクターにおける非正規雇用の減少についても目標に据えるべきと考えるがどうか。出産・子育てが困難であることの要因には経済負担がある。女性のM字カーブを見ても、仕事をしてきた女性が出産後に戻るとパートや非正規雇用であったりする。しかし、若者は夫婦で働かなければ生活していけないという実態もある。そこで非正規雇用の大幅減少を戦略の目標数値に入れるべきではないのか。
- 3 子育てと仕事の両立のために、国としては欧米並みに財政出動すべきである。例えば、地方創生交付金などを使って、子どもの医療費や給食費の助成拡充や給付型奨学金の創設

幼稚園の父母負担軽減を復活など、子育て世代に対する具体的な対策に使うべきではないか。また、保育園や学童保育の待機児童をゼロにすべきと考えるがどうか。子育て環境を整えるべきではないか。

A．計画調整課長

- 1 次回以降の審査で触れることになるが、いずれについても重要な柱として戦略素案に位置付けている。
- 2 若者を就業に結び付けることが重要であり、数値目標も設定している。公的セクターにおける目標設定は現時点では考えていない。
- 3 本県の取り組みだけで効果を上げていくことは難しい。国にもしっかりと取り組んでいただくことが重要である。

A．少子政策課長

- 3 総合戦略においても、基本目標3に掲げているが、保育所や放課後児童クラブへの支援を記載しており、計画にのっとり、しっかりと整備していきたい。

Q．柳下委員

- 1 少子化社会対策白書によると子育ての一番の不安は経済的理由である。子育て、教育にお金がかかりすぎることについて、県は市町村をバックアップし、国に要望をすべきと考えるがどうか。また、保育所の待機児童がなくなるなど、子育てしやすいと人が集まってくる埼玉にすべきと考えるがどうか。
- 2 少子化社会対策白書に記載のある若者の所

得の伸び悩みについて、どのように受け止め、どのように計画に盛り込んでいるのか。

- 3 若者の完全失業率、就業形態別の有配偶率を見ると深刻な状況にある。有識者会議に入っていない20代、30代の意見を聴くことが重要と考えるかどうか。

A．企画財政部長

- 1 経済的問題に対する取り組みして、県の規模でできることは限られており、重点化して一番効果のあるところに支援していく。国の交付金を活用し、多子世帯の負担を軽減する本県独自の取り組みなども実施しているが、長期的に財源が確保されるかも見据えできることを実施していく。また、全国知事会を通じて財源確保を国に働き掛けるなど、国がやるべきことは国において実施すべきとの要望を行っているところである。
- 2 若い世代の経済の安定については国の戦略にも位置付けられており、県の戦略においても十分考慮している。国、県、市町村の役割分担が重要であり、雇用については、国の施策との連携が重要であり、本県ではハローワーク特区の取り組みなどに力を入れており若者の雇用を応援していく。

A．計画調整課長

- 3 若い人の意見については、Web調査によると、結婚の条件として「出会いの場」や「安定した仕事」が重要であるとの結果が得られている。また、出産・子育てに対する効果的な取り組みとしては、「出産費用の支援」、「育児家事の負担軽減」及び「短時間勤務など多様な働き方の実現」との回答が多かった。さらに、埼玉大学の学生の協力を得て意見を聞

いたところ、晩婚化の要因として「就業上の身分の問題」、「核家族化」及び「職場環境」の問題などが挙げられており、それぞれ戦略に反映している。

A．少子政策課長

- 1 子育てしやすい県を目指して、市町村とよく連携して、様々なサービスの充実に努めていきたい。

各論部分（10月28日）

Q．柳下委員

- 1 19ページに「次世代産業や先端産業を振興するとともに、企業立地などによる産業集積を推進する」とあるが、県内産業の育成を企業誘致型から、県内中小企業や家族経営を含めた零細企業も含めて、県内産業を育成することに方向転換してはどうか。
- 2 中小企業、ものづくり、特に、農業衰退が県内産業衰退の根本的原因だと考えている。特にTPPは撤回すべきと考えているが、その影響がこれから大きくなると思うので、この影響を試算して、JAとともに全県を挙げて、農家経営を守り抜く立場から政策転換をする必要があるのではないか。
- 3 重要業績評価指標に農業法人数があるが、農業従事者数とすべきではないか。
- 4 介護・医療・福祉事業の育成も目標数に入れるべきではないか。
- 5 医療・介護・福祉労働者の処遇改善の数値を目標にすべきであると思う。介護報酬の引き下げ等によって、給料が少なく人が集まらない。介護施設が潰れてしまうことが起きて

いるが、給料を1万円から3万円のアップを図るといった目標も作るべきと思うがどうか。

- 6 特別養護老人ホームの入所者数の目標については、待機者を解消することを目標にすべきである。2025年問題が懸念されている中で、在宅でなるべく対応してもらおうとしているが、老老介護や認認介護など、在宅は在宅で大変である。若い人が職場を辞めて親を看ざるを得ないという問題もある。特別養護老人ホームの入所者数の目標等については、具体的に計画を作るべきではないか。
- 7 農業の問題について、藤林委員の後継者づくりに関する質問に対して、5年間で所得が250万円であると答弁があったが、より具体的な政策が必要になるのではないか。
- 8 国が少子化社会対策白書の中で、平成26年度の少子化の状況及び少子化への対処施策の概況として、特に子育て支援施策の充実について、保育の待機児童の解消を2017年度までに取り組みを加速期間として位置付けている。約20万人以上の受け皿を確保するとあるが、待機児童の解消についてはどう考えているのか。
- 9 同白書では、放課後子ども総合プランの推進について放課後児童クラブを約30万人分整備するとあるが、どう考えているのか。
- 10 正社員実現加速プロジェクトの推進も、同白書に取り上げられている。長時間労働の是正についても、県としては具体的にどのように取り組もうとしているのか。
- 11 創生法については、国が全部縦割りなので県も縦割りになっている。相互の全体像が見えないと思う。戦略作成段階で、県は部門ごとに起きている現状・実態をどう掴み、総合政策としてどのように具体化してまとめているのか。

委員長

本日は各論 について審査している。今の発言の中で、介護の問題、特別養護老人ホームの問題及び放課後児童クラブ（質問4～6、8及び9）については、10月30日の審査事項になる。このため、執行部においては答えられる程度で、答えることがあれば、答弁いただきたい。

柳下委員それでよいか。

柳下委員

担当課がいないのであれば、明後日質疑することよい。

A．産業労働部副部長

1 県内の魅力的な雇用を創出するために、企業の稼ぐ力を高めていきたい。次世代産業・先端産業の振興を通じて、これまでにない分野を開拓することで価格決定権を持つようになれる。また、海外展開を目指す県内企業を支援したり、県外から稼ぐ力がある企業を呼び込んでいく。いろいろなアプローチにより、魅力的な雇用を作っていきたい。もちろんこれと併せて、既存の小・中小規模企業の振興も重要であるので、支援を進めていきたい。

A．農業政策課長

2 第1次産業としての農業の振興は、埼玉の地方創生にとって大変大事なものであるので、引き続き進めていくが、農業者の農業所得の向上に向けて6次産業化の推進も行っているところであり、県としては、第1次産業だけでなく第2次産業、第3次産業のバランスある発展が必要であると考えている。TPPに

については、県では国内農業の振興に与える影響に十分配慮して、万全の対策を講じるよう国へ要望しており、農林業の振興を通じた地方創生には、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。

- 3 農業従事者数が減少すること自体はマイナスだとは思っていない。農業をしている方には様々な形があると考えている。第1次産業としての農業をしっかり振興していくため、担い手として農業を生業にしていこうという方には、法人化を支援していく。また、雇用を生み出すという面でも、農業法人化が必要と考えているため、農業法人数を指標として設定している。ただし、農業には産業としての面だけでなく国土保全、やすらぎの創出などの多面的な機能があるため、そうした面も様々な施策で推進していく。

A．農業支援課長

- 7 新規就農者280人のうち3分の2が、農家の子弟であり、経営基盤がある。一方、3分の1は新規就農者で、「明日の農業担い手育成塾」で農地、技術、販路を確保して就農している。新規参入者に対して、農林振興センター農業支援部が重点的に技術や経営について指導するとともに、地域で孤立させないように、生産組織への加入を促進している。さらに規模拡大を希望する者には、農林公社の農地中間管理事業を活用して、農地集積を支援している。

A．就業支援課長

- 10 正社員化の推進については、2つに分けて進めている。まず、新卒者、特に大学生の新卒者については、景気の回復とともに大企業

志向が強くなっているため、県内の中小企業にも多くの魅力的な企業があることを知らせている。具体的には合同企業説明会や面接会を数多く開催し、直接、企業の魅力を知ってもらう機会を作っている。2つ目は、非正規社員を正社員に転換していくことである。25歳から34歳で、不本意で非正規社員として働いている方は全国で80万人いる。割合では28.4%であるが、前年に比べ改善し転換事例は増えている。県では座学研修と職場実習を組み合わせ、うまくいけばそのまま就職できる事業を実施し、正社員化を支援している。また、埼玉労働局でも正社員就職に力を入れており、連携しながら支援していきたい。

A．計画調整課長

- 11 戦略策定にあたっては、各部局と連携し、分野別の計画や部局で実施している事業を踏まえたものとしており、連携を図っているところである。

Q．柳下委員

- 1 非正規雇用の関係について、県内の高校卒業者のうちどれくらいが非正規雇用になっているのか、調査したことがあるのか。
- 2 企業立地について、地元雇用はどれくらい増えてきているのか、県民がどれくらい働いているのか。実態を示してもらいたい。
- 3 農業政策について、TPPにしっかり農業振興のために取り組んでいきたいという答弁があったが、大規模経営をやりたいという人や農業法人がいる一方で、そうではない人もいる。新たに農村に来て農業をしようという人など様々である。そのため、農業法人だけ

でなく、農業をやりたい人が全て担い手であるという考え方に立った指標をしっかりと持つべきと考える。先ほど話があったように農業は多面的な機能を持ち、国土保全にも資することから、しっかり戦略の中に位置付けて取り組む必要があると思うがどうか。

A．就業支援課長

1 高校生の正社員への就職状況のデータは持ち合わせていない。ちなみに平成27年3月卒の全国の大学生の状況は、進学11%、正規雇用が68.9%、アルバイトなどの非正規雇用や進学も就職もしない不安定雇用などが16.1%となっている。

A．企業立地課副課長

2 平成17年1月から企業誘致に本格的に取り組む、813件の立地があった。立地企業の計画ベースでは、新規雇用は約2万7,500人である。

A．農業政策課長

3 農業をやりたい方の中には様々な方がいる。経営を大きく発展していきたい方、有機など特色ある農業をやりたい方などの思いを実現できるよう、農家のニーズに合った支援をしていきたい。指標については、基本目標が安定した雇用を創出するという事になっていることから、農業法人数としている。家族経営では雇用に結び付けることは実際問題として難しい。法人化して経営を発展させ、雇用を創出していくことが必要であるため、指標として設定している。

Q．柳下委員

企業誘致に本格的に取り組んでから10年間で813件の立地があり、企業の計画ベースでは2万7,500人の新規雇用計画があるとのことだが、実際の雇用数は実数で何人か。

A．企業立地課副課長

誘致した813件の中には、まだ操業していない企業もあり、計画ベースの2万7,500人に対する実績は出ていない。ただ、今年度から非常勤職員を採用し、操業済み企業フォローアップ訪問を進めており、9月末まで訪問した100件については、おおむね9割程度の雇用実績を達成している。

Q．柳下委員

100件訪問済みということは、813件のうちの100件ということであるが、この9割の雇用の人数は何人か。

A．企業立地課副課長

計画が3,341名に対して3,094名である。

Q．柳下委員

操業済み企業の計画ベースの新規雇用人数はどうか。確認であるが、10年で813件の誘致をして、計画では2万7,500人であり、まだ操業をしていないところもあるとのことである。訪問済みの100件では、9割の雇用で3,094人ということになっているが、操業済の立地企業の何パーセントに当たるのか。

A．企業立地課副課長

813件のうち、操業済みの件数は614件である。

614件についての雇用計画のデータは、今、手元にない。

柳下委員

別なところにはあるのか。資料として提出願いたい。

委員長

確認願う。

企業立地課副課長

集計の上、提出する。

委員長

柳下議員から資料請求があったが、委員会として要求することでよいか。

<了承>

各論部分（10月30日）

Q．柳下委員

1 先日、出産や子育ては経済的な負担や仕事との両立が課題であり、欧米並みに財政出動することが必要であると質問した際に、国に要望するとの答弁があった。また、ほかの委員から質問があったが、子ども医療費の助成制度は、市町村から要望の最上位に挙げられ

ているものであり、国にも制度化を求めていると思う。県が拡充すると30億円の新たな財源が必要とのことだが、隣の群馬県は中学校卒業まで県として取り組んでいる。県としても、市町村が強く要望しているものについては、市町村を元気付けるような一歩進んだ支援が必要である。知事がなぜ頑なにやろうとしないのか疑問に思う。ほかの委員からも子ども医療費の助成制度拡充の要望があり、拡充は委員全員の総意であると感じた。総合戦略に盛り込んでもらいたいと思うがどう考えるか。

- 2 格差と貧困が広がっている中で、県が生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもへの学習支援を行ってきたことは評価している。国の制度化につながり、市では自ら事業を行うようになってきているが、市からは財政的な面も含めて、県に支援を求める要望が多い。今まで県が取り組んできたものを市に任せたらそれで終わりということではなく、県が支援を行っていくべきだと考えるが、総合戦略の中では市町村との連携をどのように考えているのか。
- 3 各地域振興センターの未来会議では地域の特徴について議論されたと思う。県全体を見た時に、秩父地域と東京に近い地域とでは全く地域性が異なる。未来会議で議論された地域性について、どのように総合戦略に盛り込んでいくのか。

- 4 医師、看護師、介護士などは離職率が非常に高く、給与も東京の方が高いため人材が流出してしまうことから人材不足になっている。県では、総合医局機構を立ち上げて医師の確保を行っているが、総合医局機構を活用した取り組みを更に進めてもらいたい。例えば、地元の所沢市では、小児科の医師がいなかったために西埼玉中央病院の地域周産期医療センターが閉鎖されたままである。所沢市だけでなく、本県の医師不足問題は深刻な問題であ

る。将来的には、入院しても管をつけたまま退院を迫られて追い出されるようなことも起きかねない。生活相談の中で、防衛大学病院に入院している方から退院させたいが次の病院が見つからないので病院を紹介してほしいというものもあった。また、老々介護や認知症同士の介護の問題もある。ボランティアの活用や、介護人材の確保について、県として重点的に取り組む必要があるが、総合戦略の中ではどのように位置付けているのか。

A．保健医療部長

1 御指摘のとおり、市町村からは対象年齢の拡大や所得制限の撤廃など、制度の充実をしてほしいとの要望がある。これまでも、所得制限の緩和などは実施してきた。従来は子育て家庭の9割が対象であったが、緩和の結果97パーセントまで広がった。子育て家庭をしっかりと支援することは大変重要であり、今後もしっかりと検討していく。

A．社会福祉課長

2 生活困窮世帯や生活保護世帯の子どもへの学習支援は、県において、全県一括で実施していたが、市には平成27年度から事業実施をお願いすることになった。県としては、平成26年度のうちから、ノウハウの提供や立ち上げに必要な様々な支援を行ってきた。例えば、専門のノウハウを有するNPOなどへの委託の事例を紹介するなどの支援をしてきた。これらの支援により、現在、全ての市町村で学習支援事業が行われている。しかしながら、県で行っていたものと同水準の学習支援が維持されているかということは重要な課題であり、研修会を開催したり、市町村を訪

問して実施状況を確認したりしている。なお、教室数は、平成26年度までは中学生教室が17教室であったが、86教室に増えるなど、市町村で事業を行うというメリットも出てきている。平成26年度までは国の全面的な補助により実施していた事業であるが、平成27年度からは生活困窮者自立支援法の制度に基づく仕組みとして、補助率が2分の1に設定されたため、県としても財政負担が増えた状況がある。このため、国にしっかりと財政支援をしてもらうように要望しており、引き続き要望していく。

A．地域政策課長

3 未来会議は地域の共通の課題に向かって、市町村に政策議論する場を提供していくものであり、逆に言えば、市町村の総合戦略策定を支援するものである。未来会議で具体的に出てきた事業については、ふるさと創造資金等で支援していきたいと考えている。なお、県の総合戦略については、オール埼玉で実施すべきものを記載しているという認識である。

A．医療整備課長

4 西埼玉中央病院の小児科医の不足も含めて、県内では特に産科や小児科の医師不足が非常に厳しい状況である。総合医局機構を通じて、医学生に奨学金を出し、将来的に、不足している診療科や県北地域などで勤務するような仕組みづくりをしている。卒業生はこれから本格化する。奨学金を受けた医師を必要な地域へ派遣できるようしっかりと取り組んでいきたい。また、看護職の人材確保も重要である。本年10月にナースセンターに届出制が

でき、離職している人との関わりができるようになった。今後、ナースセンターを通じて、能動的に看護職の確保に努めていく。なお、御指摘があった西埼玉中央病院の小児科、産科の医師は若干増えており、新生児科の医師が確保できればという状況である。今年度も保健医療部長が西埼玉中央病院の関連大学に直接訪問して、医師の派遣を依頼するなど努力をしているところである。引き続き努力をしていく。

4 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年12月14日第1回

委員長

予算特別委員会についてだが、去る12月8日(火)の議運において、お手元の資料2のとおり、予算特別委員会設置要綱(案)及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただいた。各会派に持ち帰り、御検討いただいたかと存じるが、何か御意見はあるか。

村岡委員

12月8日の議運で案が示され、各会派に持ち帰り検討したところであるが、いただいた資料だけでは分かりにくい部分がある。

そこでまず確認だが、この案は委員長案ということでしょうか。

委員長

さきの議運で提案したとおり、正副委員長案である。

村岡委員

承知した。そこで委員長に伺いたい。案は、知事に対して質疑をする機会が極端に減る内容だと見た。議会として行政の最高責任者たる知事にただし、知事から答弁を受けることは非常に大事だと思う。それを議会の側から減らすということはとんでもないことである。

そういう意味では、現行の制度と案を比較すると、この点に関しては明らかな後退だと思うが、委員長はどうお考えか。

委員長

お示した案が後退しているとは思わない。

各部局への審議時間を確保し、より詳細な審議をした後に、総括質疑も残しているの、知事とはそこできちっと議論していただけるような制度設計をさせていただいている。

村岡委員

現行制度は、知事に対して一問一答形式で直接委員がたずることができるものである。

その点をどう考えるか。

委員長

知事にたず時間をなくしているわけではない。時間を割いて、部局別に詳細な予算審議を行える制度設計としたということである。御理解いただきたい。

村岡委員

これまでは常任委員会に調査依頼がされた。そして、所管の予算審議については所属の委員が審議に加わることができた。つまり、全ての議員が何らかの形で予算審議に参加できていた。それが案だと予算特別委員会の委員しか参加できない。これまで参加できた議員が機会を奪われることになる。この点について、委員長はどうお考えか。

委員長

予算の審議を各常任委員会で行っていることはなく、調査をしているのみである。予算の審議はあくまでも予算特別委員会で行っていたのが今までの流れであるので、その辺をお間違いないよう願う。

また、全議員が予算に関わることができなくなるというが、委員会制を採っているので、その指摘は当てはまらない。決算特別委員会も同様の仕組みである。そして、最終的には本会議での議決となるので、御理解いただきたい。

村岡委員

決算は認定であり、予算は新しい県政運営の根幹を決める重要議案である。確かに審議と調査は違うが、調査という形で予算の中身をただし、答弁をいただき、あるいは提案もできるという機会がこれまで保障されていた。その点について伺いたい。

委員長

会派制を採っているので、会派で協議した後、会派の代表が予算特別委員会に出席いただき議論を尽くしていただければと思う。また、案を作成するに当たっては、常任委員会への調査依頼をすることも想定して、全国の都道府県議会の状況を調査したところ、予算特別委員会が部局別審査を行っているところでは常任委員会に調査を依頼していない場合がほとんどであった。そのため、常任委員会への調査依頼を行わない制度設計とさせていただいた。

村岡委員

現行制度と案を比べた場合、調査という形であっても全議員が参加できる現行制度の方が、議会の在り方という点では優れていると思う。そこは委員長と考え方が食い違っている。

今回の見直し案は、人数や時間配分等ではなく、予算特別委員会の形そのものを根本から変える、大きな変更案となっている。調べると、平成16年度の当初予算から今の形で予算特別

委員会が設置されているが、この12年間特段大きな問題はなかった。

私も、この4年半ほど議運に委員として出席したり傍聴したりしてきたが、議運の公式のテーブルで、こうした大きな変更をしようという発議は一度もなかったと記憶している。したがって、大きな変更をするという案であれば、十分な時間を保障して協議するべきではないか。今、大きな変更をする必要性和緊急性はないと思うが、その点はどう考えるか。

委員長

確かに、ここ数年、公式の場で予算特別委員会について議論となったことはない。ただし、非公式の場では、「予算特別委員会が形骸化している」「一般質問と変わらない」といったお話は多々出ていた。そのため、私が議会運営委員長として、見直しをさせていただいたところである。意見が異なるかもしれないが、御理解いただきたいと思うし、村岡委員の御意見は真摯にお聴きする。

村岡委員

こうした全議員にも関わる最高重要議案をどうするかという審議をするに当たっては、公式の場で十分協議し、議員の代表として議会運営委員長がうまく調整して、打つ手を見つけというのが委員長の在り方だと思うし、今の説明では到底納得できない。

委員長

御意見は承っておく。ほかに発言はないか。

岡委員

委員長のお考えは十分分かったので答弁は結構である。当会派としての意見は、共産党と同じだが、2つある。案は予算審議の活性化が目的であるが、2つの理由で活性化されていない。現行のままの方がより良い審議方法だと考える。1つは、最初に総括質疑で予算の最高責任者である知事に質問をするという大前提を続けるべきということである。もう1つは、常任委員会に調査を依頼し、予算特別委員以外の議員も審査に加わるという重みを残すべきということである。

この2つの理由により、現行のまま続けていただきたい。

委員長

ほかに意見はあるか。

田並委員

先ほど、予算特別委員会が形骸化しているというお話があったが、最初に予算特別委員会を設置する際には相当の時間をかけて議論して、今の形で設置するようになったという経緯がある。

例えば、我が会派の山川代表が予算特別委員のときに、不妊治療の件で知事に質問して、ことが進んだということもある。また、障害者が農業に参入した企業に就職するにはどうしたらよいかということについても、このことだけで農林部、産業労働部、福祉部という3つの部局が関わってくる。こうした部局横断の質問がされなくなるというのは、私は後退なのかなと感じる。予算特別委員会が形骸化しているというが、現行の予算特別委員会で進んだ事業が多いと感じる。今の形で何か問題が起きたというこ

とがあるのか。

委員長

個別事案についてはお答えできない。どこでもものが進んだといったようなことを全て把握しているわけではない。

また、総括質疑は残しているのでも、部局横断的な質疑はそこで行っていただければと思う。

各会派で協議していただいた上で質疑を行うので、より会派の意向等が強くなり、より詳細に各部局の予算が見られるようになる。

田並委員

今までの予算特別委員会のシステムで、何か重大な問題が起きたのか。起きていたのであれば協議をする必要があるかと思うが、問題が起きたとは思えない。なぜ今見直しを行うのか。

委員長

私は皆さんの意見を伺う立場であるので、私から質問はできないが、今までの予算特別委員会が問題なかったとはっきり言えるのはなぜか、逆に質問をしたいところである。問題点があるから、改正案を提案しているところであるので、御理解いただきたい。

野本委員

田並委員の質問があったのでお話しするが、予算特別委員会の設置については野本単独の発議である。議会運営委員会の中で事前の調整は行っていない。その背景は、平成15年に上田知事が当選したことを契機に、今までの方法とは全く違う審査をしようということで予算特別

委員会の設置を提案した。その際、各県の予算委員会について調査をしたところ、予算委員会で議決をするという議会はなかった。審査のみであった。埼玉県は予算特別委員会で、付託された予算について議決をするという形をとった。その結果、予算については予算特別委員会で議決をし、条例その他の議案については常任委員会で議決をするやり方となった。単独で発議し、制度設計を私が行った。

その後、公の場では出ていないが、何が弊害となっているかという、要するに一般質問の繰り返しとなっていることである。予算をきちっと細部にわたって審査していない、審査が進まないという印象を、極めて強く受けている。一般質問でも、質疑・質問という形で、知事の議案については質疑できるが、一般的な県政の課題についての議論がほとんどである。それと同じことが予算特別委員会でも行われている。なぜ予算特別委員会を設置しているかといえば、個別の予算について、議会全体としてできるだけ多くの議員が参加して審査し、予算の細部を詰めていくという趣旨で設置している。その設置の目的が極めて形骸化してきているから、これからは予算の内部についてしっかりとした審査をできる形をとった方がよしいということで、この案が提案されている。

最初の設置は、議論した上のものではない。単独の発議で予算特別委員会を設置し、制度設計は後になった。そういう経過であった。問題点としては、一般質問の繰り返しであり、知事から検証できないような答弁がなされることである。大きい言葉で、耳当たりのよい答弁がなされ、具体的に細かい政策について検証できない答弁だけが横行している。

具体的な政策として、各部局がどれだけのことをこれからやっていくのか、そういうことについてのきちとした質疑、あるいは議会としての審査が行われていないとは言わないが、行

われていないのではないかという危惧があり、設置後10年たったので見直しを行った方がよろしいだろうと考え、委員長にお願いした次第である。

岡委員

野本委員のお話は分かった。それであれば、総括質疑は今のままにして、我々の質疑内容を予算に限るようにしてはどうか。結局、質問が一般質問と同じようになっているので、答弁もそうになっている。

村岡委員

野本委員の発言にあったが、平成16年に野本委員単独発議により設置したとのことである。御本人がそのようにおっしゃっているの、そうなのであろう。そういう意味では、12年間、今おっしゃったようなことが、公式の場でそこに載せられ、改善のための協議をしようではないかということにはなかった。それは先ほど委員長も認めたとおりで、事実としてあるわけである。だから、なぜ今変更するのか、必要性和緊急性があるのかということが問われるわけである。それから、予算の質疑について知事の答弁が大局的でうんぬんとあったが、これは質疑をする側が正していくべきではないか。

野本委員

質疑を行う側がちゃんとやってこなかったから見直しをしようと言っている。

村岡委員

知事の、答弁する側がそうであれば、それを正していくのが我々の務めである。そして、

今のような意見も公式の場で初めて出たことである。だから、十分時間をかける必要があると考える。

委員長

ほかに発言はあるか。

藤林委員

予算特別委員会の内容については、改革というか新たな取組が必要なのかなと思っている。このような形で特別委員会として設置される以上は、委員会審議の中身の充実・強化が必要である。今、お話の中にもあったが、予算特別委員会の中身が一般質問的なものになっている。2月定例会では、代表質問、一般質問があるのだから、そういう意味でも、予算についての質問、質疑というより質問だが、それは十分できるということも背景にあると思っている。ただし、今回の予算特別委員会の在り方に関する提案であるが、時間的な配分がどうしても短いのかなと感じる。特に少数会派は時間配分が短いので、どこまで十分な審議ができるのかなと懸念している。そのため、時間の配分を御配慮いただければありがたい。

委員長

ほかに発言はないか。

<なし>

委員長

それでは、御意見を伺ったが、協議が整わなかったため、今後の議運で御協議いただくということによいか。

2015年12月14日第2回

委員長

予算特別委員会についてだが、本日の朝の議運において、予算特別委員会設置要綱(案)等をもとに、活発な意見交換がなされた。

そこで、皆様の御意見を踏まえ、お手元の資料のとおり、議会運営委員会決定事項(案)を修正したので御確認願う。修正内容は、「部局別質疑及び総括質疑の時間について、2時間としていたところを、2時間30分とする」「部局別質疑及び総括質疑の会派別割り振り時間について、各会派の所属委員数で比例按分していたところを、まず、各会派に10分を割り振り、その後、残り時間を各会派の所属委員数で比例按分する」というものである。

このことについて、御意見があればお願いする。

村岡委員

このように変更の提案を出された理由は何か。

委員長

先ほど皆様から御意見を伺った際に、公明から、質疑時間について、多数会派が多く時間をとるのではなく、少数会派にも配慮願いたいとの発言があったので、時間を各会派にきちっと割り振って、質疑ができるような時間を確保するように案を修正し、御提案した。

村岡委員

今の説明は分かった。

ただし、12月8日に委員長から案が出されて、各会派に持ち帰り、次の議運で協議・検討することとなり、今朝、初めて公式の場で協議

がスタートした。そして、今、ここで新しい案が出された。これは当然、私としては会派に持ち帰りたいと思うがどうか。

委員長

御意見は承るが、皆様の御意見を伺った後に判断するので、御了承願う。ほかに発言はないか。

田並委員

少数会派に配慮されたことは感謝申し上げます。しかし、野本委員が発議された予算特別委員会発足時には、8回議運で協議され、各会派の要望をたくさん取り入れるなど丁寧に審議していた。今回も、もう少し審議できないか。例えば、各会派の意見を文書で出させていただき、それを議論した上で決定するなど、もう少し丁寧にやっていただきたい。

委員長

特別委員会の設置については、先例により、議運で審議することとされている。そこで、皆様に提案し、各会派に数回にわたり確認・意見聴取をさせていただいた後に、本日の協議に臨んでいるので御理解いただきたい。

田並委員

そのとおりであるが、考慮していただいた変更案については今出てきたものなので、会派に持ち帰らず、今ここでどうかと言われても、まずは会派の意見を確認したいところである。

委員長

さきの提案後、具体的な要望があったのは公明のみであり、その他の会派については予算特別委員会の在り方の変更についての問題点の御指摘のみであったので、それらを全て勘案して、トータル的に考えてこの提案をさせていただいたところである。

岡委員

予算特別委員会の最初の設置の際は、8回、議運で検討・協議がなされた。今回についても、大幅な変更であるので、先ほど意見は述べたが、例えば総括質疑を最初にすべきだとか、今の案で内容を少し変えれば十分審議の活性化ができることもあると思う。今回の要望を聴いただけで決めてしまうのは早急だと思う。

委員長

私としては、招集告示日の議運で、予算特別委員会について今後の議運で協議することを御了承いただいた。それにのっとり、8日の議運で正副委員長案を提案させていただいたところである。御含みおきいただきたい。

その後、再三にわたり各会派の御意見を伺ったつもりであるし、今朝この場で協議した際にも、総括質疑を先にやってほしいといった具体的な提案はなかったので、この案にまとめさせていただいた。

村岡委員

ここまでの経緯は承知している。繰り返し申し上げますが、今の委員長の発言は、公明の具体的な提案を取り入れ、その他の会派からはそういった提案がなかったということだった。しか

し、私は、委員長案そのものが、現行の制度と比べて、活性化どころか不活性化の後退だということを行った。つまり、現行のままでよいという意見である。そこで、変更の必要性、緊急性について伺ったところ、明確な答弁はなかった。だから、私は委員長の答弁に納得したわけではない。

今、この時間を設けられたから、協議を深めるという意味では質問に答えていただきたい。また、この案を会派に持ち帰り、検討させてほしい旨の要望については、先ほど委員長は意見として聴くと言ったのみである。この場でお諮りいただきたい。

委員長

今、皆様の御意見を伺っている段階である。最初に発言されたからといって、そのとおりになるわけではない。ほかの皆様の御意見も伺った後、それら全体を勘案し、私が判断する形で委員会の運営をさせていただいている。御理解いただきたい。

村岡委員

朝は、後に一般質問も控えていたこともあり、時間の制約があった。また、ほかの会派の委員もそれぞれ意見をお持ちだったので、私も質疑が不十分であったが止めた。今、この場は協議の続きであるから、私もその続きをさせていただきたいがよいか。

委員長

さきの議運で案に対する御意見を伺った際、「ほかに発言はないか」と確認し、皆様からの意見や質疑がなくなったので、協議を打ち切り、

御意見をお預かりした。

その後、今、それらを踏まえて、修正案を提案させていただいたので、修正項目について御意見を伺っているところである。

小島委員

先ほどから委員長が答弁しているとおり、先だって皆様に案を御提示している。ところがこの場に及んで具体的な案もないままに、今朝の議運と同じような議論をしている。このような状況なら、早く採決をしていただきたい。

<賛成との声あり>

委員長

ほかに発言はあるか。

村岡委員

今の小島委員の発言は事実と違うのではないか。朝、私が申し上げたように、8日に委員長から提案され、各会派に持ち帰り検討し、今後の議運で協議するとおっしゃった。公式の場での発言である。公式の場では提案についての協議はされていない。今日初めてである。

委員長

再度申し上げますが、先ほどの午前中の議運で、皆様に、正副委員長案について御協議いただいた。その際、私から「ほかに発言はないか」確認したところ、発言がなくなったので、そこで協議を打ち切り、私が意見をお預かりし、取りまとめ、今修正案を提案させていただいているところである。御理解いただきたい。

村岡委員

今回の議運に継続している案件である。それは委員長もおっしゃっているとおりである。協議の継続である。打ち切りではない。

委員長

確かに継続している件ではある。しかし、今一度申し上げるが、先ほど、正副委員長の提案に対して皆様に御協議をいただき、その中で、私から「ほかに発言はないか」とお伺いしたところ、発言がなかったので、その件についての協議を打ち切り、それまでに出た御意見をお受けして修正した案を再度御提案させていただいているところである。であるから、この修正案についてどう思うかをお聴きしているところであるので、修正事項について御指摘いただきたい。

村岡委員

承知した。それでは意見を述べさせていただきます。

見直し案は審査の活性化のためというが、その内容は不活性化も甚だしく、反対である。言うまでもなく予算議案は財政運営の根幹に関わる最重要議案である。県民の付託を受けた我々議員は、知事提出の予算案をチェックする役割を担っている。よって、そのための十分な審議の機会が保障されなければならない。全ての県議がその審議・調査に何らかの形で参加することも極めて重要である。我が党は、議会改革及び審査の活性化は当然必要と考える。しかし、この提案はむしろ後退である。以下3点その理由を述べる。

第一に、正副委員長案は現行と比べ、執行部の最高責任者たる知事の答弁の機会を極端に減らすものである。委員が首長にただし、首長に

答えさせる。こうした機会を議会側から放棄するなど本末転倒も甚だしい。部長答弁が増えても、首長答弁の代わりにはならない。

第二に、案では部局別質疑が手厚くなるように見えるが、委員しか審議に参加できない欠点がある。常任委員会への調査依頼が廃止されるからである。現行であれば全ての議員が常任委員会に所属することから、所管の予算について質疑、意見を述べるができる。その機会が奪われることになる。少数会派への時間の制約も問題がある。

第三に、見直し案は予算特別委員会の在り方を根本から変える内容である。現在の予算特別委員会は平成16年度当初予算から設置、実施されてきた。以来、12年間、議運という公式の場で見直しの発議もないまま今日まで開催されてきた。今ここで大幅な見直しを行う必要性は全くなく、見直しの緊急性もない。活性化というなら、全会派による十分な議論を保障して始めるべきである。この見直し案が示されたのが前回・12月8日の議運においてである。今日の議運で初めて協議が行われたが、意見の一致は得られていない。委員長は議運の代表であり、一会派の代表ではない。委員長として、協議がまとまらないままに可否を多数決で決めるなどは絶対にやってはならない。もし多数派で採決を強行するならば、埼玉県議会の汚点となると強く指摘して、この正副委員長案に反対する。

委員長

ほかに発言はあるか。

田並委員

確かに具体的な案を出していなかったの

の修正案を持ち帰らせていただき、各会派の具体案を出させてほしい。

委員長

御意見は承るが、議会運営上の時間の制約もあるので、御理解いただきたい。

菅原委員

今、お話にあったが、時間の制約といっても、2月定例会の予算の話である。それは今定例会中に決定しなければならないものではないと思う。それこそ継続して、しっかりと各会派で意見を持ち合って物事を決めていくというのが重要だと思う。議運委員長というのは各会派の意見を集約して円滑に議事を回していくという大事な役割がある。このまま仮に採決ということになるとするならば、各会派からの信頼が損なわれるのではないかと。今日初めて案を見たので、持ち帰らせていただき、会派で検討してから協議に臨みたい。

委員長

予算特別委員会について、2月定例会の予算の話であり、今決めなければならないものではないとお話があったが、審議日程等は全て執行部と調整をしなければならないことである。執行部からも、予算も絡むので、早めに審議日程を提示してほしい旨の話もいただいている。予算特別委員会の期日が決まらなると2月定例会の期日も決まらな。そのため、毎年この12月定例会で予算特別委員会の設置をさせていただきたいと諮っているものである。御理解いただきたい。私の都合で日程を決めているわけではない。

菅原委員

例年のことは、通例どおり予算特別委員会の設置をしているのでそうであった。今回の案は大きな見直しである。大きな変更には時間が必要である。審議日程を決めるのは議運であるのだから、それは委員長がしっかり配分していけば問題ない話である。ちゃんと継続して検討すべきだと思う。

委員長

今までどおりだったからよかったというのは、全く議論にならないものだと思ふ。議会改革を目指して議論をしっかりとやっていくという提案をさせていただいているので、そこは十分御配慮いただきたい。

また、今までとは異なることをやるのだから委員長の委員会運営の時間配分が悪いとの話だが、今定例会の招集告示日から進んでいることであり、時間的な制約もある。議会運営という意味でも、しっかりと御理解いただきたい。

菅原委員

今定例会の最終日まで時間があるではないか。最終日までしっかり審議していきたい。

委員長

議会日程の決定はそんなに簡単なものではない。予算特別委員会の制度設計を最終日まで持ち越し、それが決定してから執行部と2月定例会の日程を調整するのは時間的に困難である。今までの制度上の問題、そして今までの慣習、先例等を考慮して、委員会を運営させていただいているので、御協力願う。

委員長

ほかに御意見はあるか。

<なし>

委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、正副委員長案の可否について、採決することによいか。

田並委員

予算特別委員会の設置当初の会議録を確認した。発案は野本委員であったが、発案から採決に至るまで8回議運が開催された。その間、各会派から素案が持ち寄られ、かなり丁寧に議論されている。今回の議運で、確かに具体案を出さなかったといえそうであるが、今後もし伸ばしていただけるのならばもっと案を出せた。

議会の機能の根源は委員会の存在とそこで議論される内容である。議会の機能を定める重要なルールを、十分な審議もなされず、知事の発言をできるだけさせないようにすることは改善とは言えず、一方的に決めてしまうことは議運委員長の横暴である。よって、委員長不信任動議を提出させていただく。

委員長

ただ今、田並委員から、委員長不信任動議が提出されたので、直ちに本動議を議題とする。

本件は、私の一身上に関する件であるので、齋藤副委員長に交代する。

<委員長退室>

齋藤副委員長

本件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決す

ることに御異議ないか。

<異議なし>

齋藤副委員長

御異議なしと認め、質疑・討論は省略する。

これより採決を行う。

委員長不信任動議に賛成の委員の起立を求めらる。

(起立少数)

齋藤副委員長

起立少数である。

よって、本動議は否決された。

委員長の入室を求める。

<委員長入室>

齋藤副委員長

それでは、正副委員長案の可否について、採決する。

<田並委員、水村委員、岡委員、菅原委員及び村岡委員退室>

委員長

正副委員長案について、賛成の委員の起立を求める。

(起立総員)

委員長

起立総員である。よって、案のとおり決定した。

委員長

なお、今年度の部局別審査については、7日とすることではいかがか。

<了 承>

委員長

それでは、案のとおり進めさせていただく。なお、予算特別委員会の設置の件は、最終日の本会議において、議決することで御了承願う。

<了 承>

<田並委員、水村委員、岡委員、菅原委員及び村岡委員入室>

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・12月22日(火)の朝、午前9時30分とすることではどうか。

<了 承>

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時ではどうか。

<了 承>

5 総務県民生活委員会における秋山文和県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑

Q．秋山委員

- 1 第108号議案について、条例案第3条第6項に、「委員は在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、「その他の政治的団体」とはどのようなものか。
- 2 構成員はよいのか。ここでいう「役員」とは、どのような立場の者を指すのか。
- 3 「積極的に政治運動をしてはならない」とあるが、どのようなことを指すのか。
- 4 3人で合議するとあるが、多くの案件を同時並行的に審査するためか。
- 5 行政不服審査会が設けられることによって、不服申立ての仕方が変わるのか。
- 6 第109号議案について、手数料の徴収方法はどうなっているのか。
- 7 第110号議案について、不動産取得税について、控除する額が当該不動産の価格の5分の1に相当する額とあるが、この価格とは売買価格か、鑑定価格か、それ以外か。
- 8 不動産取得税の控除の適用実績の金額と件数はどうなっているか。また、この不動産取得税の控除の制度はいつからあるのか。
- 9 第118号議案について、空調工事の関係で提案が遅れた経過は、どのようなものか。
- 10 応札者が、共同企業体の者と単独の者であったがどのような条件で入札をしたのか。
- 11 入札が無効となった者がいるが理由は何か。
- 12 第119号議案について、増額の理由について、設計労務単価の変更要因は、たいしたことはないということか。
- 13 第121号議案について、相手方は、支払指示に応じない理由をどう言っているのか。

- 14 本税と延滞金の合計額はいくらか。支払いを求めているのは本税のみか、延滞金を含めるのか。
- 15 和解する条件で、金額の割引は考えられるのか。

A．文書課長

- 1 審査会の委員には客観的かつ公正な判断が求められることから、国に設置される審査会と同様の規定としているもので、「その他の政治的団体」は、政治的な目的を持った団体が該当する。
- 2 構成員となることは差し支えない。また、役員については、その団体の規約等に規定されると考える。
- 3 「積極的に政治運動」とは、審査会の委員の独立、中立、公正を害するような活動が該当するが、具体的には個別の判断になると考えられる。
- 4 審理の公正性を図る一方で、効率性を確保するためである。
- 5 不服申立ての仕方が変わることはない。行政自身による審査及び裁決が行われてきたものに、今回の改正で、第三者のチェック機能を入れたことが、変わった点である。
- 6 原則として、現金による納付を考えている。

A．参事兼税務課長

- 7 不動産の価格は、売買価格や鑑定価格ではなく、固定資産課税台帳に登録された価格か、登録されていない場合には固定資産評価基準により決定した価格である。
- 8 この制度は、平成15年度の税制改正で地方税法に制度が創設されたものである。今回

の改正については、平成27年度税制改正で控除割合について条例に定めることとされたため、今回提案した。過去の適用実績は1件、控除の額に相当する税額は約3,500万円である。

A．施設課長

9 平成26年7月30日に実施した入札で落札した業者と仮契約を結んだが、当該業者が本年9月11日付で契約辞退届を提出したことを受け、再度入札を10月22日に実施したため、今回の提案となったものである。

12 今回、電工の労務単価に変更はなく、増額は、資機材の価格上昇が要因である。

A．入札課長

10 公告文で入札に参加できる者の形態として、単体企業又は2者による特定建設工事共同企業体の混合入札とした。入札結果はこれを受けたものとなっている。

11 今回の入札では、参加資格として契約金額の5%以上に相当する入札保証金の納付もしくは同金額以上の入札保証保険等の加入が必要であった。しかし、当該企業体が加入した保険金額は、入札金額から算出される入札保証金額未満であったため、入札参加資格を満たしていないことから無効となった。

A．個人県税対策課長

13 相手方は、過払金は存在していないと主張している。過払金の存在や県の支払いに応じるかどうかは、裁判で争っていくと主張している。

14 延滞金を含めた合計額の支払いを求める。
平成27年11月30日現在で146万10

0円の延滞金があり、本税82万6,300円と合わせて228万6,400円である。

15 和解する条件として、金額の割引を考える余地はない。議案としても、差押えた債権に係る給付をする旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときと限定している。なお、和解の条件として、多少支払時期を遅らせてほしいという申し入れがある可能性はあると認識している。

Q．秋山委員

1 第121号議案について、この案件のこれまでの経緯はどのようなものか。

2 本税と延滞金を合わせ228万6,400円の滞納があるとのことだが、それ以上の過払金が存在するという確証があって訴えを提起するのか。

3 控除の割合を条例で定めるのは、地方税法の要請によるものか。

4 平成27年4月1日から適用するとのことだが、遡って条例を適用するのか。

A．個人県税対策課長

1 本事案は志木市から徴収権を引き継いだ。財産調査や納税折衝の中で、滞納者が相手方との間で高金利による借入と返済を繰り返しており、滞納者が過払金返還請求権を有していることが判明した。また、所有不動産等の財産調査も行ったが、他に早期に滞納額を徴収できる財産を発見できなかったため、過払金返還請求権を差し押さえた。なお、同時に給与の差押えも行っているが、給与の取立額が少額であるため、訴えを提起するに至った。

2 228万6,400円は滞納額であり、相手方に対して求めているのは過払金約140万円である。140万円の支払いに応じられた

としても、滞納税額が解消するものではない。

A．参事兼税務課長

- 3 地方税法の改正により控除割合を条例で定めることとされたため、条例改正を行うものである。
- 4 地方税法において、条例が施行されるまでの間は控除割合を5分の1とする経過措置が設けられている。

Q．秋山委員

- 1 第111号議案について、情報公開審査会・個人情報保護審査会における年間の取扱件数はどのくらいか。
- 2 審査の結果、決定が覆った件数はどのくらいあるのか。
- 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員に重複はないのか。また、委員の選定分野はどのようか。
- 4 第113号議案について、今回の一部改正で、条例において何が前進するのか。また、勧誘行為の禁止について、具体的に取り組むのは警察なのか。
- 5 第124号議案について、選定委員会の外部有識者3名はどのような人か。
- 6 選定理由の「豊富な実績」の内容はどのようなものか。
- 7 第2次審査の満点165点に対して、指定管理候補者の133点はどのような点が減点であったのか。
- 8 5年間の指定管理委託料の10%増額の妥当性をどのように評価したのか。

A．県政情報センター所長

- 1 情報公開審査会は、ここ5年で見ると年間

で少ないときは6件、多いときは27件、平均で約14、15件が新規の諮問案件である。個人情報保護審査会は、年間で少ないときは5件、多いときは44件、平均で約20件である。

- 2 情報公開審査会が発足してから平成27年11月末までに出された答申件数は222件であり、実施機関の判断が一部でも妥当でないとしたものは、87件、39%である。

個人情報保護審査会が発足してから平成27年11月末までに出された答申件数は121件であり、実施機関の判断が一部でも妥当でないとしたものは、33件、27%である。

- 3 情報公開審査会・個人情報保護審査会の委員は、重複はない。委員の選定分野は、情報公開審査会の委員は、大学の法律・情報法を専門分野とする教授や准教授が6名、弁護士が3名である。3つの部会は、それぞれ学識経験者2名と弁護士1名で構成している。個人情報保護審査会の委員は、大学法学部教授等が4名、弁護士が2名である。2つの部会は、それぞれ学識経験者2名と弁護士1名で構成している。

A．参事兼税務課長

- 4 風適法では、風俗営業の事業者や従業員が行う客引き行為を規制している。一方、本条例では、何人に対しても、青少年を客となるよう勧誘することを禁止しており、関係者以外にも範囲を広げて幅広く禁止している。今回の条例改正により、業態を問わず接待飲食等営業の全てについて規制することになり、勧誘行為の規制の強化が図られるものである。

また、勧誘行為の禁止の違反について、条例では、罰則として30万円以下の罰金が規定されている。したがって、青少年への勧誘行為は犯罪となるので、警察が勧誘行為につ

いて立入り、検挙・摘発を行うこととなる。

A．広聴広報課長

- 5 平和行政に係る学識経験者として高等学校の校長、経営等の中身の分かる方として公認会計士、利用者を代表して小学校の校長をお願いした。
- 6 共同事業体の1つである(株)サンワックスは、平和資料館のほか県内10の市立スポーツ施設や公園などの指定管理を受けている。太平ビル管理株式会社は、平和資料館の指定管理のほか、県内8つの市町立図書館や郷土資料館、公民館などの業務委託を受けている。
- 7 減点法ではなく、例えば実績の項目であれば豊富な実績が認められれば高得点、実績がなければ点数が低くなっている。133点は満点の8割を超えており、高評価であると考ええる。
- 8 増額の提案部分は、消費税の増額や法改正による施設維持管理に必要となる増額等である110万円を含んでいる。また、修繕費や県民サービスに係る光熱水費の増額を含んでいることを、2次審査のヒアリングで確認している。議決後、今後どのように節減ができるか、必要な修繕費や県民サービスをよく確認した上で改めて指定管理委託料の予算案を作成し、提案していきたい。

Q．秋山委員

第124号議案について、法改正等による増額の内訳を教えてください。

A．広聴広報課長

消費税の増税が70万円、施設維持管理の増

額が40万円である。

付託議案に対する討論

秋山委員

第110号議案に反対の立場から討論する。この改正で、県税滞納者が、滞納税の換価の猶予を求める制度、手続きが条例化されることは、大きな前進で評価するところである。しかし、反対なのは、不動産取得税の控除に係る部分である。これは、国が決めた「都市再生特別措置法」に基づく認定事業者が、さいたま新都心駅周辺地域47haと川口駅周辺68haにおいて認定事業のための土地・建物を取得したとき、その不動産の価格の5分の1を不動産取得税の課税標準から控除するものであるが、この2つの地域は県内でも超一等地である。ここに進出しようとするのはしかるべき財力のある大企業が大型店舗しかない。むしろまともに課税し、しっかり納税していただくのが当然である。さいたま市、川口市も固定資産税の減免を併せて行うようである。県、さいたま市、川口市は、県民及び市民のために血眼になって財源確保に努めている。国が法律で地方に税の減免を義務付けるのであれば、その分の財源の補てんを求めてもおかしくない。よって、不動産取得税控除の条例化に反対であるため、本条例案に賛成できない。

次に、第124号議案に反対の立場から討論する。

今年は戦後70年の節目の年である。二度と戦争をしないと誓った憲法のもとで、今後も永久に戦争をしない国であり続けたいというのが全ての県民の願いである。埼玉県平和資料館は、戦争の悲惨さを今に伝え、後世に伝え、平和を守り続けたいと願う県民の大切な施設である。

さらに、多くの戦争を物語る貴重な品々や遺品の寄贈を受け、保存や展示に生かす施設である。3年前に指定管理者制度が導入された際に、館長がいなくなり、遺族や学識経験者や平和を守る活動団体などからなる運営協議会をなくすなど、展示や運営に係る大切な組織を廃止した。今、平和資料館に入って真っ先に目につくのは、軍服と背のうである。カーキ色の厚手の軍服が置いてあり誰でも触れられる。多くの人が、それを胸に当てて写真撮影をしており、背のうではその重さに驚きながら写真撮影をしている。戦争当時の兵隊の日常を体験させるこの展示は、平和資料館の果たす役割を考えると、果たしてふさわしいのかと違和感を覚える。展示・運営の在り方を絶えず第三者の検証の下に置きながら平和を発信するにふさわしい館としての平和資料館とするためには、指定管理者制度をやめて県の運営に戻すべきであり、指定管理者を継続させる本議案には反対である。

請願に係る意見

(議請第15号及び議請第20号)

秋山委員

両請願とも採択すべきとの立場から意見を述べる。

6月定例会、9月定例会で継続審査となっている議請第15号「私立学校父母負担軽減事業補助(幼稚園)の復活を求める請願」とほぼ同じ内容の議請第20号が今定例会に提出された。議請第20号は私立幼稚園連合会から請願であり、経営する側と、幼稚園に通わせる保護者側と両方からの請願が出そろったことになる。平成27年2月定例会において、「園舎の耐震化などの補助がひと段落ついた以降には、父母負担を軽減するための対策を充実させるべき」との

附帯決議がされた。幼稚園側の様々な都合もあり、今年中の耐震化は全て完了とはいかないようであるが、園の耐震化も大きく前進している。

少子化対策の前進のためにも、消費増税と物の値上がりに苦しむ父母の負担軽減のためにも機は熟したということであり、採択すべきである。

請願に係る意見(議請第19号)

秋山委員

本請願を採択すべきとの立場から意見を述べる。

埼玉の私立学校は、公立学校とともに学校教育において大きな役割を担っている。埼玉県私立高等学校父母負担軽減補助金は、年収が500万円程度の家庭の生徒までは37万5,000円の補助を受けることができるが、それ以上の家庭は徐々に減額され、年収約609万円を超える家庭では補助はなくなる。県立学校に通う場合、国の就学支援金により、授業料は全額免除となっており、年収609万円以上の家庭の生徒には最大25万円以上の公私負担格差が発生する。補助対象外の生徒数は私立高生全体の74%と決して少ない人数ではなく、この格差を一刻も早く埋めるべきである。また、私立学校運営費補助について、一人当たりの金額は全国最低となっている。保護者負担が軽減されても、これでは教員の質を始め学校そのものの質の低下を招きかねない。従って、公教育の一翼を担う私立学校の教育条件の向上、経営の健全化、就学の援助を一層進めていくためにも、本請願は採択すべきである。

請願に係る意見（議請第21号）

秋山委員

先の国会で、安全保障関連法が成立された過程において、委員会採決でも、本会議採決に至る手続きでも、様々な問題点が指摘されている。特別委員会では、怒号と混乱の中で、委員長の声を明瞭に聞き取れず、速記録には「聴取不能」とされ、まともに採決されたとは言い難い状況である。また、本会議採決の前提となる地方公聴会の報告も受けずに採決を強行するなど、多くの国民の前で、その異常さは歴然としている。これは、議会制民主主義を大切にする我が国において許されないことである。現在でも、多くの国民は納得するどころか、一層反対の声が広まっている。請願者は、「成立過程について国民の疑問や不安に応えた誠実で丁寧な説明」及び「再審議」を求めており、これは多くの国民の声であり、採択すべきである。

所管事務調査（私立高校生に対する父母負担軽減補助について）

Q．秋山委員

私立学校で保護者が授業料を納付する時期を教えてください。

A．学事課長

就学支援金は基本的に8月と10月、父母負担軽減事業補助は10月と12月に学校に支払っているが、保護者が学校に納付するサイクルは学校によって異なる。学校によっては保護者が支払う前に相殺しているところもある。また、レアケースであるが、今後支払うという意思表示をもって授業料の支払いを補助金の支給

まで待っている場合もある。また、教育局で所管する奨学金の貸付制度もあるので、積極的にお知らせし活用してもらっているケースもある。私立学校に対し納付手続きを縛ることはできないが、大きく3パターンあり、月ごと、四半期ごと、前期後期などがある。

秋山委員

県からの手厚い支援が授業料の支払いサイクルに間に合わないということがあっては、行政として悔いが残ることになるので、よく対応ができるよう今後も研究してもらいたい。（意見）

6 環境農林委員会における前原かつえ県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑（環境部関係）

Q．前原委員

- 1 自然学習センターのホームページについて、更新が少ないように感じたが、状況をどのように把握しているか。
- 2 ホームページに12月8日から22日まで館内工事による展示休止と掲載されていたが、何の工事なのか。
- 3 自然学習センター等で行っているイベントについて伺う。6月定例会でもホテルのイベントのことを質問したが、募集人数に比べて応募人数が多い中で、20人程度の募集では希望者全員が参加できない状況であるが、どのように対応していくのか。
- 4 自然学習センターの指定管理委託料は、消費税増税にもかかわらず減額となっている。指定管理者は、どのような収支計画に基づいて提案しているのか。

A．みどり自然課長

- 1 自然学習センターのホームページは、公園の自然やイベント情報などを毎日更新している。
- 2 今回の館内工事は、電気設備工事である。
- 3 職員が参加者のグループを引き連れて、説明しながら自然観察等をしてもらう仕組みのため、少人数の募集となっている。回数を増やすなどより多くの方が参加できるよう指導していく。
- 4 消費税分の増額は120万円程度になるが、経費の節減に努めるほか、イベント参加者からの実費負担を求めるとして県委託料の縮減を図ることとしている。

Q．前原委員

イベントへの参加に実費負担を求めるとのことだが、参加費が無料や低額であるイベントはすぐに定員が埋まっている一方で、500円のイベントには応募が少ないように見える。せっかくの良いイベントでも、負担を求めると参加の機会が失われかねないので、慎重に検討すべきだと考えるがどうか。

A．みどり自然課長

イベント参加者から負担を求める事業等については、事業内容を確認して、よく整理していきたい。

付託議案に対する質疑（農林関係）

Q．前原委員

県民の森につながる遊歩道について、管理やメンテナンスを横瀬町が行っているが、登山者の安全確保のためにも道の整備に努めてもらいたいという声が上がっている。現在の状況と今後の対策についてお聞かせいただきたい。

A．森づくり課長

県民の森は山の上であり、麓の駅から歩くとおおよそ2時間位のコースとなる。途中の登山道については横瀬町等で管理しているが、指定管理者の職員も一緒にイベント等で遊歩道を歩き点検を行っている。連絡を密にして安全が確保できるようにしていく。

7 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑（保健医療部及び病院局関係）

長の提案も出ているため、休館日を利用することや利用時間の延長などにより多くの県民が利用できるように指導していく。

Q．柳下委員

- 1 第138号議案について、「保健・病院資料1」には、審査基準として「県民の平等な健康福祉村の利用を確保することができること」とあるが、指定管理者が自主事業の実施を優先し、残ったところを一般の利用者が使用しているとの苦情が寄せられている。この問題について6月定例会の委員会で質問したところ、一時的に改善されたようだが、今では元に戻ってしまっていると聞いている。このような実態を把握しているのか。また、今後どう改善していくのか。
- 2 第155議案について、中期目標に掲げる4つの基本目標のうち、「地域貢献」については、「教育・研究の成果を地域貢献に活かし地域社会の課題解決や地域活力を創造」とある。地域社会の課題解決のために、今までどのような課題に取り組んできたのか。また、今後どのように研究に取り組み、研究の成果を地域に還元していくのか。

A．健康長寿課長

- 1 自主事業のために一般の利用者が使いにくいとの苦情があることは把握している。自主事業であるテニス大会の開催について苦情があるが、一般の利用者が自主的に利用することと同じく、テニス大会を開催することは運動の動機付けや目標ともなり、健康増進につながることから、施設の趣旨に合っていると考える。大会開催を期待する県民がいるのも事実である。指定管理者からは利用時間の延

A．保健医療政策課政策課長

- 2 今まで取り組んできた課題としては、春日部市武里団地地区における団地居住高齢者への健康事業の実施と健康意識の変化の分析、小鹿野町における山村部に居住する高齢者の健康長寿の継続的追跡、越谷市等におけるライフスタイルが健康意識に及ぼす影響の比較などがある。県が推進する健康長寿埼玉プロジェクトで指定されたモデル都市などとともに事業実施やデータ分析などの支援を行ってきた。また、地域包括ケアを進める上で、医療や福祉の専門職が職種の枠を超えて連携し、サービスの質を向上させることが求められているが、大学としても基礎を学ぶ専門職連携講座を開設したところである。こうした取り組みが、将来の地域包括ケアを担う人材の育成に寄与するものと考えている。今後の取り組みとしては、卒業生を含む保健医療福祉分野の専門職を支援するための講座の開設を継続することや、県や市町村の審議会や委員会に教員を派遣し、大学の専門知識を地域課題の解決に役立てることを考えている。

Q．柳下委員

- 1 苦情があることについては承知していることだが、利用者の声はどのように把握しているのか。また、利用者の会といったものはあるのか。
- 2 自主事業については一般の利用時間よりも

早く開始しているようであり、一般の利用より優遇されているのではないかと。今後、どのように対応するか。

A．健康長寿課長

- 1 意見を投函する箱を設置したり、年に1回利用者アンケートを実施したりして利用者の声を把握している。利用者の会はない。
- 2 自主事業の利用者も一般の利用者も県民である。両者のバランスが取れた利用ができるよう、自主事業は可能な限り利用者の少ない時間や休館日を利用するよう指導する。また、利用時間の延長について協議していく。

付託議案に対する質疑（福祉部関係）

Q．柳下委員

- 1 MRIの取得について、がんセンターなどのほかの県立病院では3テスラの機器を導入しているのに対して、総合リハビリテーションセンターでは1.5テスラの機器を購入することだったため、安いものを買うのかという印象を受けた。性能が上の3テスラの機器を購入する方がよいのではないかとも思うが、福祉部として1.5テスラの機器でも十分に対応できると判断をしたのか。
- 2 契約の相手方は、群馬県に本社があり埼玉県に支店がある業者だが、県内の業者ではMRIのような医療機器を取り扱う業者はないのか。
- 3 購入後のメンテナンスはどのように対応していくのか。
- 4 取得金額には現在使用しているMRIの引き取り価格は加味されているのか。
- 5 現在使用しているMRIの使用実績はどう

か。

A．障害者福祉推進課長

- 1 MRIの更新に当たっては、総合リハビリテーションセンター内の医師を中心とする選定委員会において検討したが、対象が障害者であり、金属を体内に入れている人が多いことから、3テスラの機器では安全性が確保できないと判断した。また、1.5テスラの機器であっても性能が向上しており、10年前の3テスラの機器と同等の性能があると判断したため、1.5テスラのものの導入を決めた。
- 2 業者の選定は一般競争入札により行ったが、県内にはこうした医療機器を取り扱う業者がない。
- 3 メンテナンスについては、GEヘルスケア・ジャパン株式会社の関連会社のメンテナンスを行っている会社に年間約1,500万円で委託する予定である。
- 4 現在使用しているMRIは、購入してから11年経過し12年目に入っているため、機器の価値はないと判断しており、引き取り価格は事実上0円として入札している。
- 5 機器の導入時からの実績については手元にデータがないが、過去3年間では、検査人数は毎年600人から800人程度、撮影件数は毎年3,500件から4,500件程度である。

Q．柳下委員

機器の導入時からの実績については手元にデータがないとのことだが、現在使用しているMRIは元が取れているのか。

A．障害者福祉推進課長

MRIの診療点数は1件につき1,900点であり、1件当たり19,000円の収入になるが、元は取れていない。

Q．柳下委員

高度な検査をしても診療点数が低いことがあると思うがどう考えるか。

A．障害者福祉推進課長

検査機器は診断のための1つのツールであり、病気の治療は全体で行うものである。医師などの人件費を除く事業費を診療報酬で賄うことができればよいと考えている。今後もしっかり取り組んでいきたい。

Q．柳下委員

- 1 埼玉県立嵐山郷の指定管理者の選定理由として、経験豊富で資質の高い専門職員を多く配置しているとあるが、具体的にどのような専門性を発揮しているのか。また、民間施設では受入れが困難な重度の障害者に対し、どのような対応をしているのか。
- 2 嵐山郷の子どもの入所者が水道の蛇口を開けてしまうため、蛇口を開けられないようにしたところ、その子どもがトイレの水を飲んでしまったという話を聞いているが、これは事実か。また、事実であるとすれば、今後は障害者の権利を踏まえた質の高い対応をしてほしいがどう考えるか。

A．社会福祉課長

- 1 埼玉県社会福祉事業団の職員は、平均して16年の勤務経験を有している。職員には社

会福祉士、介護福祉士などの有資格者も多い。なお、職員配置についても配置基準の約1.3倍の職員を配置しているところである。こうした専門性を踏まえ、入所者の個別プランに基づき、利用者の特性に合った対応を行っている。例えば、強度行動障害の入所者に対して、個室にしたり音を出さないように配慮している。また、文字や絵による情報の提供や、医師と調整して精神安定を図っている。

- 2 御指摘の事例に関しては、もし事実であれば、今後そうしたことのないように指導し、職員の能力向上などにより入所者の処遇の適正化を図っていきたい。

Q．柳下委員

嵐山郷に入所している子どもがトイレの水を飲んでしまった件について、話を聞いているのか。

A．社会福祉課長

承知していない。

Q．柳下委員

そのような事実があったのか確認してほしい。その上で、人権に配慮した対応をしてほしい。（要望）

請願に係る意見（議請第24号）

柳下委員

この請願は、政府は、少子化と平均余命の伸びを理由として、マクロ経済スライドを使って、この先30年間も年金を引き下げ続けることを

見込んでいる。しかし、マクロ経済スライドをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定を狙っていることは許せない。また、日本の年金支給額は国際的に見て大変低い水準にある。年金だけでは到底生活することはできず、最低保障年金制度もない。さらに、年金の支給開始年齢も高い状況の中で、これ以上の上げは許されない。

よって、請願の採択を求めるものである。

請願に係る意見（議請第25号）

柳下委員

議請第25号について、採択を求めて発言する。毎月支給に変えてほしいという年金受給者の声は広がっている。当然、毎月の支給によって生活設計も成り立つと思う。生活設計は個人の問題と言われてはいるが、2か月分まとめて支給されるよりも、毎月支給されるからこそ1か月の計画が立つ。年金受給者の切実な願いを受け止めて、採択すべきだと思う。

同時に、議請第24号にも関連するが、非正規雇用の若者は現在と将来の生活に大きな不安を感じている。アンケートを取ったところ、若者でも、将来の心配事は年金であるとする回答が返ってきた。若者も高齢者も安心して暮らしていけるような年金制度の実現のために採択を主張する。

所管事務に関する質問（社会福祉施設等施設整備費の補助について）

Q．柳下委員

障害者社会福祉施設等整備費について、これ

までは県が国へ協議書を提出した案件が全て採択されていたが、平成27年度は16件のうち6件採択となっている。補助がつかず整備が進まないことで障害者団体が困っている。全ての案件が採択されなかった理由は何か。また、県としてどのように対応していくのか。

A．障害者支援課長

国の施設整備に係る予算額は、平成26年度補正予算が80億円、平成27年度当初予算が26億円の合計106億円であった。このうち本県には約6億5千万円が内示され、総額に占める割合は6.1%であった。本県は、件数・金額ともに東京都に次ぎ全国2位となっている。ここ数年の本県の採択状況は全ての案件が採択されてきたところではあるが、平成27年度は国庫予算の事情から全ての案件の採択はかなわなかった。しかしながら、他都道府県と比較すると決して少ない金額ではないと考えている。今後も、国の予算の状況もあるが、引き続き採択に向けて国に対して働き掛けていく。

Q．柳下委員

国の予算状況によるとのことだが、施設によっては補助金が付かなければ整備が立ち行かなくなってしまうものもある。先日厚生労働省に出向き直接話しを聞いたところ、平成27年度補正予算を組む予定があると言っていた。補正予算を必ず組むように強く働き掛けてほしいと思うが、県としてどのように対応するのか。

A．障害者支援課長

補正予算については、まだ正式な情報は得ていない。県としても補正予算の獲得に向けて国に対して働き掛けていく。

8 県土都市整備委員会における金子正江県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑（県土整備部関係）

Q．金子委員

- 1 距離により負担の増減があるようだが、負担増となる24キロメートル以上の利用者の割合はどれくらいか。
- 2 新料金では36キロメートル以上が定額ということだが、36キロメートル以上を新たな上限に設定した根拠はどのようなものなのか。
- 3 激変緩和措置として上限金額を設定したとのことだが、期間はいつまでか。
- 4 5車種区分とした場合の利用割合をどのように想定しているのか。
- 5 中型車や特大車などは負担割合が増えることになるが、運送業への影響をどう考えているのか。

A．道路政策課長

- 1 24キロメートル以上の利用者は、ETCでのカウントで約4割と聞いている。
- 2 首都高を利用して都心を通過した場合の平均距離36キロメートルを上限値として設定したと聞いている。
- 3 議案では期間を「当分の間」としているが、概ね10年程度と想定している。
- 4 首都高速道路株式会社から、軽自動車等が約7%、普通車が70%、中型車が12%、大型車が9%、特大車が2%と聞いている。
- 5 大型車など割安になる車種もあることから、安くなることも高くなることもあり、全てを勘案すると比較的大きな影響はないと考えている。

Q．金子委員

中型車など車種区分は排気量で区分されるのか。

A．道路政策課長

中型車とは、車両総重量8トン未満の車両である。大型車は車両制限令で定められた長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下、高さ3.8メートル以下の車両である。特大車は、いわゆる特殊車両と呼ばれるトレーラーなどの大型車両に区分される。

付託議案に対する討論

金子委員

第156号議案について、反対の立場で討論をさせていただく。現行の高速自動車道の近郊区間の料金を統一され、経路によらずに最短距離を基本料金とすることで利便性が図られることは歓迎するが、利用料金の激変緩和措置が設定されているとはいえ、利用者の負担増につながる。

また、車種区分を5車種とすることで新たに設定される中型車が普通車の1.2倍の料金となり、運送業など中小事業者への経営に大きな影響を与えるため、反対である。

9 文教委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年12月16日

付託議案に対する質疑

Q．村岡委員

- 1 第115号の学校医等の公務災害補償の条例について、これまで学校医等の公務災害補償の実績は何件あったのか。
- 2 調整率を0.83や0.86などとしているが、この数字に決めた根拠はどこにあるのか。他の都道府県も同じなのか。
- 3 第152号の県立長瀬げんきプラザの指定管理者に関して、2社のうち、(株)サンアメニティを候補にしたとのことだが、指定管理者として埼玉県内又は全国でどのような実績があるのか。また、選定の過程の中で業者のコンプライアンスについて、どのように検証しているのか。

A．保健体育課長

- 1 公務災害補償について、これまで適用事例はない。
- 2 調整率は、国の学校医等の公務災害補償に関する政令と同率である。政令の調整率は、民間労働者の労災の際に適用される調整率や他の都道府県の調整率と同率である。

A．生涯学習文化財課長

- 3 同社の全国における実績についてであるが、13都府県で23施設の指定管理を受けている。埼玉県内では指定管理は受けていないが、現在、小川町と吉川市の業務委託を受けている。過去には県内6市1町の業務委託も受けていた。コンプライアンスについては、一般競争入札等の参加制限や、税金の滞納などの

欠格事項、または現在、刑事・民事の告発を受けていないか、という応募資格に適合しているか確認したところである。

Q．村岡委員

- 1 調整率が適用されると、結果として調整率が1を割ってしまう。公務災害を被ってしまった学校医の受け取る補償額が、改正の前後で増えるのか減るのか、端的にお答えいただきたい。
- 2 長瀬げんきプラザのコンプライアンスについて調べたところ、株式会社サンアメニティは、2007年に東京都北区の元気プラザの指定管理を受けていた際に、従業員がプリペイドカードの着服事件を起こして指名停止3か月処分を受けたこと、同社のプールの監視員が暴力事件を起こして指名停止2か月処分を受けたことが北区の議会で問題視されていた。また、2008年に茨城県城里町のホロルの湯の指定管理者になったが、経営困難に陥り指定期間の途中で撤退したという事実があった。コンプライアンスの観点から、今回の選定の中でどのような報告があり、どのように検証がされたのか。

A．保健体育課長

- 1 現在、公務災害の実例がないので、例を挙げて試算してみたところ、年金計算の基礎となる報酬額が30万円の者が、公務による通勤中の災害で言語機能障害が残ったと仮定した場合、厚生年金と公務災害補償を併せた額は改正前よりも年額で約8万円の増となることが見込まれる。このように、公務災害の場

合、年金一元化後においても一元化前の支給水準が維持されている。

A．生涯学習文化財課長

2 県のガイドラインを踏まえて作成した募集要項に基づき、申請時に応募資格の適合などについて審査した。しかし、過去の不祥事については、各応募団体から書面での提出を求めておらず、審査の対象となっていない。

Q．村岡委員

過去の不祥事は審査の対象とならないことについては理解した。私が示した東京都北区と茨城県城里町の事例は指名停止と指定期間の途中の撤退であるが、事実関係について確認していたのか。

A．生涯学習文化財課長

確認しており、調査を行っている。まず、1点目のプリペイドカードの着服の関係については、平成19年度に東京都北区の「元気プラザ」の管理運営・清掃業務の受託中、前の受託会社から継続雇用した従業員がプリペイドカードを盗んで換金着服していたもので、3か月の指名停止処分を受けている。その後、会社では、コンプライアンス・マニュアルを作成し直し、従業員研修を実施してスタッフのコンプライアンス意識の徹底を図り、再発防止に努めている。

2点目のプール監視員の暴力事件に関しては、暴力事件で指名停止を受けたものではなく、暴力事件を発端として発覚したプール監視員の雇用条件違反が原因で指名停止を受けたものである。平成19年度に東京都北区プールの夏の監視・受付業務を受託していた際、プールの監視員に18歳未満の高校生を採用したため、2か

月の指名停止処分を受けた。

当時、短期アルバイトには履歴書の提出を求めていたが、虚偽記入された生年月日をうのみにしたことが原因と聞いている。その後、会社では、短期アルバイトであっても住民票の提出を求め、また、未成年者の場合には保護者の同意書を得るよう改善している。

3点目、ホロルの湯の途中撤退については、平成18年に会社が受託した直後、町と前の管理受託者であった町の開発会社との間で、雇用問題が発生した。町、公社及び同社で協議し、同会社からの出向職員を受け入れることになったが、出向職員との間に運営方針等の相違が生じたり、折からの原油価格の高騰などで経営が悪化したため、町と協議を重ねた結果、期間の途中であったが指定管理を終了したと聞いている。町からの損害賠償請求などはなく、合意の上のことであった。その後、会社では本社によるチェック機能と支援体制を強化しており、この事案以外で指定期間の途中で終了した施設はない。

Q．村岡委員

北区の問題以後、指名停止処分の事例もなかったと確認しているのか。

A．生涯学習文化財課長

現在、会社は23施設の指定管理を受けているが、それらの施設を所管している各自治体の担当課に確認したところ、指名停止等の問題は一切ないということである。

Q．村岡委員

指定管理者の指定において、指名停止や指定期間途中の撤退はコンプライアンスを含めて大

事な要素である。現在の判定基準に含まれていなくても、選定委員会に過去の情報を何らかの形で伝えることは必要だと思うが、考えを伺う。

A．生涯学習文化財課長

応募団体の過去の不祥事全てを把握することは、困難と思われる。インターネット等で調べれば一部を把握することはできるが、全ては難しい。ただし、期間を限定して不祥事があった場合には、申請書類の関係資料に加えてもらうことなどを求めることについて、指定管理者制度を所管している企画財政部と相談して考えていきたい。

Q．村岡委員

議会で指定管理者を決める場合、議事録に残る。ネットで同社の名称を入力するだけで、北区や城里町の議事録はすぐに検索することができる。せめてそのくらいの範囲の情報収集を行い、得られた情報を選定委員に伝えることは可能であり努力すべきである。大事なことなので再度回答してほしい。

A．生涯学習文化財課長

今後どのような形でこの御意見を反映できるのか、企画財政部と相談しながら考えていきたい。

請願に係る意見（議請第23号）

村岡委員

紹介議員の立場から、採択を求め発言する。

ただ今請願者から趣旨説明があり、質問にも丁寧にお答えいただいた。請願者が、子どもた

ちとその将来にいかに関心を寄せているかを改めて感じた。請願者の願いは、教育予算の増額、35人以下学級の実現、教職員の増員、教育費の父母負担の軽減、そして障害児学校の教室不足解消の5点である。いずれもが、子どもたちが生きる力を付け、学ぶ楽しさを味わえるようにと教育条件の整備を求めるものである。寄せられた請願署名は、63,834筆、さらに2万を超える署名が寄せられ、まさに県民の願いである。この願いに応え、是非採択されるよう、紹介議員としてお願い申し上げる。この間、教育条件の整備を巡っては、大きな変化が生まれている。国会では安倍首相がさらに35人学級の実現に向けて努力していきたいと表明している。2012年には、政府は無償教育の前進を国際公約した。本県でも、少人数学級実施の自治体が増え続けている。教育予算と父母負担に関して、本定例会で就学助成の請願も提出されるなど、ゆきとどいた教育を求める声は、切実な県民の願いである。よって請願の採択も重ねて求め、賛成意見とする。

所管事務調査（教育の政治的中立の確保について）

Q．福永委員

今月の初めに、県東部の市立中学校の教員が、担任を務めるクラスの生徒全員に、「教育の政治的中立」を揺るがす極めて問題の多い文書を配布した。12月2日付けの「赤旗」15面掲載の記事を使用しているが、「赤旗」は、日本共産党の機関紙である。教育基本法の第14条第2項には、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と定めており、義務教育の公立学校の教員が、特定政党だ

けの機関紙の記事を生徒全員に配ることは、法律に反する行為である。

このような行為は今回が初めてのことでない。2学期が始まる9月には、8月30日付けの「赤旗」の号外が貼り付けられた文書を配布している。

来年の参議院選挙から18歳選挙権が実施されることを踏まえて、教員がとりわけ政治的中立性に気を配らなくてはならない時期に、この中学校の担任のようなことがまかり通ってはいけなと思うので、何点かご質問させていただく。

- 1 教育局は2度にわたるこの事案について把握しているのか。
- 2 「赤旗」は希望すれば一般の国民でも購読することができるが、「号外」は、特定の場所に行って共産党関係者から受け取る、あるいは、身近な共産党関係者からもらうしか入手手段がないが、教員が、どういう手段で入手したのか把握しているのか。
- 3 この担任が受け持つクラス全員に対して、教室でこのような「赤旗」の切り抜きとその記事を賛美する感想を配るという行為はあってはならないことであると思うが、教育局はどう考えるか。
- 4 1度目の9月に配った時に、教育局としてきちんと対処していれば、今回の文書が生徒の手元に届くことはなかったはずである。どうして防げなかったのか。見過ごしていたのか。
- 5 今回は中学校であるが、来年有権者となりうる県立高校や特別支援学校高等部でこのような教育が行われると、教育の政治的中立性が確保されないことになるので懸念している。日本共産党の小池氏は、「文部科学省などが作成した主権者教育の高校生向け副教材でも政治的中立の確保に留意するよう強調している。規制をかけようとしていることは反教育だ」

と発言している。義務教育諸学校については、教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法があり、影響を受けないように教員の中立性が担保される法律があるが、高校にはこの法律がない。高校の教育現場でもこのようなことが行われてはいけないと思うが、防ぐことができるのか。

A．義務教育指導課長

- 1 当該事案については、昨日、市教育委員会から報告を受けたところである。この2つの資料は、平日の「帰りの会」で子どもたちが作成したものを発表し合う3分間スピーチという活動の中で、教員が自分も同じような立場で作って示したものである。これまでの経緯について、市教育委員会からの報告によると、9月に市教育委員会として把握し、当該中学校の校長に対して事実確認し、当該教員に対して指導するように指示をしている。2度目についても市教育委員会で、現在詳細を調査しているという報告を受けている。
- 2 教員が赤旗の号外をどのように入手したのかを把握しているかについては、承知していない。
- 3 本件は詳細が判明しておらず、明確にお答えできないところがある。いろいろな考え方が世の中にあるが、何か一つのところだけを示して教員が一方的な考え方を述べたことは当然適切とは言えない。
- 4 教育局では昨日、概要の報告を受けたものであり、そもそも承知していなかった。市教育委員会としては、かなり重く受け止めており、今後適切に対応していくと聞いている。

A．高校教育指導課長

- 5 県立高校では校長が授業観察したり、ある

いは保護者・生徒に授業アンケートを行うなど、制限を超えた政治的行為をする教員の把握に努めており、本件のようなことは県立高校ではないと言える。これまでも指導資料などにより、新聞記事等を活用する際の配慮事項や、特定の考え方に偏らない中立公正な立場での指導などの徹底を図っているが、今後も引き続き、校長会議、あるいは教科の研修会等を通じて政治的中立性についてしっかりと指導していく。

A．特別支援教育課長

5 特別支援学校の生徒については、障害により物事の見方・考え方が狭くなってしまうということがある。これまでも日頃から、校長も含め職員には情報をいろいろな角度から提示していくことが大事だと言っている。これまでもなかったと思うが、今後、そういったことを大事にしながらか障害のある子どもたちの可能性を最大限に引き出すよう努めていく。

Q．福永委員

- 1 平日の帰りの時間に生徒が3分間スピーチを行うことが初めて分かったが、教員も問題の文書を配って発表したのか。県教育委員会は把握しているのか。これは重大な問題である。中学2年生といえば政治的には真っ白な心であるにもかかわらず、そこに特定の色を染め上げるようなものを配り、言っではいけない教員自身の意見を言っている。事実関係をもっときちんと把握して、改めて委員会に示していただきたい。
- 2 9月に市教委を通じて校長が指摘を受け、担任を指導したにもかかわらず、聞かなかったということは、担任の教員は確信犯的な思

いを持っているということである。教員に対して、教育基本法の第14条の第2項の精神などをもう一度きちんと教えないと今後また同じことを繰り返すのではないかと。繰り返させないことができるのか。

- 3 政党機関紙における日刊紙は、赤旗と公明新聞しかない。併記するにしてもこれらは不適当だと思う。きちんとした一般紙だけにしたらどうか。
- 4 生徒の心に与えた影響について、どのように把握しているのか。

A．義務教育指導課長

- 1 先ほども申し上げたとおり、詳細について把握していないので、しっかりと把握したい。
- 2 先ほども申し上げたとおり、詳細について把握していないので、しっかりと把握したい。
- 3 一般紙の扱い等について、最近国が高校に対して示した資料が出されたので、それを義務教育段階でもしっかりと子どもたちに分かるように、また、指導する教員がしっかりと把握できるように、この後早急に指導・助言したい。
- 4 私ども子どもたちがどう受け止めたのか、子どもたちへの影響を心配している。今後しっかりと把握したい。

Q．福永委員

6月定例会の本会議で、「特定の政治イデオロギーを生徒に植え付けるような教師をどのように排除していくのか」との諸井委員の一般質問に対し、教育長は「教育の政治的行為については、教育基本法をはじめ、法令により厳しく制限されており、特定のイデオロギーに偏った政治教育を行うことは許されない」と答弁している。これが6月のことであり、9月にこの問

題が起きて、12月に再発していることは重く受け止めなければいけない。政党機関紙を排除すべきだと考えるが、教育長から断固たる決意を御答弁いただきたい。

A．教育長

6月定例会の本会議で答弁したとおり、偏った政治教育を行うことは断じて許されない。そのようなことがないようにしっかりと教職員に周知し、日頃から授業やアンケートを見るとともに、偏った政治教育をしたことが発覚した場合は厳正に対処するようにしっかりと取り組んでいく。

Q．鈴木委員

- 1 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の第1条に「義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り、もつて義務教育の政治的中立を確保するとともに、これに従事する教育職員の自主性を擁護することを目的とする」とある。明らかに政党色のあるものを学校で取り上げて、それを教員が3分間スピーチで言えば、素直な子どもたちはそれが正しいと思ってしまう。これは価値観の押し付けである。私もこのような教育を受け、それ以来教員不信となっている。思春期のころの思想の押し付けというのは、子どもの心に深い影響を与える。政党機関紙はあくまで政党の主義・主張であり、明らかに第1条に違反している。なぜ排除できないのか。
- 2 私の経験のとおり、数十年前から日常的にこのようなことが行われている。問題が発生するたびに指導してまいりますという答弁を続けてきたが、どのような指導を行っているのか。詳細を調査した結果、どのような指導

や処分がなされるのか。指導しても改善されなかった場合、指導内容を変えていくのか。

A．義務教育指導課長

- 1 政党機関紙に限らず、偏ったイデオロギーを押し付けるようなものはやはり排除すべきと思う。
- 2 指導は、できるだけ具体的に事例を挙げて指導していきたい。プライバシーに配慮しながら、教員が理解でき、注意できるという指導をしていきたい。子どもたちにとって教員が言っていることはある意味絶対に近いものがある。それは痛いほど教員が分かっている。具体的な事例を投げ掛けて、1人1人が自分のこととして受け止めてもらえるように指導していきたい。

A．小中学校人事課長

- 2 今回の事案については、これまで校長が当該教員に指導した内容も含め、事実関係をしっかりと把握したい。なお、処分を県が行うか、服務監督権者の市町村が行うかについては非常に判断の難しい問題であるため、法律の専門家等の意見や判例等を含め、慎重に判断し適正に対応する。

Q．鈴木委員

答弁を聞いて、当該教員は確信犯という印象をもった。政治的中立というものが、今こそ大事だと言われている中、今回の事案をあまり重く受け止めている感じがしない。仮に一方的な押し付けだという調査結果が出た場合、指導以外の処分はあるのか。

A．小中学校人事課長

指導以外の処分について、この場で判断してお答えするのは大変難しい問題である。事件や事故が発生したときに、指導以外の処分としては、第一義的にサービスの監督をしている市町村教育委員会で文書訓告や口頭注意等、いわゆる指導措置がある。なお、法令等の違反も含めて市町村教育委員会から正式な事故報告があり、内申があった場合には、県が事故として判断して、懲戒処分等の対応を行う。全体的なことも含めて、これからしっかりと事実確認をしていきたい。

Q．鈴木委員

処分に関しては理解した。政党機関紙を教室に持ち込むということが問題であると考え。一般的な日刊紙の記事を比べることはあってもいいと思うが、政党機関紙に政治的中立はあり得ないと思うがいかがか。

A．義務教育指導課長

子どもたちに特定の考えを押し付ける結果となるようなものは許されないと考えるが、政党機関紙だけを排除するという表現はしづらい。子どもたちが一方的な価値観をもってしまう指導は当然問題があると考えている。

Q．鈴木委員

このようなあいまいな答弁を聞くと、子どもを持っている親として心配である。福永委員の発言にもあったが、共産党の小池副委員長は「授業で言わなくては」と発言している。自分たちに都合の良いことは授業でどんどん言うようにあり、一方の意見だけ取り上げることは、政治的中立とは到底言えない。今後しっかりと精

査してほしい。(意見)

Q．諸井委員

- 1 今のやり取りを聞いても、改善されるように思えない。本件は特定の思想を紹介している事例ではないのか。
- 2 9月と12月に出した2つの文書以外はあるのか。このような指導は日常的に子どもたちになされておられ、たまたま文書があったのが2つだけだったのではないのか。他の事案について把握しているのか。
- 3 文書が発覚したことから今回の問題となっているが、文書を用いず、口頭で子どもたちを指導している場合、どのように防止するのか。

A．義務教育指導課長

- 1 文書だけを見ていると、特定の思想を紹介していると受け止めることもあるかと思う。当該教員がどのように指導したのか、当該の市教育委員会が調査しているところであるので、それに基づいて判断することになる。
- 2 当該教員が日ごろどのようなことをしているのか、あるいは今回だけであるのか、調査しているところである。
- 3 日常の指導について、当該教員の言動を四六時中把握できるかどうかは正直申し上げられない。周りの教職員や同僚が自由に意見を言える雰囲気をつくらなければならない。閉ざされた教室の出来事については、徹底的に指導していくしかないと考えている。

Q．諸井委員

答弁を伺ったが、聞いて理解できる答弁ではない。責任を取りたくないとか、はっきりとし

たことを言いたくないという姿勢だけは分かる。子どもたちに一方的な考えだけを紹介することが問題であるにもかかわらず、排除するとなぜ言えないのか。法令に照らしても適切でないことであるのに、なぜあいまいな言い方しかできないのか。

当該教員の他の事案の把握は難しいとのことだが、把握できないから仕方がないのか。教育局に責任はないのか。

A・義務教育指導課長

責任がないわけではなく、義務教育指導課長としての責任を痛感している。一方的な教員の考えを押し付ける教育はあってはならない。そのため防止策をいろいろ講じながら徹底していきたい。他の事案について100%把握するのは困難だが、日ごろの状況について管理職をはじめ、きちんと把握し指導していく。教員は、公平であり中立でなければならない。これを繰り返し徹底し、指導を強化していきたい。

Q・諸井委員

発言とこれからやろうとしていることがあまり合致していない。何も担保されない。御自身の決意をあいまいに言っているだけであり、具体的内容が全くない。教育委員会委員長はどう感じているのか。

A・教育委員会委員長

本件については昨日情報を知り得たものであり、情報の遅さについては大変遺憾である。現場においては速やかに重大さを認識し、直ちに県の教育局に情報提供してしかるべきである。本件については、詳細な情報がつかめていない。しかし、私はあってはならないことだと感じて

いる。処分を含め、教育局で議論して進めたい。今後このような指導を発見した場合は、根本的に全部を考え直さなければいけないと感じている。来年の参議院選挙から選挙権年齢が引き下げとなることもあり、今回の事案を精査して、主権者教育にどうやって臨むのか、もう一度考えていきたい。

Q・諸井委員

このような教育がこれからも続く、あるいは分からないところでこれまで通り続いていくことが問題と考える。今回の事案をきちんと調査し、現状をよく踏まえた上で根本的な防止策を講じられたい。そして、何回指導しても変わらない教員は、埼玉県の教育に著しくマイナスの影響を及ぼすため、教壇に立つ資格はないと思う。そのような教員は活動家になり、そこで自由に政治活動をしてもらえば良い。(意見)

村岡委員

今回の事案については、事実をしっかりと確認してほしい。政治的中立は当然のことである。これ以上、このことについてコメントしないが、論議の中で、私どもの党の副委員長の小池氏の教育に関する発言が取り上げられたが、それと今回の事案は直接関連があるわけではないので、誤解のないようにしてもらいたいということだけは発言をしておく。それぞれの政党のそれぞれの議員が考えを持っており、ここはそれを論議する場ではない。(意見)

Q・菅原委員

今回の事案は、氷山の一角ではないのか。来年の参議院選挙に向け、国から教育の中立性を判断すべき材料が示されると思うが、逆に悪意

を持って指導する教員もいるかもしれない。このような事態が想定される中、指導の事例を積み上げて分析をされているのか。今後、判断に迷う事例が続発したときに役立つと思うがいか

A．義務教育指導課長

県教育委員会として、これまでの積み上げは行っていない。ただし、高校に今回示された貴重な資料にQ & Aが載っている。中学校にも示して、市町村との間で共通理解を図っていきたい。現場の声等についても研究協議会等で話題にしたい。来年は新しい学習指導要領の方向性が明確になるので、それも踏まえてできることをしっかりとやっていきたい。

Q．菅原委員

今後、事例の積み上げを行うのか。

A．義務教育指導課長

積み上げていきたい。

10 地方創生総合戦略・行財政改革特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2015年12月18日

Q．柳下委員

- 1 マイナンバーについて、情報漏えい等が大きな問題となっているが、どのような対策を行うのか。
- 2 認知症など制度を理解できない人、DV被害者、施設入所者など通知カード受け取ることができない方への対策はどのように講じているのか。
- 3 マイナンバー制度では、性別に丸を付けることとなるが、性同一性障害の方に対してどのように配慮しているのか。また、マイナンバーカードには点字がないが、視覚障害者などマイナンバーを記入できない方に対して、どのように配慮しているのか。
- 4 オープンデータの活用事例として、スマートフォンでバスの発着情報を提供することだが、高齢者にはスマートフォンを持っていない方も多い。この点についてどう考えるのか。また、バスの発着データや「バスまちスポット」は具体的にどのように情報提供されるのか。さらに、バス会社が情報発信することだが、県民にどのように発信されるのか。

A．情報システム課長

- 1 マイナンバーを扱うシステムにおいては、データ通信の暗号化やネットワークのインターネットからの分離、USBメモリの使用禁止など、様々なセキュリティ対策を実施する。
- 2 様々な理由により、現住所で通知カードを受け取ることができない方々については、居所を登録していただくことにより、居所において受け取ることができる仕組みが用意されている。実際にこの仕組みを利用して通知

カードを受け取っている方々もいると聞いている。

- 3 性同一性障害の方への配慮として、今後、希望者に交付される個人番号カードには、性別やマイナンバーの記載箇所が隠れるようなケースが国から配布される予定である。視覚障害者についても、各市町村において配慮されるものと考えている。また、市町村等の窓口において、マイナンバーを記入できない場合に不利益となることがないように国から示されている。
- 4 スマートフォンを持っておらず携帯電話のみを持っている方は、携帯電話のQRコードの読取機能を用いて本システムを利用することができる。スマートフォンも携帯電話も持っていない方については、本システムから情報を得ることは難しいが、バス停から50m以内に「バスまちスポット」を、バス停から500m以内に「まち愛スポット」を設置する取り組みを行っている。これらの取り組み全体で、高齢者も含めた誰でも出歩きやすいまちの実現を目指していく。バス情報の提供はバス事業者と協力して取り組んでいるが、全ての路線では行われていないと聞いている。将来的にはなるべく多くの路線で実施していくべきであると考えている。

Q．柳下委員

- 1 マイナンバーを書かないことで、視覚障害者や認知症の方の不利益になるようなことはないのか、再度確認したい。
- 2 複数の医療機関で同じような投薬がされるなどの問題があると聞いている。投薬の状況を把握することはできるのか。

- 3 レセプトデータを分析することで簡単に糖尿病の重症化予防ができるものではないと思うがどうか。

A．情報システム課長

- 1 基本的には、申請の時にマイナンバーを記載することは、法的な義務となっている。しかしながら、様々な事情で書かない、書けないことで、不利益を受けるような扱いはしないことを国に確認している。

A．保健医療政策課政策幹

- 2 個々の医療機関が連携すれば投薬状況の把握が可能であるが、現状ではできていない。一例として、加須市等において埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」が運営されているが、参加医療機関同士であれば、患者の同意があれば、その患者の医療情報を共有することができる。なお、国において、将来的にマイナンバーを医療機関同士の連携に活用する検討がなされている。
- 3 糖尿病対策については、御指摘のとおり簡単ではないが、レセプトデータを分析し、糖尿病重症化の可能性があり、医療機関未受診者の方の状況は把握できる。実際に、平成26年度の一部速報であるが、受診勧奨を行ったことにより勧奨前に比べて医療機関受診者が倍増した。また、レセプトデータを活用し、かかり付け医と連携して生活習慣の改善が必要な方に生活指導の案内をしている。そのうち約30%の方から同意を得て1,345人の方から生活指導の申し込みがあり、指導を実施中である。

11 公社事業特別対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年12月18日

Q. 村岡委員

- 1 埼玉高速鉄道(株)について、事業再生ADRの実施に伴って様々な努力をされているが、安行ウォークや日光御成道まつりなどの主催者は自治体や商工会等であり、会社として主催することは難しいと思うが、どのように関わっていくのか。
- 2 駅によってはマンションも建ち終わっていて、これ以上は増えないと考えている。地域の開発などは自治体や民間事業者が実施するため、様々な情報を収集するとともに交流を続けていかなければ、事業計画どおり進まないと思うがいかがか。
- 3 職員の処遇について人件費抑制が非常に厳しくなっている一方で、要求水準は非常に高くなっている。安全性の確保は非常に重要だと考えるが、働く人達の安全へのマインドをどのように高めていくのか。
- 4 障害者の割引について、付添がいる場合は割引となるが、単独乗車の場合は割引が設定されていない。是非とも実施する必要があると思うがいかがか。
- 5 委託契約の方法について、専門性や継続性を理由とした随意契約が多いが、競争原理を働かせるために、どのように担保しているのか。
- 6 パスモ施策対応のための駅務システム改良工事について、毎年1億円から2億円くらいの委託費が支払われているが、毎年必要であるのか。
- 7 埼玉県産業文化センターについて、地域連携プライマリーコンサートはとて素晴らしい事業であるため拡大した方がよい。平成26年度はさいたま市の14の小学校と中学校1校の15校で実施し、平成27年度の事業計画で

もさいたま市の小中学校15校で実施予定であるが、もう少し地域を広げて実施できないのか。

- 8 大ホールの施設について、利用者にとって使いやすいという評価は大事であると考えている。控室のモニターが小さくカメラが固定されており、指揮者やソリストのアップを控室においても見たいという要望に応えられていない。また、音量も小さいとのことである。これらの施設整備についてどのように考えているのか。
- 9 埼玉県産業振興公社について、公社の定款に産業振興の推進とあるが、一部に特化するのではなく県内全ての地域並びに産業を対象としていると考えてよいか。
- 10 委託契約の調書に次世代住宅産業プロジェクト推進事業があり、内容は地中熱ヒートポンプの開発とあるが、公社としてどこまで関わっていくのか。

A. 埼玉高速鉄道(株)代表取締役社長

- 1 街おこしのお手伝いをする中で、それぞれの地域には志のある人材が多くいることが分かり、結集して協力してくれている。そうした人材と当社において良い関係が築けており、今後もこうした活動を続けていきたいと考えている。
- 2 旅客の利用は6%伸びているが決して油断できない。人口減少傾向の影響や工事費の値上がりによりマンション建設も厳しい状況になっている。当社でも、開発を促進するために情報を発信していきたいと考えている。
- 3 社員の給与ベースは東京近郊の東葉高速鉄道等の三セク鉄道他社と同等の水準である。

当社社員は経営再構築に一丸となって取り組んだ達成感があり、モラルは高いと考えている。

- 4 障害者割引については、東京メトロやJR東日本と同じ割引率の5割で考え方を合わせている。直通運転している関係で、単独での制度変更は考えていない。
- 5 当社でも、可能なものについては競争入札を実施しており、専門的な内容の案件について、やむを得ず随意契約としている。例えば、A社が作った設備については、A社に修繕を依頼せざるを得ない場合がある。そのような場合も東京メトロなど他社から情報を収集し適正な価格となるように努めている。
- 6 パスモのシステム改修については毎年1億円ほどの費用が掛かっている。これは、全国における新駅の開業などの都度、改修が必要となり全国のJRや民間の鉄道会社も同じ状況である。パスモの検知をするソフトの改修は必要であるため、やむを得ない費用であると考えているが、値下げ交渉はしていきたい。

A.(公財)埼玉県産業文化センター理事長

- 7 さいたま市の小中学校で実施しているプライマリーコンサートは、さいたま市との契約により実施している。これ以外にも知事公館や市町村施設、福祉施設等で5件、合計で20件実施しているが、地域を拡大して実施することについては日本フィルハーモニー交響楽団側の体制もあるため検討の必要がある。

A.(公財)埼玉県産業文化センター利用・誘致推進部長

- 8 モニターの画面サイズ、ズーム機能については今後検討していきたい。音量については、調整が可能であるため貸出内容に応じてきめ

細かい対応をしていきたい。

A.(公財)埼玉県産業振興公社理事長

- 9 公社の定款についての質問であるが、県内企業は全国の産業構造に似ており生活関連が少し多い状況である。産業の中身がどうかは問わず、特に300名以下の企業、事業所の98.7%を占めている中小、零細企業の強化に取り組んでいる。以前は、製造業が多かったが、サービス産業にも広げていきたい。現在、地方創生が課題となっているが中小企業が元気になれば、県、国も元気になると考えているので今後も産業の振興を推進していきたい。
- 10 地中熱ヒートポンプの開発は、先端産業創造プロジェクトのうち新エネルギー分野における一つのプロジェクトである。26の企業と3大学が参加して地中の熱を効率的に冷暖房に運用するシステムを目指す画期的なプロジェクトである。公社はその進行管理を担当しており、参加している26企業を中心に今後このシステムの事業化と集積を進めていきたい。

Q.村岡委員

- 1 埼玉高速鉄道株式会社について、JR東日本や東京メトロ、首都圏新都市鉄道については、障害者の単独乗車の場合でも普通乗車券の5割引となっている。このことも踏まえて検討していただきたいと考えるがいかがか。
- 2 埼玉県産業振興公社について、成長する企業、頑張る企業の支援だけではなく、9割を占める中小企業全体の身近な相談相手として底上げに取り組んでいただきたいと考えるがいかがか。

A . 埼玉高速鉄道（株）代表取締役社長

- 1 他社が単独乗車で障害者割引を適用しているケースは、乗車区間が100キロメートルを超える場合である。当社の営業距離は14.6キロメートルと短く、条件に該当しないため導入の考えはない。

A . (公財) 埼玉県産業振興公社理事長

- 2 委員の意見はもっともである。公社では、小規模企業の支援を行うよろず支援拠点において昨年度は3,000件を超える相談を受けており、今年度はそれを上回っている。公社の役割の基本は、中小企業の持続的な成長発展に関する支援であると考えている。ただし、力のある企業に対しては、成長分野への支援にも力を入れていきたいと考えている。

12 経済・雇用対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2015年12月18日

Q．秋山委員

- 1 これまで826件の企業が立地し、雇用2万7,700人、建設などで1兆2,430億円の投資があったとのことだが、ここに至るまでの県や市町村の費用対効果はどのようなになっているのか。
- 2 新規雇用された2万7,700人の大部分は正規雇用なのか、それとも非正規雇用なのか。
- 3 杉戸屏風深輪産業団地を造成しているが、進出企業に分譲するのか。また、様々な所で産業用の土地を造成して売却していると思うが、収入はどうなっているか。
- 4 立地企業の製造品出荷額を把握しているのか。

A．地域整備課長

- 3 産業団地を分譲する際は、鑑定評価額に基づき価格を決定して売却している。造成には、用地買収、造成工事等の費用がかかるが、これまでに企業局が整備した4つの産業団地については、全て黒字を計上し事業に要した費用を回収している。杉戸屏風深輪産業団地は、企業に分譲する予定で考えている。

A．企業立地課長

- 1 県の企業誘致の年間の費用については職員人件費が6千万円、旅費などが2千万円の合計約8千万円であり10年間で約8億円である。また、補助金として交付している不動産取得税相当額が計63億円となっており、費用の合計は約71億円となっている。一方、法人2税の税収額は平成26年度の単年度で

約87億円となっていることから十分な効果を上げていると考えている。

- 2 新規雇用の正規、非正規の割合は正規39.2%、非正規60.8%となっている。
- 4 製造品出荷額は把握していない。

Q．秋山委員

税収だけでなく、製造品出荷額も把握する必要があるのではないかと。

A．企業立地課長

御指摘を踏まえ、今後、出荷額を把握する方法について研究していきたい。

Q．秋山委員

企業の海外展開支援も重要だが、国内・県内で雇用が失われる面もある。県への企業誘致などによりバランスをとり、産業の空洞化を招かないようにすることが必要と考えるが、どうか。

A．産業労働部長

業種によっても異なるが、海外展開をすると、国内では企画立案部門で人手が必要となり、雇用が増えるという場合もある。ただ、バランスが大切であることは認識しているので、県内企業誘致も含め、トータルで考えていきたい。

13 危機管理・大規模災害対策特別委員会における金子正江県議の質疑

2015年12月18日

Q．金子委員

- 1 内水ハザードマップと既に自治体で作成されている洪水ハザードマップの関係について伺う。
- 2 内水ハザードマップをどのように活用しているのか。
- 3 精度を上げるための更なる技術的支援とはどのようなものか。

水道法改正により雨水対策だけの整備が可能となった。市町がこの制度を活用する場合の計画作成を支援していく。

A．都市計画課長

- 1 ハザードマップの見やすさなどを考慮し、市町村によっては内水ハザードマップと洪水ハザードマップを一緒に作成しているところもある。ちなみに越谷市は別々に作成している。
- 2 現在作成済みの市町はマップの配布やホームページで公表しているが、今後も印刷物での配布を促していく。ちなみに、地域の防災訓練などに内水ハザードマップを活用した自治体数は18市ある。
- 3 当初は早く作成することを優先として簡易的手法での作成を提案し支援した。今後は、水理解析などにより精度の高いマップへの見直しをする市町へ技術的な支援をしていく。

Q．金子委員

下水道の排水能力の向上について、減災の視点から県はどのように支援するのか。

A．都市計画課長

下水道整備は污水優先で取り組んできたが、雨水対策も急ぐ必要がある。また、11月の下

14 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑

2015年12月18日

Q．前原委員

- 1 「埼玉発世界行き」奨学生壮行会・帰国報告会の開催場所はどこか。
- 2 グローバルキャンプ埼玉について、大学開催をするに至った経過を教えてください。本人の費用負担はあるのか。
- 3 グローバル人材育成センター埼玉による企業説明会の会場はどこか。
- 4 中小企業若手社員海外研修支援事業について、平成27年度は平成26年度に比べ実績が伸びているが、なぜか。本人の費用負担はあるのか。
- 5 資料6、高校生の海外体験についての取り組みで高校生の自己負担額はどのくらいなのか。また、資料7の説明の中で、台湾への派遣を12月5日と言っていたようだが、資料では15日と書いてある。どちらが正しいのか。
- 6 資料9「青少年世界へはばたけ！育成塾事業」について、より多くの生徒に参加してもらいたいと考えているが、講演会の開催場所はどこか。

A．国際課長

- 1 講演会は大宮ソニックシティの小ホール、壮行会・帰国報告会は国際会議場である。
- 2 希望者が多いが、県主催の会場である県民活動総合センターではこれ以上開催の回数を増やせないことから、大学開催を行うことによって開催回数を増やし、大学の持つノウハウを生かしていくこととした。本人負担は、県主催は和室利用の場合は24,000円、洋室利用の場合は26,000円であり、大学主催は25,000円である。

3 大宮ソニックシティの市民ホールである。

A．産業労働政策課副課長

- 4 短期間の研修に対するニーズがあったことから、これまでの2週間以上の研修に加え、平成27年度から8日間以上の期間の研修も対象としたところ、利用が増加した。また、海外展開セミナーなどの機会に中小企業に直接事業の説明を行うなど広報を積極的に行ったところ、従来研修についても利用が増加した。費用については、業務として研修派遣しているので、対象経費の2分の1を企業が負担しており、本人負担はない。

A．高等教育指導課長

- 5 ハーバード大学、MIT及びメキシコ州派遣については県の事業で、ビザやパスポートの取得、現地自由行動中の昼食代など一部を除き県費で負担しており、本人負担はない。学校独自の派遣については本人負担となり、日数や場所によるが、例えばオーストラリアであればおおむね20万円から30万円くらいの負担となる。台湾の日程については、今週の15日火曜日に出発し、明日19日土曜日に帰国予定である。

A．青少年課長

- 6 本講座を実施する学校は、多くの生徒を参加させるために学年単位や全校生徒を対象として学校の体育館や講堂で実施している。

15 まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2015年12月18日

Q．柳下委員

- 1 こちらから提案した、「子育てするなら埼玉県」、「歳をとっても安心」、「非正規雇用から正規雇用を増やす」、「農業をやりたい人への支援」、「保育所や特別養護老人ホームの待機者をなくす」などの意見があまり反映されていないのではないかと。正規雇用化に関することなどは努力の跡が見られるが、事業としての額が記載されていないので、「大胆な発想」と言っても、来年度予算がどうなるのかが肝心である。新年度予算への反映はどうか。予算事業にしないと、絵に描いた餅ではないか。
- 2 義務ではないが、市町村は県の戦略との整合が必要である。市町村と県が協力し進める面もある。未来会議を開催し、県民コメントも実施したが、早く戦略を策定して、交付金としてもらえるものはもらった方が、県民にとっていいのではないかと考えるが、どうか。
- 3 市町村では高齢化が進み年寄りばかりである。子どもの医療費の問題は市町村の要望のトップにある。県が本気になって魅力的な埼玉を創ってほしい。一日も早く交付金がもらえるよう、頑張ってもらいたい。(意見)

A．企画財政部長

- 1 予算に関する面があるのでまず私からお答えする。意見があまり反映されていないのではないかと御指摘があったが、私どもとしては意見・提言の趣旨を最大限意識して、総合戦略案を策定した。目標値が素案からあまり上振れしていないという御指摘については、実際に総合戦略が策定されれば、予算として反映していく必要があるため、全くその

ような見込みのないものを戦略に盛り込むことにはちゅうちょがあるので、御理解いただきたい。

新年度予算については、これから査定が始まって編成されていくので、現時点で確定的なことは言えない。

A．計画調整課長

戦略を早く策定できれば、交付金申請に向けた準備も進められるので、ありがたいと考えている。

Q．柳下委員

共産党はこの創生法案に反対した。なぜなら、まちを壊しておいて、何が創生だという立場もある。市町村は高齢化が進み、高齢者ばかりである。

先ほどできないものもあるとの答弁があったが、子どもの医療費の無料化については、問題は市町村の要望のトップにある。県が本気になって魅力的な埼玉を創ってほしい。

共産党の意見・提言が盛り込まれないから反対するというつもりはないが、みんなで魅力的な埼玉を創っていこうという点では、私が住んでいる所沢も狭山の森があり緑豊かで住みやすいと思っている。

秩父や川越などのすばらしいところは多くある。そのようなところに光を当てて、一日も早く交付金がもらえるよう、頑張ってもらいたい。

A．企画財政部長

子どもの医療費の問題は重要だが、地方財政

上、根深いものがあり、必要性を認めつつ国は国庫での支援をせず、地方財政措置も現時点でされていない。本質的には国がしっかりと対応すべきと考えている。県として限られた財源を、効果を勘案し、施策に投入していく必要がある。こうした背景があるが、全体としては、地方創生をしっかりと進めていきたい。

16 決算特別委員会における秋山文和県議の討論

2015年12月18日

付託議案に対する討論

秋山委員

第104号議案「平成26年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」と第105号議案「平成26年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に反対の立場から討論する。主な反対の理由は以下のとおりである。

まず、第104号議案についてである。

第1に、重度心身障害者医療費助成制度で新たに65歳以上で重たい障害になった人を対象から外したことである。この年度は1月から3月までで517人、10月までに5,254人が排除された。県は年齢制限の理由を「65歳までに資産が形成されている」というが、この考え方で行くと、高齢者を対象とするあらゆる福祉・医療政策、社会保障は「過剰」であり「無駄」というところに行きつく。これは国民誰もが「老後を安心して暮らしたい」という願いに真っ向から背くものである。福祉、医療、社会保障の理念と制度設計の根幹を揺るがしかねない「資産形成論」は直ちにやめて、重度医療の年齢制限を撤廃することを強く求めるものである。

第2に、乳幼児医療費助成制度が大きく立ち遅れたことである。県の制度は就学前までにとどまっているが、既に市町村は全てで中学卒業まで医療費自己負担なしを実現した。そのため各市町村の医療費助成制度予算に占める県の補助率は12%から14%程度に低下した。子育て支援の大黒柱である医療費助成制度は市町村と車の両輪のごとく、県にふさわしい役割を果たさなければならない。片輪が小さすぎればまっすぐ進めない。既に高校卒業1県を含め中学卒業まで1都5県、小学校卒業までを入れると1都1府10県ある。早急に引き上げるべきである。また乳幼児医療費・重度医療など3福祉

医療について、市町村への県の補助が、ほとんどが2分の1であるにもかかわらず、三芳町は12分の5、戸田市は3分の1と差別されている。住んでいる自治体によって子どもに対する県の責任は変わらない。財政力を理由にした格差は直ちに解消すべきである。

第3に、一方で国の直轄事業である不必要なダム事業へは変わらず支出されていることである。平成26年度においては、八ッ場ダム事業に40億円が支出された。このような巨額の費用は、堤防強化や福祉・医療など県民が切実に望む分野に振り向けるべきである。

第4に、県立小児医療センターの移転のために、10億6,300万円が支出されたことである。

次に105号議案についてである。主な反対理由の第1は、県立小児医療センター建設に対して、60億円が支出されたことである。移転反対の患者家族の声に知事が跡地に残す機能を検討すると表明したのは平成24年である。平成26年の段階では「せめて病院の入院機能を残してほしい」という患者家族の願いに県は答えていない。したがって、移転促進の費用支出は認められない。

第2はダム事業への支出、13億円は問題である。

以上の理由から反対するものである。

17 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年12月22日

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願います。

村岡委員

議請第19号に対して討論を認めていただきたい。これまでも請願に対する討論についてはこの場でお話ししたが、請願の賛否を本会議の場で県民に明らかにすることは必要なことである。また、議員提案の議案提出の権利と、県民が与えられている請願権は性質が違うということからも請願に対する討論を認めていただきたい。加えて、この議請第19号は正に埼玉県の子どもたちに関わるものであり、また、県に対しての要望でもあるので、極めて重要なものだと考えている。

したがって、是非、委員の皆様には、請願に対する討論を認めていただきたい。

小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。毎回述べさせていただいているが、議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。御賛同

を願います。

菅委員

議請第21号に対する討論を求め。御案内のとおり、安保法制については国民的な関心事であるし、様々な意見がある状況でもある。それを議会として発言をしないというのは、県民に対する説明責任を果たしていないということになってしまうと思う。したがって、討論を強く求めるものである。

委員長

ほかに発言はあるか。

<なし>

委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、議請第19号及び議請第21号の討論を行うことの可否について、採決することによいか。

<了承>

委員長

これより、採決する。

なお、議会運営委員会内規により、委員外議員は採決に加わることができないので、念のため申し上げます。

議請第19号及び議請第21号について討論を行うことに賛成の委員の起立を求め。

(起立少数)

委員長

起立少数である。よって、討論は行わないこ

とに決定した。

委員長

6 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

<異議なし>

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

7 意見書・決議案についてだが、去る12月10日(木)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱16件(意見書14件、決議2件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案4件(意見書4件)となったので、御了承願う。

<了承>

委員長

なお、企画財政委員会の委員から、意見書1件を提案したい旨の報告があったので、御報告申し上げます。

委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

小島委員

ただ今、委員長から意見書・決議の調整結果

について報告されたところだが、急きょ、この場をお借りして、決議について御提案させていただきたいと考えている。決議の素案をお配りして、御説明させていただきたいと存じる。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。

<事務局が資料を配布>

委員長

それでは、説明をお願いする。

小島委員

平成27年2月定例会において、企業局が実施する「県北・秩父地域振興施設の整備事業」及び「緑ゆたかなメモリアルガーデン事業」は、平成27年度地域整備事業会計予算に計上され、予算自体は成立したが、予算特別委員会において、県が事業を実施する必要性などを十分検討するよう、附帯決議が可決されている。

このような中、本定例会において開催された産業労働企業委員会では、企業局から、状況の変化や詳細な調査の結果、両事業とも今回は実施しない旨の説明があった。

2月定例会から1年もたたないうちに判断が変わるという事実からは、そもそも事業の必要性などについて、十分な検討がなされておらず、県が無駄に事業を展開していたと言わざるを得ない。

既に調査には予算が使われている。我が会派としては、限られた予算を有効に活用するためにも、企業局の事業内容について精査するとともに、条例で規定されている事業範囲について

見直すべき、との考えに至ったところである。

そこで、「公営企業の事業範囲の見直しを求める決議」を急ぎよ、件名に追加していただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

決議については、開会日の議会運営委員会において、一般質問中日・12月10日までに件名を、一般質問最終日・12月14日までに案文を提出することが確認されていることは承知しているが、常任委員会の進行等の関係もあり、このような急な提案となったことについて、各会派におかれては御理解をいただきたいと考えているので、よろしく願います。

委員長

ただ今の件については、何か御意見はあるか。

村岡委員

通例の手続外で提出する旨の説明があったが、埼玉県議会における運用規程等に照らして、こうした提出の仕方は特段差し支えないということで受け止めてよいのか。また、小島委員にお聞きしたいが、条例で規定されている事業範囲について見直しを強く求めるとあるが、この事業範囲の見直しとはどういうことをイメージしているのか。2月定例会で範囲を広げた関係だと思うが、その説明をお願いしたい。

委員長

手続上の問題についてだが、急施を要するもの等でこうした取扱いをした例はある。

小島委員

議会において、公営企業における事業範囲を広げられる旨の条例改正が可決している。しか

し、この条例改正は今回の事業見直しを見ても必要ないのではないかという趣旨から、条例改正した内容を改正以前に戻してもらいたいということである。

委員長

ほかに発言はあるか。

<なし>

委員長

それでは、ただ今、自民から提案のあった「公営企業の事業範囲の見直しを求める決議」案については、追加することによいか。

<了承>

委員長

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議運で御確認いただくことでよいか。

<了承>

委員長

8 予算特別委員会についてだが、去る12月14日(月)の議運において、お手元の資料4「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱(案)」のとおり、予算特別委員会を設置することで御決定いただいたが、このことについて、本日の本会議において、委員長報告終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

<了承>

菅委員

予算特別委員会の起立採決についてだが、賛否が分かれることが予想されているので、是非この件に関しては討論をさせていただきたい。

小島委員

議案、請願、動議等議会としての意思を決定する案件について討論をしているが、その他について討論をした例はない。議決の対象として諮るもの全てに討論ができるとすると、今後、逐一討論の有無を確認することになり、議事進行に支障を来すおそれがあると考えられる。

特別委員会の設置に関する件は、議会内部の手続きであり、討論を認める必要はないと思われる。

菅原委員

特段の規定がない限り、議決する内容について討論することは認められていると解されている。是非討論をさせていただきたい。

村岡委員

菅原委員の提案に賛成する。この案件については、明確に賛成、反対が分かれているし、しかもそれを決着する際においては、具体的な時間等が示された新たな案を会派に持ち帰りたい旨の要望も認められずに、採決されたということもあった。加えて、予算特別委員会の設置そのものは皆さんが了解しているところであるが、その中身について十分な協議がなされたとは言い難いのは事実である。したがって、本会議で、それぞれの立場で意見を述べることは、県民に対する責任だと思っている。そういう意味で、討論は必要であるということから、討論を認めていただきたい。

菅委員

本件については、議会の権能に関わる重要な内容である。この間の議論が短時間で済まされてしまっているということもあり、公の場所で十分に議論をすること自体が不足しているので、討論を求めるものである。

委員長

ほかに発言はあるか。

<なし>

委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、要綱(案)のとおり予算特別委員会を設置することについて討論を行うことの可否について、採決することによいか。

<了承>

委員長

これより、採決する。なお、議会運営委員会内規により、委員外議員は採決に加わることができないので、念のため申し上げる。要綱(案)のとおり予算特別委員会を設置することについて討論を行うことに賛成の委員の起立を求める。(起立少数)

委員長

起立少数である。

よって、討論は行わないことに決定した。

18 知事提出議案に対する反対討論

2015年12月22日

日本共産党の金子正江です。党県議団を代表して、知事提出議案第110号議案「埼玉県税条例の一部を改正する条例」、第124号議案、埼玉県平和資料館の「指定管理者の指定について」、第156号議案「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」反対の討論を行います。

まず、第110号議案「埼玉県税条例の一部を改正する条例」についてです。

この改正で、滞納税の換価の猶予を求める制度、手続が条例化されたことは大きな前進です。しかし、同議案の不動産取得税の控除については認めることのできない問題があり、反対いたします。これは、国が決めた都市再生特別措置法に基づく認定事業者が、さいたま新都心駅周辺と川口駅周辺などにおいて土地、建物を取得したとき、その価格の5分の1を不動産取得税の課税標準から控除するというものです。これまで国の地方税法によって定めていた控除を、埼玉県独自の額として条例で定めることになりました。

過去、川口市のリボンシティ開発事業地域において、サッポロビールなどが3,500万円の不動産取得税控除を受けております。認定には、専有面積1ヘクタール以上という要件もあり、超大企業でなければ申請は無理です。現在は、さいたま新都心、川口駅周辺の2地域ではありますが、今後再開発計画が認定される可能性は大いにあります。一部大企業のみを優遇して、このような都市再開発熱をあおる税制措置には反対です。

第124号議案は、埼玉県平和資料館の指定管理者の指定についてです。

御案内のとおり、埼玉県平和資料館は、戦争の悲惨さと平和の尊さを後の世まで伝え続けることを目的とした全国でも数少ない貴重な資料

館です。わずか3年前まで直営で運営されておりましたが、指定管理委託と同時に館長職をなくし、その諮問機関である平和遺族団体や有識者から成る第三者機関「平和資料館運営協議会」が廃止されました。私たちは、日本の平和な未来を保障する公益的な教育活動は、民間事業者に委ねるべきではなく、直営運営として館長を置き、第三者機関の意見を尊重しつつ運営されるべきだと主張し、指定管理者制度導入に反対しました。現在の事業者の集客のための努力は認めるものですが、軍服を着ての撮影などが平和資料館の目的に合致しているのかと、県民より疑問の声が上がっています。この点からも、3年前の主張が改めて意味を持つものと考えます。

よって、指定管理者の選定には反対するものです。

最後に、第156号議案「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」です。

現行の高速自動車道の近郊区間の料金を統一することによって、経路によらず最短距離を基本料金とすることは評価できます。しかし、36キロ以上の利用は930円から1,300円へと料金を値上げします。激変緩和措置があるとはいえ、多くの利用者が負担増となります。また、2区分であった車種区分を5車種区分にすることによって、中型車は普通車の1.2倍の料金となります。猶予期間などが設けられるとはいえ、中型トラックなどを利用している運送業など中小業者への経営に大きな影響を与えます。

以上の理由から、第156号議案に反対するものです。(拍手起こる)

19 決算認定に対する反対討論

2015年12月22日

日本共産党の秋山文和です。日本共産党を代表して、第104号議案「平成26年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」と第105号議案「平成26年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」反対の立場から討論します。

まず、第104号議案について、主な反対理由を述べます。

第1に、重度心身障害者医療費助成制度、重度医療について、平成27年1月より新たに65歳以上で重い障害になった人を対象から外したことです。この年度は、1月から3月までで517人、今年10月までに5,254人が排除されました。県は、年齢制限の理由を「65歳までに資産形成がされている」と言いますが、この考え方を敷えんしていけば、65歳以上を対象とするあらゆる福祉医療政策、社会保障は過剰であり、無駄というところに行き着きます。障害者差別と同時に、高齢者を差別する年齢制限は絶対に認めることはできません。

知事は、我が党、前原県議の一般質問における障害者権利条約に関しての問いに対して「社会モデル」これを「障害がある方に原因があるのではなく、段差があり、エレベーターのない建物のほうに問題があるという考え方である」と説明をされ、「私たちもこういう発想をしなければならぬ時代が来た」と高い見識をお示しになりました。このような見識を徹底して、障害者の願いに応えるべきです。重度医療の年齢制限は、今からでも撤回すべきです。

第2に、乳幼児医療費助成制度、重度医療など3福祉医療について、市町村への県の補助が、ほとんどが二分の一であるにもかかわらず、三芳町は12分の5、戸田市は3分の1と差別が行われています。住んでいる自治体によって子どもに対する県の責任は変わるわけではありま

せん。県単補助について、財政力を理由にした格差は直ちに解消すべきです。

第3に、国の直轄事業である不必要なダム事業へは、相変わらず支出されていることです。

第4に、県立小児医療センターの移転のために約10億6,000万円が支出されたことです。

次に、第105号議案「平成26年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」です。

主な反対の理由の第一は、県立小児医療センター建設に対して60億円が支出をされたことです。移転反対の患者家族の声に、知事が「跡地に残す機能を検討する」と表明したのは平成23年度です。平成26年度末において、せめて病院の入院機能を残してほしいという患者家族の願いに県はまだ応えておりません。したがって、移転促進の費用支出は認められません。

第2は、大規模ダム事業への一般・特別会計含め17億円の支出に反対するものです。本年9月に、埼玉県東部を襲った豪雨被害において、鬼怒川はもちろん、我が地元新方川にもいっ水が確認をされました。今こそ、耐久性の高い堤防が求められています。

国は、1997年に耐久性の高い堤防の整備計画を作りましたが、2002年に堤防計画を技術的に困難として全廃しました。このことについて、今本博健京都大学名誉教授は、「ダム計画を守りたい国は、過剰反応して、積み上げてきた技術を全否定した」と述べています。ダム建設は撤廃して、堤防強化のための計画を全力で進めるべきです。

以上で反対討論を終わります。(拍手起こる)

20 議員提出議案に対する反対討論

2015年12月22日

日本共産党の前原かづえです。党県議団を代表して、議第36号議案「鉄道網の整備推進を求める意見書」及び議第37号議案「高等学校入学者選抜に係る教育長の権限の見直しを求める決議」について、反対の立場から討論いたします。

まず、議第36号議案についてです。

本県における鉄道網の整備推進について、鉄道の混雑緩和や防災の観点から否定するものではありません。

しかし、地下鉄7号線延伸検討会議の「平成26年度地下鉄7号線延伸に関する報告書」の試算では、浦和美園から岩槻地域までの延伸の費用対効果、いわゆるB/Cは0.8前後であり、採算がとれるのは約50年後からとなり、概算建設費は3年前の試算から100億円増の870億円にも上っています。

今年1月、事業主体の埼玉高速鉄道株式会社は、金融機関から322億円もの債権放棄、埼玉県など関係自治体の債務196億円の株式化などを受け、ようやく経営改善に取り組み始めたばかりです。このような状況の中、路線の延長を行えば、経営基盤の更なる悪化を招くことは明らかです。

加えて、建設費やまちづくりに係る関係自治体の財政負担も非常に大きく、事業の採算性も疑わしい中での延伸は認められません。

高速鉄道8号線、12号線についても、延伸を推進するほど巨額な事業費がかかり、そのことが高い運賃を招き、利用者の更なる減少につながるなど、埼玉高速鉄道の二の舞となりかねません。

よって、本意見書案には反対です。

次に、議第37号議案についてです。

本決議案は、平成29年度の公立高等学校入学者選抜から適用される学力検査の改善内容に

ついて、教育委員会への教育長の報告が不十分だったことを問題視し、教育長の権限の見直しを求めるものです。

しかし、既に教育委員会規則には、教育長に対し、必要と認めるときなどに教育委員会に報告しなければならないとしており、当該規則にのっとり厳格に運用すれば、あえて決議を上げるものではありません。

よって、本決議案には反対です。

以上で討論を終わります。(拍手起こる)

21 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
第104号議案	平成26年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	認定
第105号議案	平成26年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	認定
第107号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第108号議案	埼玉県行政不服審査会条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第109号議案	埼玉県行政不服審査法関係手数料条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第110号議案	埼玉県税条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	原案可決
第111号議案	埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第112号議案	埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第113号議案	埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第114号議案	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第115号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第116号議案	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第117号議案	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第118号議案	工事請負契約の締結について(大宮警察署等統合庁舎新築空調設備工事)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第119号議案	工事請負契約の変更契約の締結について(大宮警察署等統合庁舎新築電気設備工事)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第120号議案	財産の取得について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第121号議案	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第122号議案	独立当事者参加について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第123号議案	当せん金付証券の発売について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第124号議案	指定管理者の指定について(埼玉県平和資料館)	×	○	○	○	○	○	原案可決
第125号議案	指定管理者の指定について(埼玉県防災学習センター)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第126号議案	指定管理者の指定について(埼玉県自然学習センター及び北本自然観察公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第127号議案	指定管理者の指定について(埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第128号議案	指定管理者の指定について(さいたま緑の森博物館)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第129号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立嵐山郷)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第130号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立児童養護施設上里学園)	○	○	○	○	○	○	原案可決

(注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
第131号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立皆光園障害者歯科診療所)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第132号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第133号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第134号議案	指定管理者の指定について(埼玉県障害者交流センター)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第135号議案	指定管理者の指定について(埼玉県社会福祉総合センター)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第136号議案	指定管理者の指定について(埼玉県伊豆潮風館)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第137号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立熊谷点字図書館)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第138号議案	指定管理者の指定について(埼玉県県民健康福祉村)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第139号議案	指定管理者の指定について(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第140号議案	指定管理者の指定について(埼玉県農林公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第141号議案	指定管理者の指定について(埼玉県県民の森)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第142号議案	指定管理者の指定について(戸田公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第143号議案	指定管理者の指定について(吉見総合運動公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第144号議案	指定管理者の指定について(荒川大麻生公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第145号議案	指定管理者の指定について(和光樹林公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第146号議案	指定管理者の指定について(新座緑道)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第147号議案	指定管理者の指定について(狭山稲荷山公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第148号議案	指定管理者の指定について(まつぶし緑の丘公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第149号議案	指定管理者の指定について(権現堂公園)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第150号議案	指定管理者の指定について(特別県営住宅)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第151号議案	指定管理者の指定について(特定公共賃貸住宅)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第152号議案	第152号議案ザ)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第153号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立小川げんきプラザ)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第154号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立神川げんきプラザ)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第155号議案	公立大学法人埼玉県立大学第2期中期目標を定めることについて	○	○	○	○	○	○	原案可決
第156号議案	首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	○	○	○	○	○	○	原案可決
第157号議案	埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について	×	○	×	×	○	×	継続審査
第158号議案	埼玉県人事委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	同意
第159号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第160号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第161号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第162号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第163号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第164号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第165号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第166号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第167号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第168号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第169号議案	埼玉県公害審査会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	改革	
議第30号議案	埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第31号議案	介護職員の処遇改善施策の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第32号議案	利便性の高い道路ネットワークの整備促進を求める意見書	○	○	○	○	○	×	原案可決
議第33号議案	奨学金制度の改善を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第34号議案	脳脊髄液減少症に対するブラッドパッチ療法の保険適用等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第35号議案	政府関係機関の地方移転に反対する意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第36号議案	鉄道網の整備促進を求める意見書	×	○	○	○	○	○	原案可決
議第37号議案	高等学校入学者選抜に係る教育長の権限の見直しを求める決議	×	○	×	×	○	○	原案可決
議第38号議案	公営企業の事業範囲の見直しを求める決議	○	○	×	×	○	×	原案可決

（注）1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

22 日本共産党県議団が提出した意見書・提言・決議(案)

2015年11月16日

「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に対する意見・提言

本素案は、「基本的な考え方」(P15)によると「今後10年さらには50年後の人口の構造的な変化の見通しを」しめし、「今後5年間(2015年から2019年まで)で推進すべき取り組みについて」、体系化して示すものである。

現状での転入超過のもと、1.31という出生率が続いた場合、2060年の本県の人口は550万人台となるなどの見通しが示され、課題提起がなされている。

以下の提案を行うものである。

項目：基本目標1「県内における安定した雇用を創出する」

素案P21保育所受け入れ枠 110,152人(平成31年末)を「少なくとも13万人とする」

厚労省の「少子化社会対策白書」平成27年版調査によると、若者が結婚できない理由の第1は「低所得」であり、出産・子育てに感じる困難の第1は「経済的負担」第2位「仕事との両立」である。日本の若年層の低所得、子育てしづらい現状が、少子化を進行させている中心要因である。埼玉県としては、この問題の深刻さを正面から受け止め、対策を講ずるべきである。保育所受け入れ枠 110,152人という目標は、平成25年に比較して1万7千人分の枠をつくるというものである。27年度埼玉県の認可保育所を希望して入所できなかったのは6,200人強である。また埼玉県の対象児童の、保育所入所率は26%であるが、これを仮に30%にするなら、1万4,000人分を作る必要がある。合計すると2万人分以上の保育所受け入れ枠を拡大する必要がある。

重要業績評価指標「農業法人数 累計1,125法人」を「農業従事者数の維持」とする

地域産業振興の上で最大の問題点は農業の衰退である。さらにそれを加速するのがTPPによる関税撤廃である。おおむね合意を撤回するよう国に対して強く申し入れるべきである。また県内農業について、法人に限定せず農業をやりたい人すべてを視野に入れて支援する目標とする。

主な施策に次の2点を加える

- * 公契約条例を制定する
- * 住宅リフォーム助成制度を県として創設

誘致型の産業振興策が優先され、県内産業とくに中小企業の振興に対する目標が不十分である。県内中小企業を応援育成するために、適切な公共発注を行い、小規模事業者むけの仕事を作る。

項目：基本目標3「県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

重要業績評価指標に以下の を加える

県内の非正規雇用の割合を低減させる

県職員と県教職員の臨時的任用率を半減させる

ブラック企業、ブラックバイトをなくす

若年層の低所得の最大の要因である非正規雇用の正規化への取り組みが不十分である。きちんと給与を支払わないなど、若年層の低所得の原因でもあるブラック企業などを調査し、県として厳しく指導する。教育の場でも生徒たちに対応策を周知徹底する。

主な施策に を加える

「県の乳幼児医療費助成の対象年齢を拡大」

「給付型奨学金制度創設」

「幼稚園父母負担軽減金（一般）の復活」

厚労省の「少子化社会対策白書」平成27年版調査によると、若者が結婚できない理由の第1は「低所得」であり、出産・子育てに感じる困難の第1は「経済的負担」第2位「仕事との両立」である。日本の若年層の低所得、子育てしづらい現状が、少子化を進行させている中心要因である。埼玉県としては、子育ての経済的負担を改善するために、思い切った施策拡充や創設を行うべきである。

この問題と合わせて、民進・無所属・県民・共産党の3党派が合同で、閉会后議長に対し議会改革特別委員会設置の申し入れを行いました。

予算特別委員会の2017年2月定例会での審査には、金子正江県議、前原かつえ県議が参加します。

項目：基本目標4「時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守る」

基本指標「要介護認定率（75歳から79歳）の低減」を削除

重要業績評価「特別養護老人ホームの整備促進」39,799人を少なくとも5万人に修正する

特養39,799人分というのは、約1万人分を整備するという数にすぎない。27年度の特養待機者が約1万2千人であることから、高齢化の進展からも少なくとも2万人分は整備する必要がある。

介護基盤の整備が不十分な中で、要介護認定の低減目標が追求されると、無理やり認定を引き下げるなどの、介護からの無理やり卒業や介護難民が生み出されかねない。

以上

日共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

2015年12月14日

農業を壊滅させるTPP交渉からの撤退を求める意見書（案）

政府は10月5日、環太平洋連携協定（TPP）が「大筋合意」に達したと発表した。日本の関税撤廃率は9018品目の95%にもものぼり、まさに総自由化といえるものである。「聖域」としていたコメなどの農産物重要5品目でも約3割の関税が撤廃され、日本の譲歩ぶりが際立っている。今回の大筋合意の内容のまま協定が発効されれば、本県はじめ日本の農業が壊滅的打撃をこうむることは必至である。

埼玉県議会は昨年2月定例会で、国会決議を必ず遵守するとともに、国民への情報開示を徹底し、丁寧な説明により理解を得ることを国に求める意見書を採択した。しかしながら、TPP協議では、交渉過程をいっさい明らかにしないまま徹底した秘密交渉によって合意に至っており、きわめて遺憾である。

今回の「大筋合意」は、農業、医療・保険、食品安全、地域経済・雇用、知的財産権など国民の生活・営業に密接にかかわる分野で、日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、ただちに大筋合意を破棄し、TPP交渉から撤退するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

少人数学級の推進を求める意見書（案）

2011年に義務教育標準法が改正され、学級編成基準の引き下げによって小学1年生の35人学級が実現された。同法の附則には、小学校2年生から中学校3年生まで学級編成基準を順次改定することを検討すると明記されたが、いまだ改定はおこなわれず、12年度から予算措置による小学2年生の35人学級の実施にとどまっている。

教育現場では、手厚いケアを必要とする子どもが増え、いじめや不登校、学級崩壊の増加など様々な教育困難が広がっている。また、新学習指導要領による授業時間数の増加や事務処理の増加による教職員の多忙化も深刻である。このような実態を踏まえ、本年6月には衆参両院の文部科学委員会で「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議」が全会一致で採択された。さらに、11月には全国市長会が教職員の加配定数を含めた教職員定数の充実と財源の確保を求めて決議をあげている。

一方、財務省は財政制度等審議会の答申に基づき、少人数学級の効果を否定し、小学一年生も40人学級に戻すよう文科省に求めている。しかし、現場の実態からも少人数学級の効果を示す多くのデータからもきわめて乱暴な議論であり、40人学級への後退は到底認められない。一人ひとり子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、少人数学級の拡充が不可欠である。

よって、国においては、学級編成基準の改定をただちに実施し、少人数学級を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

手話を言語として位置づける手話言語条例の制定を求める決議（案）

2006年に国連総会で採択された障害者権利条約では、第2条において「言語とは、音声言語および、手話そのほかの形態の非音声言語をいう」と定められ、手話が「言語」であることが明記された。日本は、2011年に障害者基本法の一部を改正し、手話が音声言語と対等であるということを法的に位置づけた。

しかし、改正障害者基本法は、手話言語に関係する権利を十分に保障するものではなく、聴覚障害者の基本的人権を保障する観点から、言語として手話を使える環境整備の推進を定める手話言語法の制定が必要である。とはいえ、法制定をまたずとも、各自治体が条例で手話を言語と位置づけ、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることはきわめて重要である。県内では、すでに制定した朝霞市に続き、この12月議会に富士見市と三芳町が手話言語条例案を議会に提出している。

全国で初めて条例制定した島根県では、手話通訳者の養成はもとより、タブレット型端末を利用した遠隔手話サービス、多彩な手話講座の開設、事業所が開催する手話学習会への支援など、耳の不自由な人が情報を収集し、発信しやすくするための総合的な取り組みが進められている。これらの取り組みが「手話は言語である」との理解を広め、聴覚障害者が家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で手話によるコミュニケーションと情報提供を保障するうえで大きな役割を果たしている。

よって、本県議会は、県に対し手話を言語として位置づける手話言語条例を制定するよう強く求める。

以上、決議する。

23 声明・談話

記者発表

2015年12月22日

日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

県議会12月定例会をふりかえって

一、下水道市町村負担金の引き上げは認められない

本日、12月定例会は知事提出議案33件、議員提出議案12件を可決・承認・同意して閉会しました。党県議団は、平成27年度埼玉県一般会計及び特別会計決算認定をはじめとする、8件の知事提出議案、3件の議員提出議案について、反対しました。

今定例会では、下水道料金の引き上げにつながりうる、市町村負担金の引き上げが行われました。関係する自治体は荒川左岸南部のさいたま市、川口市、上尾市、蕨市及び戸田市、中川流域のさいたま市、川口市、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町および松伏町、古利根川流域の加須市、久喜市、利根川右岸流域の本庄市、美里町、神川町です。新たな負担増であると同時に、収支均衡の観点だけで、運営費の上昇をそのまま関係市町に負担させるのでは、流域間の格差解消・全県統一の単価の実現をさらに遠ざけると主張しました。

二、マイナンバー実施に3億1千万円、27年度決算に反対

平成27年度埼玉県一般会計及び特別会計決算の認定と、公営企業会計決算の認定については閉会中に特別委員会で審査が行われてきました。党県議団からは金子正江県議が委員として参加しました。党県議団は、マイナンバー制度実施のために3億1千万円が支出されたこと、重度心身障害者医療費助成制度について、新たに65歳以上で重い障害者となった人を対象から外したこと、ハッ場ダムへの21億円の支出、患者の反対を押し切って移転が行われた埼玉県立小児医療センターの建設移転費用138億円などから認定しませんでした。

三、予算特別委員会、少数会派の質疑時間を大幅に削減

予算特別委員会について、本日の議会運営委員会で、公明・県民会議・共産・改革の部局別審査持ち時間が大幅に短縮されました(自公の賛成で可決)。予算特別委員会では2015年2月までは、知事への質疑を中心とする総括質疑としめくり総括質疑が行われていましたが、2016年の2月定例会から、総括質疑1回と大幅に切縮められ、一方で知事答弁が認められない部局別審査が始まりました。今回は、この部局別審査の各会派割り当て時間について、全ての会派に10分割り当てた上に、人数に応じて時間を配分するやり方を変更し、人数按分のみで割り当て時間を配分します。自民党の割り当て時間は274分増加する一方、県民・公明が52分、共産78分、改革92分短縮となり、

少数会派ほど質問時間が削られます。

この問題と合わせて、民進・無所属・県民・共産党の3会派が合同で、閉会后議長に対し議会改革特別委員会設置の申し入れを行いました。

予算特別委員会の2017年2月定例会での審査には、金子正江県議、前原かづえ県議が参加します。

四、台風9号などの豪雨被害についてなど柳下県議一般質問

12月9日、柳下礼子県議が本会議一般質問を行いました。台風9号などの豪雨被害について、地盤崩壊によって志木市で1軒、飯能市13軒が未だに避難を余儀なくされています。柳下県議はこれらの避難者の数を明らかにしたうえで、県と市で創設した被災者安心支援制度（住宅倒壊に300万円など）を適用するよう求めました。知事は「住宅の敷地に被害が生じやむをえない事由により住宅を解体した世帯も対象」だとしてこの案件も協議の対象だと答えました。

このほか、障害者入所施設建設、性的マイノリティの人権保障、高等学校給付制奨学金創設、中山間地農業支援などを取り上げました。

五、請願項目が同じと、請願の趣旨説明認めず

県民から提出された「ゆきとどいた教育をすすめるための請願」の委員会審査の際に、請願代表者が趣旨説明を申し出たにも関わらず、文教委員長は、請願事項が昨年と同じだという理由で、趣旨説明を認めませんでした。前原かづえ県議は、今年度新たに富山、秋田、島根、鹿児島県が少人数学級を前に進めたと指摘し、7万人を超えた署名に応じて請願を採択するべきだと発言しました。（共産以外の党によって不採択）総務県民委員会で審査された「教育負担の公私格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成についての請願」についても同様でした。

今定例会中にも、埼玉県の最上位計画である埼玉県5か年計画の審査が行われ、引き続き閉会中審査が行われます。党県議団からは秋山文和県議が委員として参加しています。

以上

県政資料・第129号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2015年12月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

